

平成18年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

12月13日(水)

○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
2番 関 口 雅 敬 君	9
5番 齊 藤 實 君	18
14番 渡 辺 強 君	22
8番 大 澤 夕 基 江 君	34
3番 村 田 正 弘 君	42
7番 新 井 利 朗 君	53
4番 大 島 瑠 美 子 君	61
9番 梅 村 務 君	66
○延会について	78
○次会日程の報告	79
○延 会	79



12月14日(木)

○開 議	83
○議案等の説明のため出席した者の紹介	83
○議事日程の報告	83
○町長提出議案の報告及び一括上程	83
○議案第60号の説明、質疑、討論、採決	83
・議案第60号 長瀬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	
○議案第61号の説明、質疑、討論、採決	88
・議案第61号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例	

○議案第62号の説明、質疑、討論、採決	90
・議案第62号 長瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	
○議案第63号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第63号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第64号の説明、質疑、討論、採決	95
・議案第64号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第65号の説明、質疑、討論、採決	102
・議案第65号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第66号の説明、質疑、討論、採決	105
・議案第66号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第67号の説明、質疑、討論、採決	106
・議案第67号 埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立について	
○議案第68号の説明、質疑、討論、採決	111
・議案第68号 彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更について	
○議案第69号の説明、採決	113
・議案第69号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第70号の説明、採決	114
・議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	114
○町長あいさつ	115
○閉会	115

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第74号

平成18年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年12月8日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成18年12月13日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君	
4番	大	島	瑠	美	子	君	5番	齊	藤		實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君	
8番	大	澤	夕	キ	江	君	9番	梅	村		務	君
10番	西	山	津	智	男	君	11番	野	口		清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君	
14番	渡	辺		強	君							

不応招議員（なし）

平成18年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成18年12月13日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

2番 関 口 雅 敬 君

5番 齊 藤 實 君

14番 渡 辺 強 君

8番 大 澤 夕キ江 君

3番 村 田 正 弘 君

7番 新 井 利 朗 君

4番 大 島 瑠美子 君

9番 梅 村 務 君

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	君	5番	齊	藤		君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	君	9番	梅	村		君
10番	西	山	津	智	男	君	11番	野	口		君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	中	川		昇	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君	産業課長	若	林		実	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	南		昭		書記	石	川	正	木
------	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(西山津智男君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成18年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(西山津智男君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(西山津智男君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(西山津智男君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成18年8月から10月にかかわる現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

まず、11月14日に、さいたま市の埼玉会館で行われた「平成18年度県民の日記念式典」において、14番渡辺強君が「埼玉県表彰規定による知事表彰」として、地方自治功労者表彰を受賞されましたので、ご報告いたします。

9月23日に、小鹿野町文化センターで、「合併記念式典」が開催され、出席いたしました。

10月3日に、横瀬町役場で、「秩父地域議長会平成18年度第2回定例会」が開催され、副議長大島瑠美子君ともども出席いたしました。

10月7日に、秩父市の秩父地場産センターで、「埼玉県職員秩父会」が開催され、出席いたしました。

10月12日から13日にかけて、新潟県村上市において、「平成18年度長瀬町老人クラブ連合会研修旅行」が開催され、参加いたしました。

10月14日に、横瀬町町民会館で、「第12回地域安全大会」及び「第13回秩父地区暴力排除推進大会」が開催され、出席いたしました。

10月24日に、秩父市の秩父地域創造センターで、「道議連・水森議連」の役員会が開催され、副議長大

島瑠美子君に出席していただきました。

10月29日に、秩父市の三峰神社を中心として、「奥秩父大滝紅葉まつり」が開催され、経済観光常任委員会委員長梅村務君に出席していただきました。

10月29日に、横瀬町町民会館で、「第29回よこぜまつり」が開催され、経済観光常任委員会委員長梅村務君に出席していただきました。

10月30日に、さいたま市のWith Youさいたまで、「埼玉県市町村合併推進構想説明会」が開催され、出席いたしました。

11月3日に、小鹿野町の両神荘を中心として、「第30回両神ふるさとまつり」が開催され、出席いたしました。

11月7日から8日にかけて、茨城県笠間市及び鉾田市において、「秩父地域議長会正副議長視察研修」が開催され、副議長大島瑠美子君ともども参加いたしました。

11月8日に、皆野町文化会館で、「優良従業員表彰式」が開催され、経済観光常任委員会委員長梅村務君に出席していただきました。

11月9日に、小鹿野町文化センターで、「第7回秩父郡市人権フェスティバル」が開催され、副議長大島瑠美子君、民生教育常任委員会委員長関口雅敬君、経済観光常任委員会委員長梅村務君に出席していただきました。

11月10日に、埼玉県庁において、「道議連・水森議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

11月16日に、さいたま市の浦和東武ホテルで、埼玉県町村議会議長会による「平成18年度正副議長及び事務局長合同研修会」が開催され、副議長大島瑠美子君、議会事務局長南昭君ともども参加いたしました。

11月19日に、秩父市荒川総合運動公園で、「第13回ちちぶ荒川新そばまつり」が開催され、出席いたしました。

11月28日に、皆野町役場で、「平成18年度秩北町村議員クラブ役員会」が開催され、副議長大島瑠美子君、5番齊藤實君、6番野原武夫君、7番新井利朗君ともども出席いたしました。

12月3日に、秩父市の秩父宮記念会館で、「秩父夜祭観光祭懇談会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

本日ここに、平成18年第4回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご参集賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のためまことにありがたく、心から感謝を申し上げます次第であります。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。ことしの秋は訪れが遅く、紅葉の時期が例年よりも遅くなりましたが、師走の声とともに朝晩の寒さも厳しさを増してまいりました。皆様にはお

変わりなくご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、昨今、公務員の不祥事が発生しております。言うまでもなく、公務員には全体の奉仕者としての使命を自覚した上で住民本位の行政運営に全力を尽くすことを強く求められているところであります。私は、職員朝礼、課長会議等機会あるごとに住民の理解や信頼を得られる行政サービスを進めるよう話をしているところであります。特に飲酒運転に対しては、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人には飲ませない」を徹底しております。また、職員の懲戒処分の基準も国の基準よりも厳しく改正しているところであります。

さて、ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。去る9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されました。当町では、期間中、交通安全運動出陣式を初め街頭指導、高齢者の交通安全体験指導等を実施し、「交通安全」の啓発・推進を図りました。10月24日には、町の表彰規程に基づきます自治功労表彰式を開催いたしました。西山議会議長にもご臨席をいただきましたが、長年にわたり議会議員や町の各種委員などにつかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など107名、2団体の方を表彰させていただきました。毎年、冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を10月29日、第一小学校の校庭を会場に行いました。当日は天候にも恵まれ、議員の皆様を初め大勢の来賓のご臨席をいただき、盛会に開催することができました。昨今、災害に対する危機管理体制の充実が叫ばれているところでありますが、日ごろの訓練の成果でありますポンプ操法、放水試験などを見させていただき、団員のきびきびした姿を見て、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第であります。

次に、企画財政関係について申し上げます。9月定例会での平成17年度一般会計決算認定の審議中、委託料につきまして、平成17年度と平成16年度の決算額が同額であり、平成17年度は財政規模が減少していることから増額したのと同じである旨ご指摘いただきました。企画財政課に確認をいたさせましたところ、「委託料の額は、平成17年度が約2億3,500万円、平成16年度が約2億6,200万円でありまして、平成17年度は約2,700万円の減少となっております」、そういうことでありますので、ご報告をさせていただきます。

続いて、健康福祉関係について申し上げます。平成18年度長瀬町敬老会を去る10月25・26日の2日間にわたり開催いたしました。ことしも天候に恵まれ、例年どおり大勢の皆様に参加していただきました。当日は、慶事該当者の表彰や舞踊・カラオケ、また今年度から新たに幼稚園・保育園児による歌や合奏の発表があり、かわいらしい園児たちの発表に大変喜んでいただき、盛会裏に終了することができました。これも議員の皆様を初め各区の関係者、関係団体の多くの皆様のお骨折りのたまものと、改めてお礼を申し上げます。

続きまして、観光関係について申し上げます。県立自然の博物館前の「月の石もみじ公園」において、観光協会主催による紅葉ライトアップが11月11日から26日までの16日間にわたり行われました。このライトアップも4回目となりましたが、例年前年度の反省を踏まえ改善を重ねてきたため、年々来園者が増加しております。ことしは紅葉が遅れたため出足は悪かったものの、昨年同様の約12,000人に近い方の来園をいただいたというふうに承っております。また、最終日の26日には、ミニコンサートも行われ、さらに毎週金、土、日曜日には長瀬特産市として商工会にも参加していただき、にぎわいも加わったようであります。なお、ことしは県立自然の博物館や長瀬駅前、宝登山神社でもライトアップを行い、特に宝登山神社の池のほとりは、幻想的で大変きれいでした。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。初めに、学校教育関係についてですが、今年度長瀬中学校PTAが優良PTA文部科学大臣表彰を受賞しました。これは長年にわたるその活動の功績が認められたこと、組織がしっかりしていることなどが表彰の対象になり、受賞となったもので、昨年の全国PTA連合会の表彰に続く快挙であります。これは皆様を初めとする諸先輩方の功績であり、地域の皆さんの協力のたまものであるということをしかり認識をするとともに、今後これを継承していくことが大切である旨を伝えたところであります。過日開催されました祝賀会には、皆様を初めたくさんのご来賓の出席を得て、盛大に祝賀会が実施できました。大変ありがとうございました。

次に、中学2年生を対象に、主に町内の職場体験学習を通じて、個人と職業や社会とのかかわりを知る中学生チャレンジ体験事業をこしも11月15日から17日までの3日間実施をいたしました。役場にも学生が見えまして、一生懸命手伝いをしている姿を拝見をいたしました。中学2年生88名が町内外の33の事業所へ出かけていき、そこでの仕事を体験させていただくもので、子供たちのいじめや不登校などの問題行動が重要な課題となっている昨今では、自然体験や社会体験の不足が挙げられることを考えると、学校、家庭、地域社会が連携して、社会体験活動を積極的に推進するこの事業は、豊かな感性や社会性、自立心を養う点で大変評価される事業ではないかと思えます。

次に、先ほど触れましたが、いじめ問題ですが、自殺予告を記した文部科学大臣あての手紙が数多く届けられております。その都度、県教育委員会を通じ市町村教育委員会まで調査が入るといった全く困った状況が続いておりますが、当町においても教育委員会を通じ、いじめ問題には積極的に取り組むよう各学校への指導をお願いしているところであります。

次に、不審者対策につきましては、当町でも9月の末に1件発生しているなど相変わらず各地で発生を見ております。こうしたことから、教育委員会、学校、家庭、地域が連携した取り組みを引き続き行ってまいります。

次に、生涯学習事業関係ですが、例年実施しております「長瀬町文化展」は、本年で第31回目を迎えました。本年も11月3日から5日までの3日間開催をいたし、幼稚園・保育園、小中学生の作品展示も含め、約1,300点の出展があり、期間中約1,000人の方にご来場をいただきました。

最後に、今後の予定でございますが、毎年恒例の成人式ですが、既に議員の皆様にもご案内申し上げましたが、来年年明け早々の1月7日の日曜日に行います。現在、今回成人を迎える皆さん96名の出席の連絡をいただいているとのことであります。議員の皆様には、ご出席の上、ともに成人の門出を祝していただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業などの報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案1件、条例改正案3件、補正予算案3件、広域連合の設立について、広域連合の規約変更1件、人事案件2件の合わせて11件であります。よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（西山津智男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 新井利朗君

8番 大澤タキ江君

9番 梅村務君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（西山津智男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの2日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（西山津智男君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問及び答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

では最初に、2番、関口雅敬君の質問を許します。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、質問させていただきます。

初めに、合併について町長にお伺ひいたします。合併についての町長のお考え、現在の状況及び将来の見通しについてお伺ひします。また、寄居町はホンダが進出を決定し、発展が見込まれます。合併相手として選択肢が少なくなっている現在では、寄居町との合併が非常に現実的な選択肢であると思われませんが、

長瀬町としてお考えを一本化して、正式に合併を申し入れるお考えがあるのかお伺いいたします。

2番目、白鳥荘の跡地問題について町長にお伺いいたします。現在の建物が老朽化し、管理が行き届かなくなっていると、防犯上のさまざまな問題が発生することが予想されます。そうした問題を未然に防ぐ意味でも、取り壊し等の対策が必要だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3番目、社会福祉協議会の運営について町長にお伺いいたします。次年度以降、本年度の事業と同様に運営するには、財政の問題がありますが、どのように手配するのかお聞かせください。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問にお答えいたしますが、この市町村合併の問題につきましては、もう既に何回もご質問をいただき、その都度お答えを申し上げているところでございます。長瀬町の財政状況は、以前から申し上げているとおりで、非常に厳しい財政状況にあります。具体的にご説明を申し上げますと、歳入においては普通交付税、臨時財政対策債などの一般財源が大幅に減少を余儀なくされておりますし、歳出においては義務的経費である人件費、扶助費、公債費などが高い割合を占めております。それに加えて、一部事務組合などへの補助金、負担金などや特別会計への繰り出しなども年々増加しているような状況であります。そういうような状況から、私はこれからずっと単独で行政運営をしていけるとは考えておりませんし、絶対に合併しないということを考えているわけでもない。地方分権の推進、人口減少、広域的行政への対応、効果的かつ効率的な行政運営などの実現など町民の皆様が安心して希望の持てるまちづくりを進めるためには、市町村合併も選択肢の大きな一つであるというふうに考えております。市町村合併を考える場合、合併の相手につきましては、地理的条件から申し上げれば、秩父市か寄居町かいずれになるというふうに選択肢は狭くなっております。秩父市につきましては、話し合いをするということであれば、この前もご質問にお答えをする形で答弁させていただきましたが、小鹿野町、横瀬町等々の首長とはいろんなことについて相談をしているところでありまして、もしそういう話が出たときには協力体制をとって秩父市との話し合いを進めたいと。皆野にとりましては、石木戸町長就任間もない時期でございますので、そのときに改めて皆野町にも相談申し上げるというふうに話し合いをしているところであります。

また、寄居町につきましては、ホンダの企業誘致が決定をいたしました。このことも前々から申し上げているとおりでございますが、今、寄居の現状のお話を聞きますと、そのホンダのことで頭がいっぱいだと、よその町との合併のことについて今考えるような状況になっていないというお答えをいただいております。そういうような状況でありますので、私たちもこれをしっかり受け入れ体制を、寄居の波及効果を我々にも与えていただけるような体制づくりが必要だということを考え、若者の定住促進、それから企業誘致の実地を考える等々の準備を始めているところであります。そういう状況にありまして、寄居町がそういう自分の厳しいといいますか、将来には大きな展望が開ける中でのまちづくりについて、合併のことまで今考える余裕がないというような状況でありますので、しばらくは様子を見たいというふうに考えているところであります。

それから、市町村合併をするということになれば、当然その相手の合意というのが必要になってくるというふうに考えておりまして、相手にその意思がなければというのが先ほどの前段のお話につながるのではないかと思います。そういうことを考えますと、時間、それから時期、それからその移行行く状況等々の変化を的確にとらえていくということが大切ではないかと考えているところでございます。いずれに

しても近隣の首長さんたちとはしっかり相談をしながら前向きに検討していきたいというふうに考えておりまして、実は今月のうちに本田技研工業の社長さんから、ある意味での前の発表よりも多少踏み込んだ寄居工場の関係についての発言があるという情報がきのう入りましたので、これを見させていただき、年が明けてから寄居との協議をこのことについてもしていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、私たちの判断、それから町民の意見、それから議会の意向を非常に重視しなければいけないことでありますし、議会の議決というのが最重要課題になっているということは事実であります。そういうことを考えますと、皆さんとともにその意見交換をする場、それから皆さん、議会としてのお考え等々も非常に重要なことになりますから、その辺についても皆さんにもいろいろなことにつきご協議をいただけたらありがたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今お答えいただいたのは、以前からも合併の質問を私がさせていただくと、同じような言い方で、まだ先にあるのだという答えなのですけれども、もう今私たちがいる合併の選択肢は、秩父は一つなのか、それとも町長は、皆野・長瀬の小さく光るきれいな町ではいけないのでしょうかということで一生懸命言っていて、今の状況になっています。あるいはもう一個は、単独で行く場合という、三つだと今まで私は思っていました。私は当選以来、寄居との合併をお話をしたところ、夢の話ではないかというようなことでありましたが、ホンダが来るということが決まってから、寄居がいいのではないかというお話も出てまいりましたが、町長、寄居の町長選挙がある前には、町長選挙がかわつたらということだったのですけれども、町長がそのまま同じになっているということは、寄居の答えは、以前と同じ答が返ってくるのだらうと私は思います。そして、寄居は今後ホンダが来て、財政状況もよくなっていく中で、これから長瀬という急接近ができるのならそれが一番いいことではすけれども、今まだここでホンダの企業にかかわる話をするという話でも、これは合併には関係ない話だと私は思うのですよ。寄居がどう思っているか、町長も勉強してもらったのかなと思って、きょう状況をお聞きする意味で、合併の質問させてもらいました。

そういう中で、秩父広域合併がいろんな広域行政やっている中で、普通県から言っても、秩父は秩父広域でという市町村課の話があった中で、町長は秩父広域は出てきてしまったけれども、仲間なので頼むねという話ししてあると、個々の首長とは連絡をとっているのだという、これ議事録、平成15年の9月のときですけれども、9月の議会の議事録であるので、広域との話も切れてしまったわけではないのだと思っています。

それで、あるときは、小鹿野と横瀬と長瀬の3町は情報交換しているということではすけれども、我が町は皆野を置いてはいけないのだと町長、前から言っていますよね。その中で石木戸さんが当選してからまだ間もない、間もないと言っても、もう早急に話を進めて、皆野ときちんと話をして、下水道が特に今新聞でもにぎわって、町民の方が非常に心配しておるそういう中で、皆野と長瀬で早く話を進めて、どちらかにいく選択肢を早く決めなかったら、このままずるずる、ずるずるいって、長瀬の財政がもっていくのならないと思うのです。町民の方も大分心配して、今でもいろんなところの会合に出ますと、秩父は一つという考えで、この間の障害者自立支援法の会合の中でも、民間の方の発言は「今後秩父と一つになるんだから」というようなお話で意見を出している方もいるのです。ですから、町長、単独でこのままいけるのなら、このまま時間ゆっくり考えていってもいいけれども、もうそういう状況ではなく、なるべく早く

合併して、スケールメリットを利用しながら、いろいろなものやっつけていかないと、町民の方が困るのではないかと。けさも先輩議員がメロンの産地になってしまうというような話になっているのですけれども、夕張市が今本当に負担増、サービスの低下、そして年金生活者は人間らしい暮らしができなくなっているという新聞報道、地域の崩壊、若い人がどんどん転出してしまっているという中で、合併問題、本当に大事なのだと思うのです。まだ私たちのところにもその合併問題が皆野がつぶれてからわき上がってこない。というのは、まだ執行部の方の考え方もいろいろあるのかと思うので、もう一度町長、この先のことでお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） このことについては何回もご質問いただき、お答えをしていますということは先ほど申し上げました。それで、財政的に長瀬町が単体でやっつけていけるかどうかについては、非常に危惧をしているということも事実であります。そういう中で、例えば皆野との合併が失敗しましたことは、私たちにも大きな責任がありますが、私は主な原因については皆野町にあるというふうに確信を持っておりまして、そのことについてこの前も申し上げましたように、皆野町からアクションがなければ、私は皆野との話し合いは乗りませんという。それは石木戸町長の町長当選のときに、彼のお礼のあいさつの中で、私は秩父とすぐ合併しますと、具体的に町名まで秩父市大字をとって皆野、国神、金崎、三沢、金沢、日野沢というような名前になりますというところまで申し上げたわけでありまして。それに対するリアクションが非常に大きくて、今、石木戸町長は現実には動けない状況になっているというふうに私は見えています。ほとんど議会の人たちとの対話がないという状況では、この合併の話などはとても進めるような状況にないというふうに思っておりますので、向こうから話が来ないのに、飛び地で秩父との話はできないということから考えて、先ほど申し上げましたような小鹿野、それから横瀬の首長とはいろいろなことについて、その合併の話が始まったときには、同一行動がとれるでしょうか、とりましようねという話をしているわけでありまして。ただ、長瀬町は寄居という隣町がありますから、そのことにつきましても、町内にはその希望がいっぱいあるので、そのことについては町の中でひとつ検討した上でやります。しかし、皆さんの意見は私も賛成ですから、そのときは一緒に行動をとりましよう。ただ、多少の違いが長瀬町にあるということをご理解いただきたいということは、この前の議会にも申し上げているはずであります。

そういう状況を考えますと、その合併をすぐやらなければいけない。合併は何のためにやるのかという問題も考えてみますと、金がないからというだけで合併をするというのが本当にまちづくりのために正しい方向なのかどうかということも議会の皆さんも検討していただきたいというふうに思います。諸般の事情を勘案し、それが成熟することを私たちは見届けた上で合併をする。そのために最終的には議会の議決というのが一番最後の手順になるというふうに考えておりますので、皆さんにも先ほど質問に答える中で申し上げましたように、いろいろなことについて検討する準備を始めていただけたらいかがでしょうかということをお願いいたします。

そういうことを含めて、それは執行部だけの問題ではなくて、一番の考え方を聞くのは町民だと思えます。そして、これ先延ばしだと言われると非常に困りますが、来年議会の選挙がありますよね。そういうことから考えますと、そのことも一つのポイントになるのではないかと考えています。

それと、先ほど申し上げましたような一部事務組合、特に長瀬町の大きな負担になっておりますのは、下水道の問題であります。これをどういうふうにするか、実はその合併のこととも当然関係がありますが、それだけではなくても、当然資本平準化債ということもありますし、それからいろいろな問題を含めて私たちは

急遽始めた連結決算方式の国のやり方についても大きな疑問を持っておりますが、しかし、国で決めたこととありますから、そのことについては、それを改善してハードルを一つ低くするというのを今考えて、下水道の方に対しましては、年間で1億円ぐらいの繰り出しの減額をしてもらうように準備を始めました。それと、私がことしの5月8日から下水道の管理者になったということも、その先を見据えての減額措置がとれるような、そういう対策をとるための管理者の就任であります。そういうことを考えますと、今ここで議論をして、「じゃ、はい、あしたから」ということにはならない。ずっといろんなことについて、これは慎重に推移を見ながらやっていかなければいけないのではないかと私は考えています。引き延ばしをしているとか、そういうことではなくて、寄居の状況も確たるものはありません。そういう中で、先ほど申し上げましたように、今合併のことよりも、ホンダのことについての対策が最優先しているという状況は事実であります。それを考えますと、その状況を私たちは見ながら、寄居との話し合いも当然していかなければいけないと。これは恐らく年が明けのころ、先ほど申し上げましたように、きょうだか、あしたかだかにホンダの社長の記者発表があるという話も情報として私のところへ入ってきておりますので、その辺を見させていただいた上で、では具体的にどういうことになるかということについては、議会との協議が非常に大切だろうというふうに考えておりますので、これは時間を引き延ばすということではないということは、先ほどから再々申し上げておりますが、そういうような状況を踏まえた上で、冷静に判断をし、行動することが大切だというふうに思っています。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今、町長のお答えでは、まず今の話聞いていると、もう寄居の方にかなりウエートを置いているような私聞こえ方がするのですよ。そこで、ホンダが寄居に来るから、寄居はよくなるなら寄居と合併を今慎重に聞きながら、勉強しながらいるのだというお話ですけれども、例えば寄居にホンダが来て、寄居が財政これからよくなっていくのだと思うのですよ、それは間違いなく。ですが、我が町は皆野を置いて寄居へ行くわけにもう町長いかないでしょう、実際問題。皆野と長瀬のこの負の財産をどうするのかということも私も前から聞いているのですけれども、寄居の方はその当時の話では、そんなにウエートを置いていなかったけれども、今はかなり町長の発言は寄居、ホンダ、前回の議会ではホンダ市という名前の4町合併ですか、これはアイデアは非常におもしろいなどと言っていますけれども、私から言うと、夢話のような気がするのですよ、4町でなんて。長瀬と皆野が一緒だったらまだ話もあるかと思えます、現実的に。もう負の財産が皆野と長瀬でがっちり手を組んでいるのだから、合併問題も皆野を置いていくわけいかないので、もし町長がよければ、私この議会終わったら、私が大澤町長という看板背中へ背負って、石木戸さんところへ行ってきましたよ。行きますよ、町長。皆野との話を先へ進めなかったら、皆野との合併ではないですよ。皆野と話し合いを持たなかったら、秩父は一つも寄居へ行くのも、全然長瀬ひとりではどうにもならないのだから、もう一度町長、聞かせてくださいよ。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問の方の大澤町長の看板背負って皆野に行くという話は、ありがたいと思いますが、お断りいたします。これは個人で動くとか、議員一人が動くことではありません。全体の協議が必要であるということ为先ほどから申し上げてあるわけでありまして、その負の問題をどういうふうに解決するかということも大きな問題であるというのは、今も申し上げましたし、この前も申し上げています。そういう問題があるから、簡単には動かない、動けないよと。それには皆野町がどういうことを考えているのか、私たちはこの前の合併協議は皆野町のために破談になったというふうに思っています。町名の問

題、多分関口議員もそれは了解をしているのだらうと思います。そういう中で、町長がかわったということとでありますから、新しい町の執行部がどういうふうにかえるかということが大切な要因だということをも再々申し上げているわけでありまして。そういう中で、例えば秩父に行くのなら、全部2人重ねればいい。では皆野を連れて寄居に行けばいいのだというようなお言葉に聞こえましたが、それが本当に一部事務組合の問題も含めて皆野町の大きな課題になっていることは事実であります。そういう状況を勘案しますと、関口議員に私が「はい、お願いします」ということは口が裂けても言えない。これは当然議会としての動きがあることが必要で、個人、一個人が議員がどれだけ力があるかわかりませんが、そういうことはやるべきでないというふうに私は思います。ですから、しっかりいろんなことについての状況をこれから勘案しなければいけない。その大きなマイナスの部分の中に一部事務組合があったり、広域があったりするわけでありまして。そういうのをどうするかということを目途が立たないうちに寄居へ行くというわけにもいかないということを概略のお話の中で申し上げているわけでありまして。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 次に、2番、町長、白鳥荘の跡地問題について。

○町長（大澤芳夫君） 2番についてお答え申し上げます。

白鳥荘のその防犯、建物の取り壊しをという話であります。これは以前申し上げてありますように、長瀬町にというお話がありました。それは契約の主文をある職員から見させていただき、とてもこれでは契約できないということで、お断りをしたという事実は皆さんに申し上げてあるとおりであります。そういう中で、私たちがこれを譲り受けるという前段で交渉したときに、私は一番先にこの建物を壊すことから始めたいという話を申し上げてあります。しかし、今これが県のものでありまして、無人警備がされているという事実がありますから、このことについては、県の方の責任でやっていただくようにご指摘を重く受けとめて、私たちの方からも今までも申し上げましたが、これからもこの建物については、早く撤去していただくようお願いを申し上げていくつもりであります。ご指摘はまことにありがたく重く受けとめさせていただきます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） ちょっとその白鳥荘の質問にいく前に、議長にちょっと申し上げますけれども、今、合併問題で私は再質問、再々質問だけで終わっている。これは筋だと思っておりますよ、今までの決め事で。そういうことで私も前の議会見ていると、幾つも幾つも質問しておる方があるので、今手を挙げてみたのですけれども、ぜひ公平にお願いしたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時46分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） では、白鳥荘の再質問をしたいと思っております。

今、町長、取り壊しはお話をしてくれるということで、前議会で取り壊しの先頭になっていただけます

ねということで、町長もなるということで終わっておると思うのですけれども、今、白鳥荘が3月31日で閉めて、バリケードやら何やらですごくガードして、不審者が入らないようにしているのだと思うのです。我が町はこれ観光立町で町長も観光を大事にしていくのだというお話の中で、あの風光明媚な、本当にあそこは 来島から何からすばらしいところなのです。それで、今、町長もあの宝登山の方に花の里、花の丘、一生懸命観光地としてきれいにしようということで、花事業をやってもらっているのですけれども、来島にはツツジがすごくきれいに咲くのです。今まで井戸の人がいろいろ、井戸と言っても、井戸の上郷区で 来稲荷があるので、掃除したり何だりしているだけで、余り宣伝していないから知らない方も多いかと思うのです。今、秩父鉄道のカレンダーなんか見ると、寄居の金尾のツツジ園が結構写真で出ているのです。あれに匹敵して負けないくらい私は同じ上郷だから、あのツツジもきれいに咲くのです。木が生い茂っているから、自然公園法でめったに枝切ることができないから、だんだん花芽も年々、年々少なくなってきたということで、ちょっと町が手加えるだけでツツジがすごくきれいに咲いて、本当に4月のゴールデンウイークあたりは、本当に赤くきれいな 来島になるのです。それが余り宣伝されていないし、白鳥荘が今ああいうバリケードやってしまったおかげで、そこに行けないのです。地元の人はこのバリケードの中のここを通れば行けるのだということで行けますけれども、せっかくの 来島の観光地を白鳥荘がああいうバリケードをしてしまったおかげで、だめになっているのです。民意を聞くということで、私も当選以来いろいろお話をさせてもらっている中で、町のホームページからアクセスして、交流広場、町長もご存じですよ。町長、交流広場知っていますよね。

○町長（大澤芳夫君） 知っています。

○2番（関口雅敬君） 知っていればいい。ではそこで公園が欲しいという投稿があるのです。そしてもう一つ関係しているのが、どこで子供を遊ばせるのという多分お母さんの意見だと思うのです。5件から6件これは次から次に意見が出ると、次の人がそれに話しかけてきている。その中でやっぱり公園が欲しいのです。長瀬、本当は私がこういうふうにも考えてみても、小さな公園は各行政区で一生懸命努力してやってもらっているのだと思うのだけれども、広い公園というのがないのです。だから、町長、どうです。ここ白鳥荘取り壊して、その公園そこへ、すぐ公園ができれば、あそこはグラウンドゴルフをやるコースもあったり、そのまま残っているのだから、ただ、あのバリケードを壊すだけで 来島までつながっていくのです。たまたまナイスタイミングに今回の埼玉県議会の最終日に、まちづくりの条例が出されて、多分これ自民党の多数で出しているのです。可決がされるという新聞記事があったのですけれども、これはスポーツを通して健康増進、高齢者の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感とか、いろんないいことがうたってあって、これは条例が多分可決されるのだと思うのです。この白鳥荘の跡地なんかは、これにぴったりもうナイスタイミングで当てはまるので、県にぜひお願いして、もし建物が壊すのがお金がかかって壊せないのだったら、周りの駐車場の部分だけでもバリケードをとって、町民の人あるいは観光客の方があそこらでゆっくりできるようにあの辺の整備だけでもお願いしてもらったら私はいいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 白鳥荘につきましては、私も岩畳に匹敵する、それ以上のきれいないい場所だというふうに思っております、それは地元の犠牲によって、今県の所有地になっている。そういう状況になっております、その中のツツジですか、ツツジのことにつきましては、多少子供のときから知ってはおりますが、いずれにしても県があそこを閉鎖するというのは、県の意向で決めたわけでございまして、我

々もそのことについては、大きな問題点を指摘をさせていただいています。ですから、この建物については、再三私もあれを取り壊してほしいというお話を申し上げ、長瀬町がもしあれを譲っていただくにしても、建物を持っていれば負の遺産になりますから、あれを取り壊すことから始めたいという話を申し上げたら、その建物は1年ごとにその経過報告をなささいという、取り壊しのことについては一向にその文書の中へ出てこなかったと、そういう事実があって、お断りの大きな原因の一つになっていました。それを例えば長瀬町が引き受ければ必ず翌年には耐震構造をいつやりますかという話になるのだと、その話は皆さんに申し上げてあるつもりであります。そういう状況を踏まえて、負の部分だけを長瀬町に押しつけるようなことについては、私はそれを背負うだけの町に財政力がないということから、かなり真剣に、慎重に考えました。断るのはまことに残念だと思いますが、そういう状況を踏まえてお断りをしたわけでありませう。しかし、ご提案は、私たちもあそこの有効活用について県の方をお願いすることについては、異論を挟みません。そういうことで皆さんからのご提案を早速県の方に伝えていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 町長、ぜひこれはスピードを持ってお話を県の方へしてくださいよ。町長はいろんな議事録見ると、県庁に行っても、手こすったり何だりしている町長ではなく、いろいろ発言してくるのだという頼もしい言葉が載っておりますので、ぜひ強く言ってやってくださいよ。そして、私も一つそれ建物は今、町長が言うように、多分県も取り壊すのにお金がかかるから無理だというような答えが返ってくると思うのです。私はだから建物は建物だけで閉鎖、封鎖は十分今見回りも来るのだから、大丈夫だと思うので、その周りの部分だけでも駐車場でもその中にあるグラウンドゴルフ、ゲートボール場、すべて開放したりできるようにしておかないと、あそこ避難所にもなっているわけですよ。今のままでは避難所指定になっていても、あのバリケードではどうやって避難していくのか、できないので、本当にスピードを持ってそれお願いしたいと思うので、もう一度町長、スピード持って県の方へその周りの部分だけでも使えるようにしていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） そのことについては、先ほど申し上げたとおりに行動いたします。ただ、県の方の所有地だということだけは皆さんご承知おきをいただかないと、県の方のものであると、県の所有地だということだけは承知した上で、私たちもそのことについてお願いはします。ただ、あくまでもこれはお願いという立場になりますから、向こうに聞いていただけるかどうかということについては、かなりその強烈に申し上げてみます。きょう議会が早く終われば、きょうだって私は対応していきたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 3番ですか。

○2番（関口雅敬君） 次へ行ってください。

○議長（西山津智男君） 町長、3番の質問へ行ってください。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員の3番目の社会福祉協議会の財政の問題についてのご質問でございますが、このことにつきましては、関口議員が社会福祉協議会の運営の理事会の中でいろいろご指摘をいただき、ご提案をいただいております。基金の残高は4万円を割ったという状況は私が一番よくわかっておりまして、ことし2,000万円の補助金を出しました。社会福祉協議会の職員は非常によく頑張ってやっていただ

いておりますし、いろんなことについて、例えば敬老会も、それから招魂社祭等々、それから子供のひとり親家庭のクリスマスだとか、それから研修等々については非常によく頑張ってもらっていただいておりまして、私も心から敬意を申し上げます。

そういう状況の中で予算を減額したというのは、まことに申しわけないと思っておるということはこの前も申し上げました。ことしは来年度に向けて健康福祉の浅見課長ともいろいろ相談をしております、来年度の予算については、もう企画財政課を中心に種々検討を始めました。そういう中で、この社会福祉協議会の運営総事業費というのが幾らぐらいかかってということを考えますと、去年は3,000万円を超えるような事業費が人件費も含めてかかったわけでありまして。そういうことから考えますと、2,000万円を超えるような予算を組んでいかないと、当然運営が手元不如意になるということはもう明白でございます、この辺につきましては、町の方の予算の中で相当減額をしないと予算を組めない状況になっておりますが、社会福祉協議会については、別枠として私は企財の方にこのことについてはお願いをしていくということを腹に決めました。そして、頑張ってもらっていくところにより予算を持っていくというのは当然町長の責任でもありますから、そのことについては懸命に皆さんにご協力をいただき、ご理解をいただいた上で、予算に不足が起きないように、しかし、その前提は先ほど申し上げましたような仕事の統廃合ということも含めた大きなスクラップ・アンド・ビルドが必要だろうというふうに考えておりますので、この辺についてはお任せいただいて、皆さんにまたそんなことやっているのではだめだよというようなおしかりを受けたくないような予算配分をしていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今のお答えを実行していただければ、私も民生教育常任委員会として社協の方に顔を出させてもらっています。私が心配しているのが、今、町長が言ったとおり実現できれば、来年もお年寄りだとか、子供たち、いろいろそういう社協に携わる方がサービス低下にならないようにできるのだということなので、今の町長のお言葉を信用していますから、ぜひ実現してくださいね。それがもらえれば私この質問これで結構ですから、一応では町長、もう一度議事録へ載るので、努力する旨もう一度答弁して終わりにしてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご指摘はごもっともだというふうに思っておりますし、人件費でも実際は2,100万円という費用がかかっておりまして、人件費にかなうだけの予算配分ができなかったというのは、例えば赤い羽根だとか、緑の羽根だとか、いろんなそういうものに対する資金の中の還流部分というのがかなりあるわけでございます、しかし、例えば一つの問題として、敬老会をどうするかというのは来年の大きなテーマになるだろう。その敬老会のテーマになるという一つの要因は、西武ホテルの存続がどういうふうになるかについても、いろんな問題が出てくるだろうというふうに考えています。そういうことを考えますと、いろんなことについて根本的に手を入れていかないと、事業の展開はできないということは事実でありまして、場所がないのに、露店でやるというわけにもまいりませんから、そういうことから考えますと、そういう問題も含めて考えていきたいと思っておりますが、とにかく予算は3月の議会で皆さんのその議論をいただくわけでございますから、その前に具体的なものについては、西武の方向性等々も勘案しながら、敬老会のあり方、それから今までいろんな事業がありますが、そういうものの統廃合について、もう実際に手をつけています。それで、二つを一つにできるような、そういう関連する部分があるのです。それをみんな個別にやるのではなくて、二つを一つにまとめるというようなこと、それからこれは不要だ、

不要というのはやっていないと思いますが、そういう状況のものについては、それは廃止することも含めて、先ほど申し上げましたスクラップ・アンド・ビルドということの大きな要因になるだろうというふうには思っておりますので、厳しい状況の中でも2,000万円を超える予算は当然組まないと社協は成り立ちませんから、その辺については皆さんのお力添えをいただきながら、頑張っってやっていきたいというふうにお約束を申し上げます。

○議長（西山津智男君） 次に、5番、齊藤實君の質問を許します。

5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） 通告に従いまして、1点だけ質問をさせていただきます。

今、社会的に、全国的に非常に問題になっておりますいじめ問題について教育長に質問をさせていただきます。お伺いをいたします。北海道や福岡県、近くは本庄市など全国各地でいじめを苦しめた児童生徒の自殺が連日のように起きております。このことを受け、文部科学省は全国すべての小中学校を対象に自殺の原因となるいじめについて緊急調査に乗り出す方針を決めたわけですが。各都道府県における教育委員会のほか、私立、国立の学校それぞれに対し調査するよう要請をいたしました。また、警察などと連携し、全国の自殺の実態調査をするほか、教員向けのマニュアルを整備するなど子供の自殺を食い止めるための体制づくりを決められています。こうした対策が急がれる中、この問題について当町ではどのような対応策と指導が講じられているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 齊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

いじめを苦しめた児童生徒の自殺問題についての対応と指導についてでございますが、生徒指導上の諸問題に関する指導事項は、日ごろより文書により通知するだけでなく、校長会議や学校訪問等を通じまして、具体的に校長及び教職員に指導を行っているところですが、本年度より教頭会議を新たに立ち上げ、管理職への指導の徹底に努めております。とりわけこのたびの問題に関しましては、いじめの根絶と自殺の防止を期して次の5点について各学校に具体的に指導しております。

1点目は、教師が子供の心のサインを受けとめるために、目配り、気配り、心配りで、子供たちをしっかりと見て、悩みや不安を発見できるようにすること、2点目は、いじめはいつでも起こり得るという視点に立ち、子供たちの心の変化やサインを受け取るための生徒指導、教育相談体制を築くこと、3点目は、教師は日ごろから子供たちとの信頼関係づくりに努めること、4点目は、保護者の悩みに答え、気軽に相談できる体制をつくること、また児童生徒や保護者に対しまして、長瀬町の教育相談等学校以外の相談窓口についても周知徹底を図ること、5点目は、いじめ問題に対して管理職の指導のもとに、全教職員による生徒指導体制を確立し、迅速に適切な対応を図ること、以上でございます。

また、県の教育委員会等の指導によりまして、全教職員を対象にして、いじめ問題への取り組みについての自己点検を実施し、職員会議等でいじめについて学校全体の認識を深めるよう指導しております。また、自己点検実施後は、点検項目ごとに集計しまして、その集計票を教育委員会の方に情報を提供させ、教職員のいじめに対する意識の高揚に努めております。

以上のように各学校におきましては、いじめ問題に学校を挙げて組織的に取り組み、いじめは絶対にやっ
てはいけないという毅然とした態度で臨むよう指導しているところでございます。さらにいじめ根絶に
向けて危機意識を持った体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） 今お答えをいただいたわけですがけれども、非常に立派な指導要綱、対応策というこ
とでやっ
ていただいているようでございますけれども、何かと文書で出したからいいやではなくて、非常
にこの問題というのは根が深いわけで、地道な指導がないと、なかなかこのいじめというのを把握するの
は難しいということは現実のようでございます。でありまして、対応のおくれということについて、代表
的なことが近くでは本庄市の中学の3年生が14歳の子が亡くなったわけですがけれども、自殺したわけ
ですが、これについても、もう6日前には相談があったけれども、学校側の対応がおくれたということ
の事実が判明しております。ですので、非常にこの把握したときには速やかに対応していただきたいとい
うことが、まずこの問題に相当数多くあります、おくれということについては。北海道の場合もありまし
て、旭川の場合で、やっぱり小学校の教室で首をつったということがありますけれども、この辺も教育委
員会の認める、認めない、学校側の認める、認めないということで非常にもめ、それで最後には遺族に手
をついて謝ったと、非常に申しわけなかったという対応のおくれというのが数多くあるわけです。また、
近くでは新座市の場合ですと、失神をさせるいじめということで、これも長く失神をさせているわけ
です、おもしろがって。そうすると、それに今度はたたいて、また目を覚まして、そういうのを繰り返したとい
うのを把握していたのを、半年も前からしていたという事実が後で判明しました。これもこれ近くの新座
市の問題でございます。ですので、非常に近くではそんなことがいっぱい起きております。全国的には先
ほど言ったように、相当数の数がいじめということで起きておりますが、そうした中での対応というので
すか、町としてはどんな速やかな対応をとるのか、いま一度お願いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） いろいろな相談等を受けた場合の対応をどういうふうにするかということござ
い
ますが、これにつきましては、町内の3校とも教員一人がしよい込むということのないように、すべて
ホウレンソウとよく言いますが、事実を隠さず上司なり周りの者に必ず報告して、相談して指導を受ける
ような、そういう体制をとっております。町内でもいろいろな見ているだけでなく、アンケート調査等
も実施しております、特に中学校では直接いじめという項目でやっているのではありませんけれども、
生活全般についてのアンケート調査をやったりしまして、その中からこれはいじめにつながっているの
ではないかと、いじめのサインではないかというようなことで、ここの2カ月ばかりの間にも3件ばかりそ
の
の
ことを探り出しまして、対応したということでございます。ですから、相談を受けて、それを放置するな
ん
てことはとんでもないことでして、その以前に何らかの形で対応するように3校とも各学校は努力して
い
るわけ
でございます。ただ、それでもなかなか発見できないということもあるわけで、二重、三重に、
あの手、この手、いじめの実態というのを探り出して対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） 速やかに対応してほしいと思います。そうすると中学校、小学校2校ありますが、
その中では現在はそういった兆候とか、そういうものの報告とかというのはありますか、ないですか。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） お答えいたします。

兆候がありましたというのは、先ほど申し上げました実は3件ございまして、1点は、内容的に当事者のいじめた者、いじめられた者、校長以下、先生方が両者呼んで、いろいろ聞いて、それで納得させて和解というのでしょうか、そういったことが1件ありますし、保護者を交えて学校の方へ召喚いたしまして、対応したというのが2件というふうに、これはいずれも中学校ですけれども、聞いております。それから、第一小学校、第二小学校については、今のところ具体的なそういったことは、いじめというのはありません。ちょっと手出しをしたというような、その程度のことはありまして、対応したというような報告を受けております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） ないということで結構なわけでございますが、非常にこの間は文部科学大臣から優良PTAということで中学が表彰されました。まずもってその辺もおめでたいわけで、非常にそれを認められているのがすべてのそういうものがあるのかなという気がしております。

ところで、そこでそれに対する今は対応策ということでちょっとお伺いしたのですけれども、次にちょっと指導の面で、学校の先生の指導が非常に怠慢ではないかというようなことがこの間の新聞にも載っております。都道府県の指導不足と、先生方の指導が足りないのではないかということと同時に、指導力不足の教員が2005年では506人、小中学校です。認定された公立中学校の教員の506人の中で、特に指導力不足だという先生が最も多かった年代が40代、45%、50代では37%、40歳以上の割合は8割以上に上っている。非常にベテランの教師の指導力不足というのが今は非常に叫ばれております。というのは、教育関係者は、かつては絶対的な権威を持った先生が多かったのですけれども、今そういうものが昔とは違ってきて、感覚が違い、子供との対話についていっていることで、うまく指導できないというのが現状のようでございます。この辺については、先生に対する指導、我が町ではどんなふうなことについてそれを把握して指導しているのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） お答え申し上げます前に、1点訂正をさせていただきます。先ほどのいじめの件でございますが、第二小学校でも実は1件ありまして、これは私の記憶の落ちでして、これの方は保護者の方から話が参りまして、それで両方の保護者も立ち会いのもとに和解をしております。済みませんでした。

それから、指導力不足教員の件でございますが、この点につきましては、よくこういう話があるのでございます。相当優秀な教員で、今まで順調にやってきたというのですが、ところが、ある日突然にある学年からどうも自分の指導が通らなくなってしまうと。そうしますと、優秀な教員だったために、周りもそういう目で見ているわけです。ですから、1人がしょい込んでしまって、周りに相談もできないで悩んでしまうという、そういうふうな例が多いというふうに聞いております。したがって、私といたしましては、教育委員会といたしましては、4月1日の辞令交付式に3校の教員が全部一堂に会します。そのときにいつも言っていることなのでございますが、一人で考えないでくれと。別な教員ですと、やっぱりその自尊心というのでありましょいか、ですから後輩であるとか、そんなに優秀な教員だとは思われていないような人に愚痴を言ったり、相談するというのが何か口幅ったいようなところがありまして、自分で悩んでしまって、実際には教室はめちゃくちゃだと、そういうふうな例をよく聞きますので、そういう

ことのないように、一人でしょい込まないで、問題が起こった場合には、もちろん管理職はそうですが、周りの教員または後輩でも何でもいいのではないかと、そういう人に話を持ちかけて、どうしたらいいのだろうと、そういうふうな形で指導するようにやっております。現在参考に、指導力不足教員というのはいないと信じておりますが、多少は健康的な面がありまして、学校を休んだりなんかしたという教員がおりまして、その教員につきましては、校長以下管理職、そして秩父教育事務所の指導主事の先生方等にもご協力いただきまして、指導しております。今では順調にできていると思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） 済みません。長くなって申しわけないのですが、非常に今余りそういうことないという、病気ぐらいだというお話でございますが、教育というのは、学校で教え、家庭で育てるということが基本でございますので、ぜひ教える方をしっかりしていただいて、今は教えるということで今ちょっと質問させていただいているわけですが、今度は育てる関係から申し上げますと、実はこの間の新聞に給食費の滞納が全国で18億円ということが載っております。ちなみに我が埼玉県を見たら、8,600万円というのがあります。その我が町では給食費の滞納、この間もある議員からお話があったと思うのですが、質問があったと思う。その辺について我が町ではどんなふうに滞納があり、これからどんな方法で集金するのかというのをしないと、これは払えるのに払わないという人がいる。非常に私がPTAの会長をお世話になったときもそうなのですけれども、当時350万ぐらいあったのですけれども、毎日両親は遊びに行って、夜遊びをして、朝に食事もさせないで学校へよこすと、そういうことをしながら給食費を払わない。その生徒はどうしたかという、朝飯食ってこないものだから、10時や11時になると、もう保健室へ行って寝ているという状態が続いて、それで、それでは困るということで減らしたことがあるのです、一生懸命。ということなので、ひとつその滞納についてどうこれからやるのか。それで、今現在どのくらい滞納があるのかお伺いをいたします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田二郎君） 滞納についての対応についてご質問でございますが、おっしゃるとおり、やはり家庭によりましていろいろございまして、なかなか給食費を払っていただけない家庭も実際にはございます。最初に数字だけ申し上げてしまいますと申しわけないのですが、現在270万ばかりの11月末の合計でございます。これの徴収につきましては、今、給食センターの所長が一生懸命になってやっております。家庭への通知等は学校を通じまして、校長先生、担任の先生から家庭への通知をお願いしておりますと同時に、給食センターの所長、職員で家庭訪問等しまして、お願いをしているところでございます。ただ、この徴収方法が金融機関からの引き落としでやるものですから、それで例えば10月分を10月の10日に引き落としになるという場合に、その日に預金がありませんと引き落としになりませんで、その後に貯金をしてもらったのではだめなのです。その辺も問題はあるかと思うのですが、それを2度、3度引き落としをもらう形にしますと、これ金融機関の手数料が高くなってしまいますものですから、現状では1回になっているのですけれども、そんな形で引き落としにならないという通知を差し上げても、この後振り込んだから落ちているつもりになっている家庭も実はあるようでございます。その辺は家庭訪問等をして、納得していただいて、納めていただくように努力をしております。

そんなわけで、この滞納額の中には、もう五、六年前の既に卒業した生徒さん方の滞納分もあるわけでございまして、この辺につきましては、実は少しずつですけれども、動き出しております。ここちょっと

たまっておったのですが、ただ、現在の所長もことし5月から就任していますし、前の持田所長もちょうど1年と1カ月で終わったわけでございます。そんなわけで、持田所長の場合なんかは、やっと体制ができてこれからというふうな感じのときに退任ということになりましたので、それから吉澤所長につきましても、まだ半年ちょっとでございます、いろいろやっぱり給食費の徴収だけではなくて、業務がございますものですから、一生懸命やっているわけですが、やっぱり最近施設の方が本当に立派にさせていただきましたので、やっぱりそちらの方に集中的にできるようになったと本人も言っておりますので、また督励をしてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） 公平さということから考えますと、やはり納めないからくれないというわけにはいかない、ひとつそういう意味でぜひ一生懸命やっていただきたい。減らしていただいて、滞納のないようにしていただきたい。やっぱりその辺はこの間からもちょっと質問された中で聞いておりますと、やはりやる気の問題だと思うのです。所長さんの、いま少しの奮闘。かわって知らないと言うわけにはいかないわけですよ。5月から受けたのなら受けたのだからというようなことがありますので、ぜひその辺を、前の人がやっていたから私は就任受けたから知らないのだという、そんな理屈はないので、ひとつぜひその辺を踏まえて、しっかりとやって、公平さを求めたいと思います。

以上、私は総括的には、非常に教育というのは、先ほどから言っているいじめというのは、非常にまた家庭にも問題があると、教育育てる中で、家庭というウエートが非常に占めているわけなので、ぜひ我々も家庭も振り返り、先生にも反省し、そして一生懸命頑張ってください、ひとつこのいじめ、あるいはいろんな問題については勉強したいと思っております。

また、きのうですか、新聞に京都の清水寺でくしくも命の大切さという意味から、「命」というのがことしの題目だそうです。そういうことから考えまして、やっぱり非常にことしは一番関係した応募数の中では、一番「命」がトップだったと、あと悠仁様の生まれたあれが2番目というようなことで、非常にことしは命ということの世相を訴えているわけで、ぜひ命の大切さというのを我々も認識しながら、これからしっかりとしていかなければならないと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君の質問を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、14番の一般質問を行います。

まず初めに、敬老会の見直しについて、1番目として、平成18年度の敬老会が10月25日、26日の2日間にわたって開催されました。本年度招待された73歳以上の方1,326人のうち、欠席された方が907名いたと聞きました。招待された方のうち7割近くの方が欠席されるこのような現状から、出席者の中から敬老会の開催方法について見直すべきとの声があります。このことは町の方でも承知していると思いますが、他市町村の状況を参考にして、来年度以降はもっと多くの方に参加していただけるように開催すべきだと思います。今年度の敬老会にかかった総事業費とその内訳、秩父地域の他市町村の開催状況、来年度以降の運営方法についてお伺いいたします。

2番目、長瀨町が借金する際に県の許可を必要すると新聞報道されたことについて。11月5日付の埼玉新聞の第1面に、「財政難の長瀨町、借金に県の許可が必要」と大きく掲載されました。この紙面を見た町民からは、長瀨町の行財政がこれからどうなっていくのか不安であるとの声が聞かれます。なぜこのような状況になったのか、今後行財政をどうしていくのか、町民に知らせていくべきだと思いますが、このことについてお考えを伺いたいと思います。

最後の3番目、本田技研寄居町に新工場進出決定と今後の長瀨町の対応について質問します。本田技研工業が新工場を建設し、寄居町に進出することが決まりました。これを受け、10月10日に長瀨町商工会主催により、狭山市の本田技研工業埼玉工場の見学会が行われました。この見学会には私を含め長瀨町議会から議員6名、町長や町職員、商工会会員など42名が参加しました。本田技研工業との意見交換の中で、長瀨町民を多く雇用してほしい、長瀨町内に社員の保養施設を建設してほしいといった要望が出され、これを役員の方に伝えてきました。

以上3点の一般質問を行います。よろしくよい回答をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

1番目の敬老会の見直しについてのご質問であります。欠席者が多いというお話であります。これはお年寄りの集まりでありますから、欠席者が多いというのはやむを得ないのではないかなという思いを持っております。しかし、できれば多人数の方にご出席いただきたいというのが私たちの基本的な考え方であることは間違いありません。数字だとか、そういうことにつきましては、また後で申し上げるとして、内容については、ことは先ほど申し上げましたような幼稚園の児童といますか、幼児といますか、そういう方たちが出席していただいて、非常にある意味では好評だったというふうに私たちは承知しております。経費につきましても、いろんな面で節約をさせていただいて、前年対比で100万円以上の減額になったというふうに私は承知しております。しかし、お年寄りが今までこの町をしっかりと育てた大きな功績はの方たちにあるということを考えますと、この敬老会のあり方については、よその町と同じようなことでいいのかなという思いもあります。ほかの秩父郡内の町村はほとんど75歳以上ということになっておりますが、これは先ほど関口議員のご質問にお答えした中で申し上げましたように、西武の問題も大きな要因になっておりまして、これが来年早々確定をするということになります。そういうような状況を踏まえまして、私たちもこれからもう真剣に検討していきたいというふうに考えているところであります。

そして、やり方についても、皆さんのご意見を承りながらということが当然大きなテーマになるだろうというふうに思っておりますが、そういう意味では、これからの問題として来年度しっかりした対策をと

っていくということで、具体的には大きな不確定要素はございます。そういう状況をいかにクリアできるか。会場の問題等々、どういうところでどういうふうにするかという問題も新たなテーマになろうということになれば、当然それに従った規模の縮小とか、やり方の大幅な変更等々がやむを得ざる条件になってまいりますので、その辺についてはご留意をいただいて、ご指摘をいただければありがたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は何人かの敬老会に出席した人に意見を聞きました。それで、これが出席者のすべての意見ではないと思いますが、ちょっと述べたいと思います。

まず、私の近所の敬老会に出席した人が言っていたことは、開会が10時半、終わったのが3時、自宅へ着いたのが何時だとは聞きませんけれども、3時過ぎだと思っています。4時間半、そういう拘束された時間というのが長いと。アトラクションも幼稚園では結局前から行事予定として組んで、それを出るといふことに親は楽しみにしている親もいます。また、小学生が太鼓で出るのには、学校を抜け出して出るといふことで、それも一概に悪いとは思いませんけれども、やはり相当喜んでる反面、またいろいろ学校でも大変だという話、大変だと言うより、それに出るといふ話は聞いています。あと婦人会で、またボランティアでアトラクションに出ていると言うけれども、これは両方見ますと、6回出て、なかなか時間がスムーズに進まないということも言われまして、このアトラクションをやってもらうことはボランティアですからいいのですけれども、問題はそこでずっと座っている年寄りも、やはり苦痛な人もいるわけで、出席しなければいいのだろうけれども、そういうことも聞かれました。

また、欠席者の中から、今、長瀬町は、これは再質問ですけども、夫婦世帯というか、要するに高齢世帯がふえているのですよ。あともう一つは、だんなさんが亡くなったり、奥さんに死なれたり、年寄りの婦人や年寄りのだんなさんがいるという形でふえています。毎年一、二軒は、もっとありかな、要するにひとり暮らしの世帯がふえているのです。そういう問題で、この経費の問題については、結局ひとり暮らしや老人世帯に対する援助の方にももっとお金を費やすべきだという意見が上がっております。そういう点で、経費については町長の答弁ですと、多少かかっただろうがない。それは今お金のない時代で、一番必要なところにこそひとり暮らしのお年寄りに対する援助とかについても金を回してほしいということも言われております。

また、ビューテラスの問題ですけども、今後やはりビューテラスがことしの成人式後やめるといふことですから、私はこのビューテラスの使い方についても、今後については、もう来年度はすぐ来ますから、見通しをどうするのか。長瀬町とのビューテラスの行事では、いろんな行事を長瀬は利用しておりますので、どうなっていくのかについて再度質問したいと思います。町長が答えなくても、担当課長が調べているのなら、担当課長でもいいです。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 何点かありました再質問にお答え申し上げますが、小学生の時間内、授業時間中に抜け出して来るということについての問題がありました。これは教育委員会と学校の方で協議をしていた必要があるのではないかなと思いますが、私もそういう問題は解決した上で出席をされているのだというふうに承知をしておりましたが、そうでないとすると、これはまた一つの問題だというふうに思っています。

それから、お年寄りがずっと座っているということに対する苦痛といいますか、そういう問題があると

いうお話も初めて承ったわけでありまして、私たちが畳の席からいすの席に移ったということについて、かなり評価をいただいたということを知っておりますので、そっちまで気が回りませんで、これは確かにそう言われることになると思うのですが、これを具体的にどういうふうに解決したらいいのかについては、会場の問題等々も含めた総合的な問題になるだろうというふうに考えております。

それから、時間が長いというお話がありました。私はこれ時間が長いと言われると、ちょっと具体的な計画の練り直しということになると思いますが、この辺はちょっと検討するといえますか、会場が変われば当然30分とか1時間とかのことになると思いますけれども、そういうような状況とのすべてのいわゆる会場との勘案した総合的な検討課題だというふうに思っております。

それから、お年寄りの方たち、出席できないお年寄りに対する配慮というのを考えろというお話ですが、このことについては、別の次元でそういうことについての手当というのは、例えば社会福祉協議会からのそのお年寄りに対する問いかけ運動とか、そういうようなことをやらせていただいておりますので、そういうことで対応していかざるを得ないのかなというふうに考えておまして、敬老会とは別の問題として私はとらえていった方がいいのではないかと考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 町長が答えられなければ、健康福祉課長でもいいですけども、長瀬では敬老会には300万円以上かかったこともあるというふうに聞いておりますし、今度の敬老会については、大体どのぐらいに記念品とか、内訳をという質問しても回答がなかったのですけれども、健康福祉課長でいいですから、答えていただきます。

それで、今のこれから毎年73歳以上は敬老会へ招待されるのですよ。だから、これからのことについては、やはりもっと本当に敬老会がこういうやり方でいいのかというのをやっぱりみんなも疑問持っているのですよ。今、私が言ったのは、敬老会にだけお金をかけるのではなくて、やはりさっき言ったように、ひとり暮らしや高齢世帯のうちのどういうふうに行くかと、お金を費やすことが今孤独死がふえている中で、そういう問題についてどういうふうになっているのか答えていただきたいと思います。また、金額もきちんと私の質問に対して答えていないのですよ。総事業費は、また秩父地域はどうなっているのかについて、これ質問項目を随分前に出したのですから、答えられていない。秩父郡の市町村の敬老会の開催はどのような状態なのか、町長が75歳のところもあると言ったけれども、具体的に調べたのですか。回答をいただきたい。その会費の問題、やり方、あと今度欠席者が1,326名のうちに907名もいるのに、ことしからお金とか、何か記念品とか配らなかったというのですけれども、どういうふうにしたのか。ことしからは出席者のみの記念品と飲食にお金を費やしたのか、そこについてもう少し答えていただきたい。と思います。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回の敬老会にかかった費用でございますが、総額で192万5,000円でございます。このうち来賓の方に1人当たり3,000円のご負担をいただきましたので、実質の経費は186万円でございます。内訳といたしましては、出席者の賄いの経費やボランティアの昼食代として139万4,000円、慶事記念品代等の消耗品ということで38万6,000円、それから送迎用のバスの借上料で13万8,000円などでございます。

それから、今年度の欠席者の記念品をやめた関係というお話でございますが、今年度の開催方法につき

ましては、6月に行われました社協の理事会におきまして協議をさせていただいて、決めさせていただいたものでございます。対象の年齢や開催内容についても、町長が先ほどお話ししましたように、今後もこの理事会で検討を重ねさせていただきたいと考えております。

それから、近隣の市町の開催状況でございますけれども、対象年齢は75歳としているところがほとんどでございます。これは皆野町と長瀬町は73歳ですので、それ以外のところは皆75歳となっております。それから、開催方法は、式典、演芸、お弁当を出しているところや酒やビール等のアルコール類は出さないなどさまざまなやり方でやっていただいておりますけれども、旧の秩父市では、各自治会に補助金、1人当たり2,000円だそうでございますが、補助金を出しまして、実施方法は自治会に任せているそうでございます。それから、皆野町では今年度より慶事該当者のみを招待して実施しましたところ、42%の出席率ということで、大変好評だったと聞いております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） どういう検討をするかというのについては、まだこれから社協運営委員会ですか、そういう中で決めるのだろうけれども、私は言っておきたいのは、今までどおりでは困るのです。というのは、今まで出席しない人たちには何をやってたのだかというのは私も確認はしていませんけれども、幾らかお金を費やすことで、その分を敬老会に出席しない人たちにも回せたのだとは思いますが、どういふうにやっていくかについてもっと具体的に、だから1,326人のうち907名の人出席しないのですよ。その人たちに今まではどういふことをやってたのかということと、先ほど質問したように、これから高齢化社会がますます進む中では、お金の使い方を私が言ったように、ひとり暮らしの高齢の方、また高齢世帯、買い物とか、いろんな問題が出てくる中で、そういうところにこそお金を回すべきだと思うのですけれども、もっと回すべきだと思うのですけれども、それについてこれ最後の質問ですけれども、来年度に向けてのどういふ抱負があるのか、町長、答えていただきたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） これはもう今年度は過ぎたことでありまして、この次からの課題だというふうに思っております。その要因の中に、場所の問題、それからいすに座るのが苦痛だということになれば、そのことに対する配慮等々が出てくるわけでありまして、先ほど申し上げましたような西武との兼ね合いもありますし、それからお年寄り、ひとり暮らしのお年寄りの問題等々も提起をされますと、確かにその問題もある。ただ、敬老会とひとり親のことについては社会福祉協議会、それから健康福祉の方で対応させていただいておりますので、それで不十分だ、当然十分だということにはならないから、今の発言があったのだと思いますが、そういうことも勘案して、来年度の課題だというふうに思っています。ですから、社会福祉協議会、それから健康福祉というその主なこの活動をやられている人たちとの意見をお聞きし、その渡辺さんのご意見も参考にさせていただいて、次年度に向けての対応を考えていきたいというふうに思っております。

○14番（渡辺 強君） 健康福祉課長、答弁してください。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 慶事の欠席者への記念品でございますけれども、今までは、ここ2年ほどは町の商工会にご協力いただきまして、商品券の配布をさせていただいております。それで、今年度も考えたわけなのですけれども、商工会さんの方でも敬老の商品券だけではなくて、それ以外にも商工会と

して一緒に取り組んでいただいていたものなのですが、今年度はそれをやらないということで、町だけの敬老の商品券ということになりますと、ちょっと実施するのが難しいというふうなお話を社協の方で相談させていただきましたときにいただきましたので、今年度は商品券での欠席者への記念品の配布というのは見合わせていただいて、どうしようかというふうなことをまた6月の理事会で皆さんで協議をさせていただいたものです。

それから、ひとり暮らしや高齢世帯の対応ということですが、社協の方でも老人クラブの方にご協力をいただいたり、それから日赤奉仕団の方にもいろいろご協力いただいたり、それからあと町の方の愛育班なども見守り活動をやらせていただいたり、いろいろとやらせていただいているのですが、物の配布とか、そういうことだけではなくて、皆さんの近所の方のご協力をいただいたりとの声かけや交流とか、サロンに出てきてとか、そういうふうな部分でこれからもそういう高齢者に対する対策を社協とも協議させていただき、それからいろんなボランティアさんとか、いろんな団体にご協力をいただいて、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、この項目の最後の質問です。要するに長瀬ではひとり暮らし、これも詳しくまた聞きますけれども、ひとり暮らしの老人世帯は何世帯で、ひとり暮らしのお年寄りはどのぐらいいるのか。それで、毎年どのぐらいの人が、65歳以上ひとり暮らしというか、それはよく規定が私にはわかりませんが、どのぐらいの状況で毎年ふえているのかについてご報告願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 済みません。高齢者世帯とひとり暮らし老人の世帯でございますが、申しわけございませんが、近ごろの調査は、まだ結果が出ておりません。ちょっとこれは古い資料ですが、ここの1月ごろの状態ですけれども、高齢者世帯が一応町で見守りが必要と思われる世帯は105世帯、それからひとり暮らしの世帯が176世帯ということで把握をさせていただいております。これは見守りが必要ということですので、実の数字ではありません。それから、この夏から秋にかけて高齢者の実態調査をお世話になっておりますので、そちらの集計結果はまだ出ておりませんのであれなのですが、そちらが出ますと、かなり正確な数字が出ると思いますので、またご報告させていただきたいと思います。

○14番（渡辺 強君） 2番目に入ってください。

○議長（西山津智男君） では、町長、2番目の質問をお願いします。

○町長（大澤芳夫君） 答弁申し上げる前に、一つ問題を提起させていただきますが、渡辺議員の質問、いつも非常に微に入り細に入る質問で結構だと思いますけれども、これは議会のあり方として私は本会議でこういうことをやる前に、委員会とか、そういうところでそういう時間をとっていただくような形をとらないと、本会議の時間がそういうその0.何%とかいう数字を否定するわけではないですけれども、そういうようなことに時間をとられるというのはまことに残念だなという思いであります。この辺は議会の方でご検討いただくことですが、答えるのが面倒くさいからというわけではありませんで、準備はしておるのですけれども、その辺もこれからの検討課題として提起をさせていただきます。

そういうことでありますので、2番目は細かく答弁をさせていただきます。町が起債をする際に県の許可が必要となる。なぜこのような状況になったのかというのは、何回も申し上げておりますとおりでありまして、これをどういうふうに町民に知らせるべきかということにテーマがあるのだと思いますが、今年

度から市町村等が自主的に地方債を発行できる協議制に移行したことになりまして、移行の基準となる新たな財政指標として、実質公債費比率が導入されました。この数値が18%を超えると、町債を発行するには今まで同様に県の許可が必要になり、25%を超えると災害復旧事業や辺地債などの例外を除き町債発行の許可が制限されるということになりました。町の平成17年度数値は20.1%になり、埼玉県では18%以上の団体が3団体のため、新聞でも大きく報道され、取り上げられたところでもあります。この実質公債費比率は、町の公債費に加えて上下水道やごみ処理等を行う一部事務組合への負担金なども含めた実質的な数値になっております。現行の町単独数値の起債制限比率は7.6%であり、16年度の数値で見ると、県内89市町村の中でも51番目に位置しており、県内平均値を下回っている状況であります。

このように実質公債費比率が起債制限比率を大きく上回る数値となっているのは、過去に実施した秩北衛生下水道組合の下水道事業における公債費への負担金が多く占めていることが主な要因となっております。このため下水道組合では、突出した公債費を減額するため、平成19年度から資本費平準化債を起債する予定であります。また、元利償還金に対する負担金を削減するためにも、使用料の徴収など自主財源の確保にも努力をするよう要望してまいります。さらに、町でも公債費負担適正化計画を実施する予定であります。この中で建設事業債については、毎年の元利償還額以上に起債しないなど公債費の削減に努めるとともに、行政改革大綱実施計画に基づき効率的な行財政運営に努めてまいります。

また、町民に知らせていくべきだとのこと質問ですが、町では「広報ながとろ」11月号で実質公債費比率について内容を掲載しておりますし、厳しい財政状況についても、町民の皆様にご理解いただけますよう事あるごとに広報などで周知をしておりますので、そのことについてはご存じだというふうに思います。

以上であります。実質的にこの小泉内閣の竹中総務相の突然の連結決算方式というのを去年の7月たしか新聞発表があり、そしてことしの8月にその結果の発表ということがあったわけでありまして、地方財政につきましても、長い懸案の事業をずっと積み重ねてきたところが圧倒的に多いわけであります。そういうところを今ここで急にこの数値を出せと言え、当然こういう問題を、その過去の遺産を引きずった数値を出さざるを得ません。そういう状況から考えますと、私たちはこの連結決算方式については、地方自治体になじまない部分がいっぱいあるというふうに考えています。ですから、これは急に変えるわけにいかない。少しずつ変えていかざるを得ないという非常に大きなその苦渋を背負わされているわけでありまして、この辺もしかし、現実にこういう数値が出た以上は、私たちとすればこの数値を減額をして、一般の自治体と同じような状況になるように努力をするのは当たり前のことです。懸命に努力をしておりますことをお約束を申し上げます。

それと、来年度の予算が当然もう各自自治体で行われていると思いますが、実はきのうだか、けさのテレビでも、夕張と同じような状況のあれが出てきてしまうと、6チャンネルでたしかやっておりましたが、私はこのこういう平成19年度の予算を組むときに予算が組めないような町が何十というような状況が出てくると思います。それを表に出すのがはばかれるということになれば、予算の先食いさせざるを得ない。平成20年度に入るべき予算を平成19年度に計上して、予算数字合わせをするというようなことになる。これはかなり多くの自治体でそれを多分やるか、そうでなければ実質公債費比率が25%を超えたという素直な発表があるのか、この辺は私の友達が30年ぐらい前、炭鉱町であります大牟田という町の助役になったことがあります。そのときに私はその友達と会いました。そうしましたら、炭鉱で今までやってきたまちは、みんなもうそのとき破綻状態だよ。国の政策によりどんどん金をつぎ込んだのが大きな負の遺産とな

って残っています。それは夕張も大牟田も、固有名詞出したのまじかっと思いましたが、そういうところはいっぱいありますという、これは友達の話でした。それは30年前ですから。それをいかに隠してきたのか、カバーしてきたのかわかりませんが、きょうのテレビでも630億円とかという負債が残っている、一つの市です。そういう状況にあるということ、これはいっぱいあると思いますよ。炭鉱のまちだけではなくて、大きな自主財源のないところは、みんなこういうような状況になっているのではないかというふうに私は謹聴しています。

そういう状況を考えますと、これからの努力によって、これがいかに減額になるか。私は特にことしの5月8日に下水道の管理者に自分から手を挙げてなりました。これは水道が私になったときから恐らく平成18年度の末で最初19億円たしかあったと思いますが、それが今14億円台になるという見通しが立ちました。そのために下水道に手を挙げたわけでありまして、去年の夏ごろから資本費平準化債について考えておりましたが、皆野の町長と意見が合わず、これが導入できませんでした。ですから、これをやらないと長瀬町のその財政再建は具体的な手をつけられないという思いから、あえて石木戸町長にお願いをして下水道の管理者になりました。これはしっかりやって、来年度から多少でも、20.1%が19%、18%になるような努力は当然やっていかなければいけないというふうに決心をしてやったわけでごさいます、その辺もご理解をいただき、お力添えをいただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 皆さんも埼玉新聞とっている人は、かなり大きく借金の県の許可必要ということで、それでその中に長瀬町はなぜこんなに借金が多いかということ、下水道整備、農業集落排水路整備、保健福祉総合センター建設のための借金と、こういうふうになっております。私はこの席でどうしても言わなくてはならないことが何点かあります。

一つは、下水道の会計については、皆野が4名、長瀬が4名で下水道議員が選ばれ、しかし、私もなりたいたいけれども、結局談合で下水道議員4名は既に決まってしまうのですよ。おまえ今度やるから、今度おまえの次にやらせるから渡辺は入れないでというような、そういう動きがありまして……

〔「そんなことはないよ」と言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） 私は今までなっておりません。しかし、今までの……

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） ちょっと静かにしてください、事実を言っているのだから。私はそういう意味では、今の秩北衛生下水道組合のやり方については、管理者がすごい権限があって、その中で借金をして進むと。長瀬町は特に下水道終末処理場の問題が公共下水道でまず加わらない人が矢那瀬や井戸や岩田や杉郷の人たちがいっぱいいる中で、この公共下水道は問題であるまいかという形の中でも、これは国絡みでこの大手ゼネコンも含んで、その公共工事をバブルの崩壊で建設業界がもうけのために、どんどん公共下水道をやらせてきたのが現実であります。ですから、今の借金は国ぐるみでやったのが長瀬町の下水道整備です。今、下水道もそういうやり方で……

〔何事か言う人あり〕

○14番（渡辺 強君） ちょっと黙ってください。私が質問の中で言っても、一部組合だ、秩父広域市町村圏組合の質問はここには合わないから質問はだめだということで私は意見を抑えられてきました。その中で情報公開の中で、情報公開もされないで下水道の借金がふえたと私はここで述べたいと思います。

長瀬町の最近の問題としては、長瀬は平成17年度決算では町税の滞納が1億3,131万円、借金が25億円

というふうに年度末決算が出されました。こういう問題について、今後どういうふうにはやりやっていくかについては、私は町民と一体になってこの財政困難な中を述べたいと思います。やらなくてはならないと思います。そこで、私は岐阜県の白川村と矢祭町へ、去年ではありませんけれども、何年か前に行って、やはりその岐阜県の白川村へ行った話の中で特に感じるのは、役場職員が親身になってこの町の少ない財政、合併しないからには、このお金を、ないお金を自分たちで一生懸命考えて、住民奉仕のために動いているということを報告されまして、6人の見にいったうちのこの長瀬の議員の人たちも、あれだけの町民と職員が一体となってこの借金財政を何としてもボランティアやその町民奉仕のために頑張っている姿を見まして、長瀬町はこれをどうしていくかというのをやっぱり町民が一体となって意識改革して行って、この財政難を乗り切らなくてはならないと思うわけです。そういう意味では、このことについて町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、夕張では、毎日のように夕張市、北海道の夕張市、物すごい借金で、そのために他市町村に住民票を移動するという人がどんどん出ている。それで、結局今このまちで住んでいたのでは生活が成り立たないというような報道されて、我が町ではこの借金、県の許可が必要ということが報道されてから、みんなどうしようもない。どうしたらいいのだろう、どうしたらいいのだよということによっておりますので、これについて情報公開をして、ありのままに町民に知らせ、町民とともに切り抜けていかねばならないと思うのですけれども、このことについて再度質問したいと思います。町長、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 一度に幾つも質問されるので、頭が悪いものですから、一つか二つしかわからないので、まともし、もして多分欠落している部分がいっぱいありますから、ご指摘をいただきたいと思います。

起債の残高は25億円、というのは、この中に臨時財政対策債、後年度で国の負担にあるべき金が9億円入っているのです、実質的に私たちが考えているのは17億円という数字だというふうに承知しておりますが、国の方でその後年度交付税算入ということが言われておりますけれども、これが実際にやってくれるのかどうかについては非常に不確定要素があるので、申し上げづらいわけですが、その臨時財政対策債ももう来年度あたりから非常に額が少なくなるということで、これを使える分は起債を起すときに、これを優先して使いなさいという話は私の方から申し上げておまして、その分があるということをご承知おきをいただきたいと思います。実質的には20億円を割るような数字で推移をしております。ですから、そんなに単体の自治体としては多い方ではないというふうに考えております。

それから、職員が懸命に働いてというお話ありました。こういうことになると、私の責任は重大だというふうに思っておりますが、職員もそれなりに私は頑張ってやっていたというふうに承知をしております。でも、渡辺議員から見ると、非常に生ぬるいというお話でありまして、この辺もこれからももう一皮むいた努力をしていくように努力をしておりますし、そういうお話については、職員に折に触れて申し上げているところであります。

それから、そういう中で、私は職員の給料はまだ高いというふうにいつも申し上げておまして、数も、人数も多い。ただ、人数を減らすという努力は、いろんなやり方があると思いますが、ある意味で非常に範囲が狭いということがありまして、長に解雇権というのが与えられていないという大きな負の遺産をよっているわけでありまして、この辺は解雇するのがいいとは思いますが、そういうことを民間の企業はやってスリム化し、利益を出してきたということから考えますと、大きなテーマであることは確かだと

いうふうに考えておりますが、これができないということについては、非常に大きな問題を背負って、人件費が減額をしづらい部分の大きな要因になっていることは事実であります。これは本当はこの席で言いたくありませんが、事実として申し上げたいと思います。

それから、そういう中でうちの方の職員はよく頑張っているという私のあれは、例えば今調整手当というのがありまして、多いところはその9%の調整手当があったわけでありまして。長瀬町は最初から6%でありましたが、それを初年度に、おとしですか、5%にしました。翌年ゼロにしました。いや、ことです。そうしましたら、埼玉新聞の1面のトップで「長瀬町調整手当ゼロ」という新聞に出たのです。私はすぐ埼玉新聞に電話して、「こんな程度のことが1面トップに出るようなんじゃ埼玉新聞大したことないねえ」と言って抗議を申し込んだのです。そうしましたら、「とんでもないことだと、埼玉県で長瀬町だけがその職員の調整手当をゼロにしたんだ」と、これは地域手当という名前にかえてやっていいよというのが国の指示だったという、それは私も承知しておりましたが、非常に多くの職員に対する手当等がついておりまして、そのことについて職員とお話し合いをしましたところ、ゼロもという話を申し上げましたら、快くではないと思いますが、職員の方でわかりましたということで、ゼロにさせていただき、それが6,000万円近い金額になるということもわかったわけでありまして、そういう意味では職員の年収に大きなマイナス要因を与えたということについては、私もこれはまことに残念だと思いますけれども、しかし、それを承知していただいた職員に私は心からその人たちに敬意を表したいと思っております。

そういう状況でありまして、よその町村を見ると、今まだ5%、4%という手当をみんなつけております。名前を調整手当から地域手当という名前にかえていただけでついていっているところが、だから長瀬町以外は全部ついていっているということでご理解をいただいていると思います。そういう意味では、職員も自分の身を削るということを考え、それから町民との協働ということを真剣に考えてやっていただけるようになってきているというふうに私は自負をしているところであります。

そういう状況で、渡辺さんのご指摘は受けとめさせていただきますけれども、すべて私は渡辺さんの言うとおりのことにはなかなかならないなと思っておりますし、ご指摘はご指摘として真摯に受けとめさせていただきますが、そういう状況をたどりながら、長瀬町の職員の中でも一步一步その前進をし、住民サービスを懸命にやるような体制づくりというのをやろうとしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） ちょっと私はさっきのこういう問題については、本会議でなく開けという、それは町長と町長室に行っているいろいろ話せば、それはいいかもしれませんけれども、我々議員は議案をもらって、一般質問も早く、早目に提出しますけれども、なかなかその詳細までは質問できないという中で、やはり本会議で一般質問をすることによって、議事録には載りますし、やはり町長室に行くということは、いい面もありますけれども、結局そういうところで話し合われたことは、町民は知らない。そして、町はこういうところで話せば、傍聴者も含めて町民に知らせることができるわけで、余り私も町長と町長室に行って話すことはいいことですけれども、またそういう面もありますから、誤解しないでほしいと思っております。

あと、最後にですけれども、今、長瀬町のこの数字を挙げられても、なぜ町の財政がこういう状況なのかについては、もっと詳しく町民に知らせていく必要があるのではないかと。町民はやはり合併問題も含めてこの長瀬町が将来どうなるのかについてやっぱり心配しております、私も含めて。ですから、これを町が希望を持たすためには、やはりどうにでもなれというのではなくて、一つ一つ努力して行って、その

難所を切り抜けなければならない。そういう点でぜひ情報公開と同時に、町の希望を与えるような指針を示していただきたいと思います。

以上で次の最後の質問したいと思います。答えていただきますように、3番目。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどのこのつながりになってから、新しい方の答弁を申し上げますが、私は町長室へ入ってその話をして、うやむやにしようとか、そんなことは考えていませんで、そうではなくて、細かいことについては、そういう勉強会等々を開いていただいて、そういう中で議論を積み重ねて、本会議ではそれをまとめたものでご質問いただけるような体制をとっていただけたらいいかなものかというご提案を申し上げたわけでありまして。

それから、町が将来どうにでもなれという言葉がありました。私たちはそんなことは一切考えておりません。しっかり町を守り、発展させるという努力は、議会の皆さんのご指導をいただきながら、日々微力ではございますが、努力をしてきているつもりであります。そのことだけはご了解いただきたいと思っております。

3番目のご質問にお答えをいたします。本田技研が寄居町に新工場を建設する計画が5月に発表され、総投資額が700億円、従業員が2,200人、年間20万台生産という大型のプロジェクトであります。この工場新設に伴う経済的波及効果は、雇用創出や他産業への影響など極めて大きいものになるというふうに期待をしているところであります。秩父郡市の首長で構成する企業誘致連絡会議というのがありまして、埼玉県で企業誘致大作戦と称したアクションプランを策定した企業誘致を進めておりますことから、寄居町に本田技研が進出することに伴い、秩父地域への企業誘致の優位性について、知事への要望活動を実施したところであります。長瀬町商工会では、早速本田技研工業の埼玉製作所に視察見学会を開催していただいて、建設概要等を伺う機会を設けていただきました。見学会には私も参加させていただいて、工場見学や幹部の方たちとの面談もすることができまして、これを契機に本田技研との接点を持つと考えておりますので、下請企業の誘致や仕事の提供を受けるだけでなく、観光レクリエーション、定住対策など多方面からかわり合えるようなことに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。ただ一つ、その本田技研が来ることでプラスだけではないということがあります。それは超優良企業であるということと、その給与体系がかなりほかの企業に比べて高いということがあります。そして、地元から職員を採用することになったときに、そういうマイナスの要因が長瀬町にも来るだろうということは、企業経営者はかなり心配をしております。そういう状況を私たちも考えて、これから対策を立てていかなければいけない。ただ、ホンダの従業員は非常に教育に熱心だ。学校教育のしっかりしているところにうちをつくり、そこに家族生活を、家庭生活を営みたいという意見が強いということもある人からの話として聞いております。そういうことから考えますと、先日中学のPTAが文部科学大臣表彰を受けたということについては大きな意味があったというふうに考えておりますし、第二小学校も何か賞をいただいたということで、賞とそれが実際にイコールではないと思っておりますけれども、そういうことはある意味ではいい方向にご理解をいただいているということをおっしゃっていただく人が多いのではないかなというふうに思っております。この辺も踏まえたいろいろなことに、若者の定住促進もちょうどタイムリーであったというふうに思っております。実は12月に条例改正案を出すつもりでありましたが、3月に延ばしてホンダの動き等々を見ながら、このことについて積極的に取り組み、若い人たちがこの町に住んでいただく。そして、子供を持つ家庭に対して優遇措置等々も考えて、大勢の子供さん、若い人たちのサラリーマンが住宅をつくっていただくような対

策はこれから新年度に向けて準備を始めておるところでございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 時間も制限がありますから、あと何点か質問したいと思います。

まず、10月10日に私たちも含めて本田技研狭山工場へ行ってきましたけれども、その中で長瀬町に対しては、白鳥荘がつぶれて、今2番議員がいろいろ質問しましたけれども、要するに保養所をつくってほしいということで私が質問したのですよ。そうしたら本田技研は全国にかなりの保養所があって、長瀬も自然明媚だからぜひということをお願いしましたら、そういういっぱいありますので、今即答はできないという答弁だったと思うのです。

あと、雇用問題も、今、町長の答弁のように、どれだけ雇用が守れるかと、長瀬の若者が働ける場所ができるかということについても定かではなかったと思います。そこで、これも埼玉新聞ですけれども、「本田技研寄居進出、地域活性化検討へ」、県と寄居町と小川町がチームを発足して、検討チームを設立したと書いてありまして、そこでいろいろ新工場ができるに当たっては、寄居町企画誘致推進室、小川町政策推進課などで構成して、チームを組んでどんどん本田技研に働きかけるというふうに新聞では報道されてきて、これは10月11日ですが、あと11月になってからもそういう報道されたのです。長瀬町も町長はまた伺いますと言って帰ってきたのですけれども、今後の見通しとして、やはり町長が、町長とか役場の執行部が寄居町と小川町のチームに加わってもいいのではないかと思うのです。やはり合併とは関係なく、こういうことを働きかけることが必要だと感じてまいりましたので、この長瀬町も地域活性化検討の作業チーム、県と寄居と小川のチームにぜひ働きかけて加わってほしいのですけれども、この問題についてどういうふうに考えていくのか。あと、これからホンダにどういうことで働きかけるかお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 寄居と小川はちょうど境のところに工場立地というふうに承りましたし、先ほど関口議員のときのご質問のお答えの中で申し上げましたように、今月のうち、二、三日、今週のうちだと思うのですが、本田技研の社長からのその寄居工場に対する今までよりもちょっと踏み込んだ発表があるやに寄居の方から情報が入りましたので、これを聞いた上で、どういう対策がとれるかについては考えていきたい。寄居とは接点をしょっちゅう持っておりますが、なかなかその具体的に動くような状況の情報、寄居の執行部も持っていない。ただ、寄居に来るとということがわかった。そのことについてその周辺整備だとか、小川との近いところであるということから、小川とのつながりだとかということについては承知をしておりますけれども、それ以上のことについては、本田技研工業が明かしてくれないということをお願いして、その辺も具体的にその寄居の方がいかに情報をキャッチするか、それとも私たちが本田技研の狭山工場に直接行って、それがお聞きできるかどうかという問題もあると思うのですが、しかし、現実にはなかなかその大企業というのは秘密を話さないよという話なのです。そういう状況にありまして、どこまで我々がそのニュースを察知できるかということがあると考えております。

これは今ご提案でございますから、寄居・小川のそのプロジェクトチームというのがどういうことをやるのかについても早速お聞きをしたりしていきたいと思っております。寄居は14日に議会を終わるというお話もいただいておりますから、それ以降になると思いますが、具体的な動きを年末年始にかけて情報をとりたいというふうに考えております。

それと、白鳥荘と本田技研、それから県、長瀬町のことについてのご質問でもありますが、この白鳥荘の長瀬町へのという話のときに、私はこの本田技研のことを申し上げてあります。というのは、本田技研

と具体的にまだ決まる前でしたら、Hという名前、Hという企業が例えばこの地域に来たときに、その保養地か研修所か、そういうようなものに使っていただけるような方向を私はとりたいと、それでもいいのですか。そのためにはあの建物を一番先に壊すことから始めます。関口議員の質問に答えたのはそういう意味だったのです。そうしましたら、だめだと。建物はあと10年間はもし譲与しても長瀬町で維持管理をして、1年ごとにその成果報告を県にして、承認を得ることという条件があった。これではだけれども、先ほどの耐震構造等々の問題等々があれば、先に出る金が億の金が出て、入ってくる金はいつになるかわからないというような状況で、例えばホンダにしたって、あそこに建物を使って例えば来たとしても、そういうような状況にはならないだろうということを私は提案を県の方にしましたけれども、県のイエスがいただけませんでした。そういうような状況があって、県との別れるときに、私はこういう話をしました。両手両足を縛って、長瀬町を水の中にほうり込んで、向こう岸に泳げというような提案でありますと、これは。そんなことが私たちに受けられるはずがないではないか。自由だっとなかなか反対岸まで行けないのに、その手足の自由を縛り、それは建物のことも含めて私は問題提起をしたつもりでございしますが、内部でもその意見が割れたようではありますが、そのこちらの言うとおりに建物を10年間持つということができなければやむを得ないという話もあり、私たちもそれを持って進めていくというような経済状況ではないということから、やむを得ずお断りをしたわけであります。

あと、いろんな情報が錯綜しているようでありますが、はっきりしたことはまだわかりません。そういう状況をしっかり私たちも県との連絡をとりながら察知をして、このことにつきましては、また具体的な行動を起こしていかなければいけないと。非常にいいところですから、ホンダあたりが来てもらえば、こんなありがたいことはない。県で持っていれば固定資産税もいただけませんが、企業が来れば固定資産税もいただけるという単純な発想になりますけれども、そういう状況にもなるわけでありますから、一つ一つ積み重ねていくことが収益の増大につながるのだというふうと考えておるところであります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君の持ち時間は終了いたしました。

○議長（西山津智男君） 次に、8番、大澤タキ江君の質問を許します。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず第1、町の実情に合わない事業の見直しについて。平成19年度予算編成時期になり、財政状況が厳しい中で、町長以下、執行部の方には大変なご苦労されていることと思います。そこで、財政切り詰めの観点から、国や県からおりてくる事務事業の中で、我が町の実情に合わないものは見直しを図ってもよいのではないかと考えます。

例を挙げますと、電子申請届出サービス事業は、平成18年3月31日時点で利用した者はいないと聞いております。また、午後8時まで行っている選挙の投票時間も、不在者投票や期日前投票などで投票日前に投票しやすくなった点などを考慮すると、見直してもよいのではないかと考えます。このほかにも調べてみると、見直しを図れる事業はまだまだあると思いますが、見解をお伺いいたします。町長にご答弁をお願いいたします。場合によっては企財課長さんにもお願いをしたいと思っております。

続きまして、我が町の農業振興策についてでございます。農業従事者の高齢化が進み、遊休農地、不耕

作地が年々増加しています。国もさまざまな対策を講じていますが、なかなか歯どめをかけられないのが実情のようです。このことは、我が町でも例外ではなく、耕作されることなく放置されたままの農地が目立ちます。そこで、今後遊休農地と不耕作地の解消に向けてどのような農業振興策をお考えかお伺いいたします。産業課長さんにご答弁をお願いをしたいと思っておりますけれども、町長さんにもご答弁をしていただけるとありがたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

国や県からおりてくる事務事業の中で、我が町の実情に合わないものというご質問でございますが、町では今まで事務事業の総点検による見直しや機構改革などさまざまな改革を進めてきたところでありますが、急激な少子高齢化の進展や厳しい財政状況による三位一体改革などにより、非常に厳しい財政状況にあることは事実であります。このため、長瀬町財政健全化対策委員会などからの答申を踏まえ、この3月に行政としての取り組むべき指針として、長瀬町行財政改革大綱を策定し、町民と行政の協働化の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数等の適正管理を基本指針として点検見直しを進めていることとしたものであります。

このような事務事業について再三にわたり見直しを行っておりますが、抜本的な見直しを行えば、ご指摘のような事業がまだまだあると思われまゝ。今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるため、職員一人一人が前例にとらわれることなく、コストの削減、事務事業の総点検による継続的な見直しと徹底、行政改革大綱実施計画を予算編成に反映させるとともに、実施事業を厳しく精査、選別した主体的な見直しを行うよう、平成19年度予算編成方針を職員に通知したところであります。

それから、電子申請の問題につきましては、今我々もちょうど検討を始めたところでございまして、このことにつきましては、企財の課長から答弁をいたさせます。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 電子申請についてお答えいたします。

電子申請届出につきましては、導入している団体は、どこも利用状況について苦慮しているようでございます。長瀬町にいたしましても、皆野町との合併が破綻いたしまして、導入を決定したころと町の状況も変わってまいりましたので、電子申請届出につきましては、見直しを考えているところでございます。電子申請届出につきましては、協議会をつくって行っておりますので、ここで退会だとか、休会だとかということについて現在規定がございませんので、それらについて検討しているところでございますが、すぐに結論が出るかはわかりませんが、協議会に対しまして退会なり、休会なりお願いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） それでは、大澤議員さんの選挙の投票時間の関係が例に挙げられましたので、そのことについてちょっとご答弁させていただきたいと思っております。

選挙の投票時間の関係でございますが、これにつきましては、公職選挙法で投票所の開閉時刻は、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別な事情がある場合等に限り、一定の時間を町選挙管理委員会の決定により行うことができると明文化されております。現在秩父地域では、旧大滝村、旧吉田町、それ

から小鹿野町等の一部の投票所で投票時間の繰り上げを行っていると同っておりますが、いずれの投票所におきましても、開票所から相当離れている山間地域です。有権者の数も数十人程度といった投票所が該当になっております。いずれにいたしましても、この関係につきましては、選挙管理委員会の決定事項でございますが、選挙につきましては、国民の大切な権利でありまして、選挙人の投票に支障を来さないようにしなくてはなりませんので、財政上の問題とか、事務事業の見直しの観点から、時間を繰り上げるといふことも考えるわけでございますが、この点についてはそういった国民の権利ということもありますので、そういった面では問題もあると思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 平成18年度の決算報告をしっかりと見直してみますと……

〔「平成17年度ですね」と言う人あり〕

○8番（大澤タキ江君） 平成17年度です。失礼いたしました。平成17年度の決算報告をしっかりと見直してみますと、ソフトウェア使用料、ソフトウェア保守料、ソフトウェアレンタル料、ソフトウェア借上料、ソフトウェアリース料、ハードウェア借上料、ハードウェア保守委託料、ハードウェアリース料、システム設定委託料、借上料とリース料がいろいろとたくさんあるのですけれども、借上料とリース料ってどう違うのかなと私なりに考えたわけですが、こういったIT関連のものがもうどんどん、年々ふえているわけです。

そういった中で、今回出てくると思うのですけれども、国保の関係でも余りにも医療費がかさんできたので、国の方で今度国民の健康管理をしっかりとやっていただくということで、平成20年度からですか、しっかりそういったものを、国民の健康をしっかりと把握して、それを国で掌握するというのですか、そういったものも出てくるようでございます。となると、またこれもこういったIT企業さんですか、そういう方たちのお金もうけのあれになるのかなという思いがしております。いろいろな部分で、本当に住民基本台帳、これなどももうしっかりと国の方で個人個人の情報をしっかりと管理していただいているわけですが、こういったものが果たして個人情報をしっかりと守秘義務というものがあって、漏れないようにするという中で、国の方ではきちんとそういうものを把握して掌握して今後いくという、非常にそういった部分で疑問を感じているわけです。そんな中で、福島県矢祭町に過日行ってまいりましたけれども、福島県矢祭町では、住民基本台帳ネットワークに最初から参加しなかったという、そういうことが可能であったのだなと私も思ったわけですが、しかしと思ひまして、昨日確認の電話を入れてみました、矢祭町に。そういったしましたら、そのまま入っておりませんというお答えをいただいたのですけれども、それでもちっとも不便ではないというお話でございました。

そんな中で、私たちが議会でみんな承認をして、こういったものをつくっているわけですから、私たちにも責任があるわけですが、やはり利用してみて、町にそぐわないもの、こういったものはどんどん削除していてもいいのではないかと考えております。そういった中で、住民基本台帳が現在どのような形になっているのか、課長さんにお伺いをしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 大澤議員さんの質問にお答えさせていただきます。

最初にありました国保の平成20年度からの健診の義務化でございますけれども、こちらにつきましては、現在準備が進められているところでありますが、やはり40歳から75歳前までの方、約2,000名強くらい

るかと思えますけれども、そうした方の健診を義務化していくということで、各保険者、保険者は各市町村が保険者になっておりますけれども、保険者の方で健診をしていかなければならないと。また、それについては計画をつくるということで、現在の医療、疾病の状況、長瀬町の国保の被保険者の疾病の状況についての分析を行い、その分析の結果に基づいて計画を立てると。計画に基づいて健診をし、その健診結果に基づいて健康の指導をしていくというふうな形になっております。現在の健診率等は、一般的には20%ぐらいのようでございますけれども、ノルマといたしましては、目標では60%ということで、現在の3倍ぐらいの方の健診をしなければならないと。また、その健診の率が達成できない場合には、きょうもこれから議題で出るかと思えますけれども、後期高齢者の医療については広域連合で実施するというところに平成20年度からなるわけですけれども、そちらに対する交付金についてもプラス・マイナス10%の範囲でペナルティーを科すような政策がとられるというふうに伺っております。

また、その健診に伴ったデータについては、きちんと管理をしなければならないわけですが、その管理方法等についても、平成19年度中にいろいろ検討をするということになりますが、その際に、コンピューターのソフトの開発等について、またリストについて必要性があるかどうかということについては、今のところは明確にはわかりませんが、今後国から県の方へいろいろと情報の提供があり、各保険者の方に説明等があるかと思えますが、それらを受けて実施するということになるかと思えます。健診の結果に基づいた健康指導についても、健診者の約28.8%、約30%ぐらいの方がいろいろ疾病を持っておりまして、積極的なその健康指導、また栄養指導等を行っていくというふうなことが必要になるわけですが、この健診が義務化になりますと、全国で恐らく1万人程度の保健師等の不足があるのではないかとこのふうなお話も伺っております。これは正確な数字ではないと思えますけれども、そのようなお話も伺っております。長瀬町においても保健師の方がおりますけれども、現在の人数で対応できるかどうかということは非常に疑問視しているところでございます。それに伴って、さらなる経費の負担増があるかなというふうなことになります。

それから、住基ネットにつきましては、年間の利用者というのは、非常に少なく、恐らく数件、五、六件かなと思えます。これにつきましては、導入の件については、ちょっと私も詳しくは存じ上げておりませんが、国の方等の政策によって進められたということで、もし申請があればそれに対応しなければならないというふうな状況もあり、わずかではあります。住基カード等の申請等もいただいているところがございます。やめてもいいかどうかということについては、よくその辺を検討しないと、既に住基カードを持っている方もいらっしゃると思いますので、その辺を踏まえた中でこれから検討していく必要もあるかなとは思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 正 午

再開 午後1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 先ほど住基カードが年五、六件という話を課長の方からご答弁いただきましたけれども、これにつきまして、住基カードは270事務ですか、可能であるというようなことが新聞に出ておりましたけれども、長瀬町の場合にはどのような利用をされているか、わかります部分で結構ですからお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） お答えいたします。

ただいまのご質問についてですけれども、通告をいただいていたので、資料を特に用意していなかったもので、もし必要であれば、後ほど調べてお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、いずれにいたしましても、このIT関連は本当に年々増加しておりますので、ここをどこまで切り詰めるか、これが今後の町をやっていく上での課題だと思っておりますので、ぜひこの点を皆さんにご考慮いただきながらやっていただきたいと思っております。

それから、投票時間の関係でございませけれども、私はもう以前から再三、始まったときからですか、そういう話をしているわけなのですけれども、なかなか改正されない。そういった中で、以前7時までというときには、立会人も1人でその時間まで済んだわけだと思うのですけれども、8時になってからは2部式になったと思うのです。そういった部分で大分予算の方も以前よりも増して大変なのではないかと思っております。先ほど公職選挙法の話が出ましたけれども、私もこの公職選挙法の第40条の投票所の開閉時間については読ませていただきました。これを読む中で、先ほどの参事兼総務課長の答弁ですと、ちょっと長瀬町には当てはまらないのではないかというような解釈をいたしましたけれども、私は以前それでやっていて、別に支障を来していたわけでもないと思うのです。国の方からそういったものが出てまいりまして、それに沿って始めたことだと思うので、以前から時間を延長してほしいというようなお話があって始めたことでしたらば、これはいたし方ないかなと思っておりますけれども、都会と違いまして、そんなに、まして夏ではなくて、冬だなどという場合には8時まで待って投票に行かなくても、7時なら7時ということで、皆さんもそのところはしっかりと自分でその気持ち、思いで行くと思うので、そこのところをぜひ選挙管理委員会の方のこれは所轄ですので、選挙管理委員会の方で決めることだと思いますけれども、そういった中でこういう意見があったということを経済の中にも持ち出していただいて、ご検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、第2の質問の方をお願いをしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） それでは、我が町の農業振興策についてお答えいたします。

近年の農業は、担い手不足や農業従事者の高齢化などから全国的に耕作放棄地が増加し、地域内の担い手だけでは農地の効率的利用が図れなくなっている状況が見られます。当町でも担い手の高齢化や兼業化が進み、相続により非農家が所有するケースもふえてきたことにより、耕作放棄地などのいわゆる遊休農地が増加傾向にあります。遊休農地の解消は、担い手の育成や集落営農の組織化、法人化の促進、奨励作物の導入や農業経営基盤の強化など総合的な農業振興策の展開が必要であると考えております。また、農業委員会と連携して、農地パトロールによる指導や認定農業者等への利用集積を図り、地域の状況等によ

りましては、林地化や景観形成作物を作付するなど農業生産以外の利用を進めることも必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 課長もご承知のとおり、農業委員会で10月に町内の不耕作地についての調査を実施いたしましたけれども、私も町長の地元である岩田を担当させていただき、調査をしたわけです。そういった中で、皆さん遊休農地に関してご意見をお聞きする中で、やはり今、課長がおっしゃっていましたように、高齢化になって、とてもできないという、そういった部分が一番多かったかなと思いますけれども、そういった中でまとまったような場所ですと、皆さんそれぞれ申しておりますのは、そういったところに町の施設なり、企業を誘致していただくなり、何らかの方法で町がかかわった土地利用を考えていただけるとありがたいというお話がほとんどでございました。

そういう中で、自分で手に入れた土地ではなくて、ご先祖様から預かった土地だという、その思いが大変強うございまして、預かった土地だから、これを売ってしまうわけにもいかない。これから子や孫にこのまま引き継いでいきたいのだという思いが大分ありました。その中で、それではそのまま不耕作地で置いておくのも困るのではないかなという思いがしたわけですけれども、町長も若者の定住促進ですとか、お話をされている中で、私が思うのにはですよ、皆野町がもう大分前になりますけれども、町の方で仲介役ですか、そういうことをされて、土地を借りて、それを今度は若者に貸して、うちを建てさせたというような中で、随分町が介在した建物が建っております。そういったものも長瀬町でも今後取り入れてもいいのではないかなというような思いがいたしております。その点に関しまして、町長はどんなお考えでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

いろんなご提言をいただいておりますが、私たちが考えておりますのは、今、皆野町の話が出ましたが、それにかかわるべきこととして、若者の定住促進ということを基本的に考えているわけでありまして、この辺は展開をしていく中で、最初には町で持っている土地について、それを売り払い、買い取っていただいて、若い人、特に子供のいる人たちの定住基地ができないかということを考えて、今準備をしているところでありますが、ご提案のことにつきましても、このことについてこういう方策がうまくとれるかどうか、しっかり考えて、とりあえずは町有地の問題についてのことから始めていきたいというふうに考えています。

それから、農地が農家の高齢化というのが進んで、未耕作農地がふえたということは事実でありまして、そういうことを考えますと、私は前から申し上げましたように、日本の農業政策の大きな失敗がここへ来て顕著にあらわれているというふうに思っているわけでありまして。お年寄りができて、それで百姓の作物に対する価格が非常に低迷をしていると。この間も野菜を全部トラクターで踏みつぶすような事実がありまして、こういうことが日常茶飯事に行われているというのは、国の戦略の失敗だというふうに思っています。

今考えますことは、秩父にJAちちぶという農協の団体がありまして、こういうところとうまく手が組めないかなということを考えてきました。この辺も農協にこの議会終了後、一度組合長に会ってみて、こういうことをお考えする余裕があるかどうかについても、とにかくいろんな方面からその農地の荒れてい

る状況を改善するような方策について、産業課を中心にして私たちも知恵を絞っていきたいというふうに考えておりました、いろんな使い方、それからそういう問題があると思いますけれども、一番の問題は、その農業政策の問題と、それからいわゆる私有権の問題が非常に強く出ているわけでありまして、この辺が大きなネックになっているのだらうというふうに思っております。それと、農地の区割りが非常に細分化されているという部分がありますよね。こういう問題も一朝一夕に解決できるような状況ではないと思いますが、しかし、ご提案でありますから、しっかりこれをいろいろ検討して、いい展開策ができるかどうか、まず最初に私はJAちちぶとの話し合いをしてみて、そのお力添えがいただけるかどうか、多分難しい局面になるのだらうと思いますが、しかし、あきらめないで、このことについては話を進めてみたいというふうに考えているところであります。

〔何事か言う人あり〕

- 町長（大澤芳夫君） 済みません。今、建設課長から指摘があつて、百姓という言葉はよくないと、農業従事者ということに改めます。大変失礼いたしました。
- 議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。
- 8番（大澤タキ江君） ただいま町長からJAと連携してというお話をいただきました。ここのところ本当にキャベツですとか、大根ですとかができ過ぎて、つぶしているという、畑でつぶして、そのつぶしたのに関して国の方で補助金を払うという、これは私も本当におかしな制度だなと思っております。そういった中で、国は食の教育を一生懸命やると。食の教育をやるのに、ああいうキャベツや大根をつぶすところを子供たちに見せていいものかという思いがしているわけですが、そういった中で、私はこの不耕作地に関しては、学校教育にも関連してくると思っております。子供さんたちも今勉強、勉強でお忙しいでしょうけれども、休みの日、土曜日、日曜日あたりに親子で親子ふれあいの農業体験ですか、そのようなことも考えながら、そういったところを例えば農作物だけでなくでもいいと思うのです。長瀬町は観光地ということで名を売っているわけですから、花をつくってもいいのではないかなと思っております。花の中には食べられる花もございますので、そういうものをつくったりして、見て楽しんで、食べて楽しむというような、そういったものを子供さんたちに体験させる。親御さんにも体験していただく。そういった中で、一番私がお願いしたいなと思っているのは、町の職員のかかわり方なのです。長瀬のハナビシソウに関しましてもそうですけれども、平日は皆さん一生懸命頑張ってやってくさるけれども、松と桜あたりもそうですか、町の職員がほとんど出てきてくれないというような苦情も聞いております。そういった中で、毎回毎回出て行ってボランティアをしてほしいという、そこまではお願いいたしませんけれども、せめて年に2回でも3回でも町の方のそういった行事に職員が加わって出てきていただきながら、町のために尽くしていただければありがたいと思っておりますけれども、そういった部分ではいかがでしょうか。なかなかそういった声が皆さんのところへ聞こえているのではないかなと思うのですけれども、強制するわけにもいきませんけれども、そういうところに関して課長さんたちはどのようなお考えでいるのかなと思うのですけれども、もしお聞かせいただければありがたいと思います。
- 議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。
- 参事兼総務課長（新井敏彦君） それでは、課長にということでございますので、一応お答えさせていただきたいと思いますが、今、大澤議員さんのご指摘にございましたように、いろんなボランティアの絡まった行事、そういった今花の丘の花の里の関係もございますが、そのほかいろんな団体が今、桜と松等を守る会とか、花と緑を守る会とかございますが、そういった中にもいろいろ町の方の職員もボランティア

として絡ませていただくということも大変大事なことだと思っております。また、そういった中で、町全体としての行事の中にもそれぞれの職員が休日等に参加が少ないというようなご指摘がございますが、そういったことも重く受けとめまして、よく全職員、まず課長会議等でそういった問題を提起して、対処をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今ご指摘いただいたことにつきましては、私もそういうことを考えておりまして、実はことしの正月だったと思います。新年会、もうすぐ来年の新年会になるわけですけれども、滝の上だったと思いますけれども、その職員の出席が少ないという話をしたら、たまたまそこに役場の職員が3人出席しておりまして、「少ねえとは何だと、3人も来ているじゃねえか」という一般の方から逆におしかりをいただいたことがあるのです。それで、私は多い、3人いるところというのは今までなかったのです。全部ほとんど1かゼロというところだったので、あえて3人いるところでその話を申し上げてみたら、「3人も来ているんじゃないか」ということを言われたのですけれども、私は多い方がいい。だから、少ないところと言うのは当たりさわがあるから、多いところで申し上げたというのを今思い出しました。そういうようにいろんなことについて地域との連帯、それから公務員というのは全体の奉仕者なのだとすることを常に忘れないで行動をとってもらおうということが大切なことなのだというふうに思います。今、長瀬町は助役、収入役がおりませんで、そのかわりを教育長、参事にいろいろお骨折りをしていただいているわけですが、これからはもう一段の出席率を、私のかわりに出ていただくようなことを考えておりまして、来年の新年会にはその人たちに、少なくとも最低1カ所以上の出席をしていただいで、住民からのいろんな意見を酌み取ってもらうような体制をとっていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 町民の声として、ボランティア活動に対して職員の出が少ないのではないかとご指摘をさまざまところでいただいておりますので、ぜひこのところは心していただきたいと思っております。矢祭町に参りましたときに、再三矢祭町を引き合いに出しては申しわけないのですけれども、町長の話の中にも、やはり町の職員がその気にならなければ単独ではやっていけないのだという話を再三しておりました。町の職員が町の将来を背負っているわけですので、ぜひ頑張ってくださいたいと思っております。

それから、農地に関しまして、ことしは農地の税金問題で大分農地所有者から町の方に対する苦情が入っておりますことは、皆さん重々承知のことと思っておりますけれども、やはり税金を取れるような対策というのを私は必要ではないかと思っております。やはり自分たちで耕作をできない。できないからほうっておく。ほうっておくから、それを雑種地として税金を取るとか、そういったことではなくて、何か利用方法を皆さんで知恵を出し合って考えて、その中で税金が取れる方法を考えるという、これが私は農地の所有者、また町にとってもよい方法ではないかと思っております。

また、そういった中で、長瀬も観光、観光と言う中で、なかなか前進していかない。後退をしているのではないかなというようなことを感じているわけですけれども、先日鳩山町の赤十字奉仕団から長瀬町の方と交流会をやりたいということで10人ほど参りました。そういった中で、交流会でいろいろご意見をお互いに出し合ったのですけれども、その中に観光地ですので、観光も見せていただきたいということで、あえて月の石公園、それから金石水管橋、それから井戸波久礼、そういったところをご案内いたしました。鳩山町の方たちも初めてだということで、「こんなすばらしいところが長瀬町にあるとは思わなかった」

ということで、皆さん本当に感激をいたしておりましたけれども、特に私もこれは困った問題だなと思いましたが、うちの方の団員さんが5名参加したのですけれども、そのうちの方の団員さんが「こんないいところがあるとは知らなかったよ」という話をしていました。これもちょっと町に住む者として少し認識不足かなと思っておりますけれども、そういった中で、やはり歩かせる観光をしなくてはだめだというご意見が大分出てまいりまして、そういった中で、不耕作地、遊休農地、そういったところに花でも一生懸命植えたり、長瀬町をとにかく観光で持っていくのには、きれいな町でなくてはいけないと思っておりますので、ぜひ行政と町民が一体となって、決まったところだけではなくて、やはりまだまだいっぱい長瀬町にはいいところがあるのだよといった部分をもこれから今後一生懸命宣伝しながらやっていければ、長瀬町もまだまだ将来危ない、危ないという話がございますけれども、そういった部分でなくて、よい方向に持っていけるようなことを私たちが考えていくのもこれも務めだなと思っておりますので、そういった点でぜひお願いをしたいと思います。せっかく「えんでんべえ」というよい会もできましたので、この人たちにも協力をいただきながら、長瀬再発見というような形で、遊休農地はせめて花で飾って、歩きながら皆さんに長瀬のよいところをアピールできる、そういった町にしていっていただきたいと思っておりますので、今後ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 次に、3番、村田正弘君の質問を許します。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 通告どおりの質問をさせていただきます。

1番目に北桜通りの維持管理について、観光課長にお尋ねをいたします。長瀬町は、観光立町として発展しようという考え方に基づいて、いろいろな施策を講じているわけですが、北桜通りの桜は、植栽後40年余りを経過し、老木化していますと。このため補植も行っているようですが、根が壊死してしまう、枯れてしまうおそれがあります。この桜の名所として残すためには、町としてどのように考えているのかお伺いをいたします。

2番目、小中学生の登下校時のサポートについて、これは教育次長にお尋ねをいたします。郡内の不審者のことも聞いておりますが、今、冬で一番日が短いときでございます。あと幾日かすると冬至が来ると思いますが、日暮れが早く、下校時の防犯の面から考えると、目の行き届かないところがあるとも限りません。そうした場所を把握して、対策を講じられているのかお伺いをいたします。

3番目に、いろいろ皆さんの質問の中にも出てきていますが、ボランティアの団体について、参事兼総務課長にお尋ねをいたします。社会福祉協議会で掌握している社会福祉関係のボランティア団体のほかに、現在町内にどのような団体があるのか、名称と構成人数、活動内容、それから1人の人が幾つもボランティアに出ている人もいるようです。その辺もわかっている範囲でお尋ねをしたいと思います。

それから、4番目は、行政改革大綱実施に基づく事業の進捗状況ということでございますが、このことについては、前回は私は質問をしておりますが、3カ月たって、その間どのくらい進んだのかどうか。時には3カ月ではまだ進まないのだというふうな話も聞いたことがありますが、改革というのは一歩もとめることはできないと、とめたらだめだということです。また、実施の効果がどれほどあったのか、金額で

あらわせるものは、その金額を、金額であらわせないものは、文言でも結構ですから、報告をしてください。

以上、四つ質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、村田議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、1点目の北桜通りの維持管理についてのご質問でございます。ご質問のように、北桜通りの桜でございますが、町道整備に際し植栽されたもので、植栽後40年以上経過してございます。桜の根が車両や歩行者の通行により絶えず踏まれていることや枝が車道に伸び、車両との接触によります枝折れにより桜の樹勢が衰え、老木化が進んでいるものと思われまします。町では枯れ枝の除去、それから防腐剤の塗りつけ、薬剤による害虫駆除など行っております。また、ボランティア団体の方々によりまして、桜の樹勢回復のための措置も定期的に行っているところでございます。しかし、せっかく樹勢が回復いたしましても、枝が車道に伸びますと、枝折れ等で樹勢が劣化するおそれがございます。

町としてどのように考えているかというご質問でございますが、道路機能を優先するか、観光の目玉の一つであります桜を優先するか、非常に難しい場所、問題で、以前からその改善策の必要は問われていたものの、進んでいないのが現状でございます。観光課サイドで申し上げますと、町の花になっていることや桜の名所百選にも選ばれております。また、桜のトンネルとして、観光資源にもなっておりますので、引き続き安全面等を確保するための枯れ枝の除去や桜の樹勢回復のための措置を講じるとともに、老木化の原因の解消に努める必要があるかと存じます。また、枯れたところはできるだけ補植し、その名に恥じないように努める必要があると考えますが、一方で、安全な観光地でなくてはならないことはご承知のとおりでございます。いずれにいたしましても、いろいろなお考え、ご意見を持っている方がいるようでございますので、今後どうしていくかにつきましては、老木化による危険性も増していることや道路構造令にも遵守する観点からも、安全性を重視しつつ、町民の皆様を初め観光団体の方々、ボランティア団体の方々など関係者と十分協議し、方向性を見出すことが必要かと存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） このことについて再質問をいたします。

今、課長の答弁は、通り一遍と言うと失礼ですが、通り一遍のお答えでございます。桜の木でも何でも、木でもそうですけれども、生長するまでに相当の時間がかかるわけです。それで、大きな木になると立派に見えてくると、こうなるわけですから、長期的な展望というか、桜の寿命は何年かわかりませんが、50年だと仮定すれば、あと10年もたてばみんな寿命が来てしまうよというようなふうになるわけです。ですから、長い目で物を見て、長期的な施策を講じていないと、こういうものは守っていけないということは皆さんよくわかっていると思います。

それで、以前に私の見た範囲では、コンクリートのブロックを歩道に並べてあるのを幾らかめくって、場所によってはそれで根を云々ということをやったようですが、そんなことをやっても効果があったのかないのか。あったのなら、こういう効果があった。こうすればいいということをもう少し考えていないのかどうかお聞きいたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 村田議員さんのご質問に1点だけお答えさせていただきますけれども、

コンクリートブロックをどかして桜の根を生かすというお話が今あったわけですが、建設課の方としては、桜の根を生かすのではなくて、歩道を歩行者が安全に歩けるようにブロックを撤去いたしまして、試験的に土、チップですか、木の。入れて今試しているところでございますので、桜に対する効果があったかどうかということはわかりませんが、歩行者に対しては前よりも安全になったのではないかとということだけはお答えできると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 長期的計画ということでございますが、特に今のところのその計画、ここを具体的にどうしようという計画はないと思います。

それと、樹勢の回復、今、要するに老木化している原因は、先ほどもちょっとお話しいたしましたように、絶えずその車、それから人の足で踏まれているというのがその原因の一つ、主なものというような話を伺っております。それで、樹勢を回復するにはどうしたらいいのかということをやっと専門的な人にも伺ったわけでございますが、そうしますと、施肥、肥料をやったり、それから傷めないように当然あそこも立地的な面で歩道しかどうにもならないとは思いますが、その辺をブロックで囲まない、コンクリートで囲まないような形でできれば、樹勢は回復するのではないかとというような話も伺っております。

いずれにしても、あれだけの有名な桜のトンネルができるというところでもございますので、桜をできる限り残していかなくてはいけないのではないかと個人的には思っております。そのためには、例えば車道にはみ出しているというのですか、枝をバスの邪魔にならないようにできるかどうか。例えば道路構造令でいきますと4.5メートル以上の空間をあけなくてはいけないというような話になっているようでございますが、その辺が可能になれば、きれいな、それで4.5メートル以上の上から桜のトンネルができればこんないいことはないのかなという形で個人的には考えております。ただ、今現状の桜を見ますと、それだけの高さがある木がほとんどないと、あの北桜通りにつきましてはないので、それが可能になるのが少しずつ補植していった後をうまくすれば、可能となるかなという形で個人的には思っております。

答えになっているかどうかわからないのですが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 今、ただいまの課長のお答えは、私には答えになっていると思いません。桜の木は余り切ってはだめですよ。梅の木は切ってもいいのですよなんて例えが昔からあるわけですが、今現状では出っ張っているものをちょん切ったり、いろいろやっているわけですが、こういう方法ではなくて、もっといい方法をいろいろ知恵を絞って、みんなで考えてやって、今から手を打っておかないと、何年もしないうちに枯れてだめになるというのが目に見えているということは、皆さん知ってはいるようですが、さあどうしようというお考えがないようですが、そういったものに対する知識の豊富な方が町内にもたくさんいるわけですから、そういう人のお知恵を拝借したりなんかして、ぜひこの天下の勝地の長瀬の桜を守るということの意味合いから、長期的な計画に基づいて保守して守っていただきたいというふうに思います。

それから、そのことについて、大きなバスが通って云々ということがありますが、これは交通規制というものをかければ、警察の許可なのでしょうけれども、一方通行にするとか、あるいはバスは通ってらっては困るとかいうふうなことをやれば、そういうものは守れる。それから、もともとつくったときの構

造が悪いということは、皆さんが見ておわかりだと思います。つくった後に歩道を後からくつつけたからそうなったのでしょうけれども、歩道の外側の方に植えておけば、隣近所の土地を持っている人は日陰になったりなんかして悪い面も出てきますけれども、木はもっとよかったかなというふうにも思われます。

こんな長期展望については課長では答えが出ないようなので、町長はどういうお考えなのか、お考えをお伺いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のご質問の中で、桜の問題、それから枝の枯れとかということに補植の問題等々ご指摘をいただきましたが、北村西望のことで、武蔵野市を訪問したときに、桜並木をバスで通らせてもらいました。そのときにご説明をいただいたのは、その桜切る何とか梅切らぬ何とかというようなことがあるけれども、それは桜には適用しないと、桜は枝を切っても大丈夫なのですという話をたしかそうですね、そういう話を聞きました。それで、これは今、村田議員から長期的な展望というお話がありますので、その枯れた木を補植するとか何とか、そういうことから始めてみななければいけないと思いますが、道路側の枝は切って、そして非常に武蔵野市のその桜並木というのはきれいに、1キロの長さをバスが全然当たらないで通れるようになっていた。それで、お聞きしましたら、桜は切ってもいいのですと、歩道の方の枝はそのまま残しておいて、車道の方を全部ずっと上まで切っていった。4メートル以上の道路では当たらないようにできて、全く大丈夫ですという実情を見させていただきましたので、これからの補植等々につきましては、そういう問題をしっかり担当の人にやっていただくようお願いをしていきたいと思えます。

それから、南桜通りにつきましては、私有地でありますから、これはこれからしっかり上長瀬からの進入路ができますから、それに付随して、あの桜道をどうするかということを考えて、このとき大きな実験であり、テーマに取り上げていけるのではないかなと。北桜通りより南桜通りの方がはるかに木が老木化しておりますので、実験を兼ねた、例えば歩道をつくらない。つくったとしても、歩道の一番両側に、隅にご提案のような民地に近いところに植えて、それを協力をしていただくような、その住民との体制がとれるかどうかということについても、これは今のこの桜通りもそういうことができるかどうかはちょっと難しいかなと思えますが、そういうような状況を考えていきたいと思っています。

○3番（村田正弘君） 次にいってください。

○議長（西山津智男君） では、2番の問題、教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 小中学生の登下校時のサポートについてお答え申し上げます。

初めに、不審者情報ですが、県警及び秩父警察からの教育委員会への情報提供件数ですが、9月から11月の3カ月間で33件発生しております。そのうち秩父管内のものが14件ありました。中でも9月と11月には当町でも児童に対しての不審者事案が発生しております。このように、不審者情報は減るどころか、一向に減らないのが現状です。そうした背景のある中、とりわけ小学生の冬期における下校について、日暮れも早いことから、目の届かない場所についての対策ができていくのかというご質問ですが、不審者対策といたしましては、以前にもご紹介させていただきましたが、学校パトロール隊の皆さん、現在約55名の方に登下校時のパトロールを実施していただいております。また、パトカーにも大変よく巡回していただいております。また、今年度は子ども安心登下校推進事業により、小学生が自分の目で危険箇所や安全箇所をみずから発見し、認識する活動を通じて、子供の視点に立った地域安全マップの作成を行いました。今までは「ヒヤリ地図」、以前ご紹介したかと思うのですが、学校やPTAが中心に作成したものを活用し

ていましたが、今回は子供たちが一緒に5・6年生でございますが、自分たちで感じた危険箇所や安全場所を記した地図を作成いたしました。地図には危険な場所というのは、入りやすい場所と見えにくい場所、安全の場所というのは、入りにくい場所と見えやすい場所といった観点で、子供たちが実際に町内を歩いてチェックした場所が記されております。これらにつきましては、発表会を行う等子供自身の防犯意識の高揚にも努めました。また、ご協力いただいているパトロール隊の皆さんにも紹介してございます。

また、3校の取り組みの中で、ご質問に関連した具体的な取り組みを幾つかご紹介しますと、第一小学校では通学路において人通りが少ないなど児童が登下校の際に、より注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意を払うよう喚起するとともに、集団での登下校、通学路の点検、児童に対しまして、不審者への対応の指導、1人では下校しない。1人になったら急いで帰る、または家の人に出迎えてもらうなどの指導を徹底しております。第二小学校でも、一斉下校を週1回行っていたのですが、2回へ回数ふやしまして、担当職員と一緒に下校するほか、下校時、やはり1人になる場合は、迎えを保護者等に依頼しております。中学校では、登下校時に人通りの少ない場所や危険箇所がある生徒は、担任へ申し出ること、複数での下校を心がけること等の指導を行っております。また、中学生につきましては、電車通学者が多いことから、年間を通して職員による駅前での下校指導を実施しています。また、学校とPTAが協力を依頼している困ったときに助けを求める子ども110番の家を確認しておくことも大切であります。今後も学校、家庭、地域が連携して子供の安全を守ることはもちろんでございますが、子供自身も防犯意識の醸成を図ることが大切なことと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） もうちょっと質問をいたします。

ただいまのお答えは、いろいろ聞いているような範囲でございますけれども、非常に悪い場所というか、危険きわまりない場所というのは、そんなに町の中に幾つもあるようには思っておりません。ですから、こういうその場所を特定して、特定しておけばそこだけやればいいというわけではないのですけれども、教育委員会にも職員が相当いるようですから、役場でも率先してそこに1人で実地に当番で行くとか、そういうようなことをして、パトロール隊とかボランティアに頼っているばかりではなくて、行政もそういうものをよく見て手伝う、こういうことが協業、ともに働くというか、ともに動きましようということにつながっていきますので、そんなことで、そういうことをやるつもりはあるのかないかお尋ねをいたします。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ただいまのご質問ですが、ただいまのご紹介は、学校、地域等の指導についてご紹介させていただきましたが、職員につきましては、例えば不審者情報等、先ほどもご紹介しましたように、町内でも発生しております。そういった緊急のときには、向こう2週間程度巡回を出しております。実際にやっております。その状況に合わせた対応をさせていただいています。

以上です。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 事が起こったときに、後から対応しているというふう聞こえます。事実だと思います。それでは遅いのですよということ。ですから、いろいろな手だてで警戒をしているということをよく認識してもらえば、何か事を起こす人も警戒されているということによって防げるというふうにお聞き

す。ですから、どうも行政はいつも言っているように、何か事が起こると、起こったことに対しては、その幾日か、今言ったのは本当に正直なのかもしれないですけども、2週間か10日やったら、また終わりということではこれはだめだというふうに思います。ですから、ぜひそういうことを続けるように、教育長はどんなお考えだかお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 村田議員さんのご質問にお答えいたします。

確かに今、次長が申しあげましたのは、そういうことがあったときにというふうなことで申しあげましたが、実はそれだけではありませんで、それ以前にも時に触れて巡回等もやっております。教育長の考えていることですので、私個人的には私も教育の現場にいたときに、いじめとか何か起こりますのは、教員や先生のいるところでは起こらないのです。したがって、物の陰であるとか、例えばトイレの中とか、そういったところで先生方が来られないようなときに起こったりするわけです。不審者の場合もやっぱり同じだと思うのです。ですから、時を選ばず、毎日というわけにはなかなかいかないと思いますので、そういった人たちに悟られないようにしながら、時々という用語弊がありますけれども、毎日というわけにも正直いきませんので、なるべく多くふだんから巡回するようになりたいと、こういうふうに思っております。したがって、職員にもそういうふうこれから指導してまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） くどくなりますけれども、町長さんにお尋ねしますが、町の職員は96人だけいるはずですから、その人が交代で1日に1回ずつ出ていったって、1年に3回やれば終わってしまうのです。ですから、教育委員会ばかりに物を押しつけるのではなくて、職員が全部でその対応すれば、都合のいい日悪い日あるでしょうから、みんなで1人で1回ずつやっても、1年300日近くいってしまうわけですから、その辺のこういう人に頼っているばかりではなくて、職員をそうやって使うという、使うというか、動いてもらう。協業、協働してもらう、そういったお考えは町長さんはないですか、あるのですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今提案をいただきましたことは、非常に貴重なご提案だというふうに思います。それと、私は基本的に考えていることを一言申し上げさせていただきますと、その一番の長く深くかわり合いを持つのは親なのです。親御さんが仕事が忙しいとかということはよくわかります。ただ、私はこの問題は深く長い問題だと思っております。私がPTAの役員をしているときからの問題ですから、もう30年以上前からその働くことに忙しい。だから、問題は学校に押しつける。そして、事故が起きると学校と町の責任にする。今その顕著にあらわれているのはそういう状況なのです。だけれども、本当にそうなのだろうかという思いを私は常々持っております。やはり家庭の人たち、お母さんやお父さんと、お年寄りも含めたそういう生活をしていないという、核家族化が進んでいるということも大きなネックになっておりますけれども、やはり最終的な責任は、私は親にあると思っております。それで、それを放棄して、問題が起きると教育委員会と町の人たちがテレビの前へ出て頭を下げる。頭を下げたときは、もう仕事を終わっているわけですよ、問題が。その解決をするのは、親と、それから先生と、それから今ご提案があった役場も仲間に入れていただいてやるようなことは、確かにご提案としては非常に重く受けとめさせていただきます。そして、95人が1日1人ということにはならないと思いますが、縦割り行政の排除ということから考えても、一つの大きなテーマだと、教育委員会だけがやるということではなくて、そういう部

分について、例えば時間等のいろんな調整があると思いますが、その辺については、これは大きなご提案をいただいたというふうには私は認識をしておりますので、この辺については、早速検討して、この日照時間の短いときから始めていくのがいいのではないかというふうに今思いました。それには前提として、お母さん方、お父さん方にも協力体制をとっていただくことを前提にした上での言ってみれば三位一体の協力というのですか、先生、それから父兄と町ということのをこれは基本的に考えてみます。そして、できることから一つずつ手をつけていかなければ問題解決になりませんから、ご提案を重く受けとめさせていただいてやっていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 町長さんのお考えは、よく理解できました。その中で、町長さんが今おっしゃった中で、親が特にとということなのですが、親ができる人はやっていますよ。できない人が結構いるのだと。共働きとか、そういうことで暗くなるまで勤めないで生活が成り立たないという人もいて、ですから、親も協力というか、親が当然責任は持って、あるいはおじいさん、おばあさんがいて、そういうので迎えに出てきたりなんかしている人もいるようですけれども、全部の人が町民がそういう環境にないわけなので、やはりそうなってくると行政も面倒見てやる必要があるというふうに思いますので、ぜひ前向きな回答をいただきましたが、実行されることをお願いというか、お祈り申し上げます。よろしく願いをいたします。

次にいってください。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 村田議員の3番目のボランティア団体についてご答弁させていただきます。

社会福祉協議会で把握している社会福祉関係のボランティアのほか、現在町内にどのような団体があるのか、名称と構成人数、活動内容についてと、複数のボランティア団体に参加している方の人数を把握しているかのご質問にお答えさせていただきます。

町で把握しておりますボランティアという定義に当てはまる団体につきましては、長瀬町桜と松等を守る会、それから長瀬の花と緑を守る会等を把握しております。それぞれの会員数、活動内容でございますが、桜と松等を守る会は、現在会員数約200名で、桜や松等の保護管理や後継者の育成などを目的として活動され、権田山の桜の手入れや町内の桜や松の手入れなどを行っております。花と緑を守る会は、現在会員数約40名で、町内に植栽された花や緑の保護活動や環境美化に努め、観光客誘致に結びつけていくための活動をされております。具体的にはアジサイの植栽や岩畳の花木の手入れなどを行っていただいております。また、複数のボランティア団体に参加している方の人数でございますが、これにつきましては、個々の団体の会員名簿をいただいているわけではございませんので、細かい人数につきましては、把握してございませんが、複数の団体でご活躍されている方はいるものと察しております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 3番目の質問でちょっともう一回というか、お聞きしたいのですが、通告制度で通告してあって、もう2週間以上、もっとたつのか、いうふうな時間がたっているわけですが、調べてみてくださいというようなことを言っても、二つの団体しかわかりませんとは言っていないんですが、二つの団体ぐらいの代表的なものを言ってきただけで、あとは任意団体だからわかりませんというような返答

では、ちょっと困ると思うのです。まだそのほかに幾つものいろいろな団体があって、活動されているというのは、皆さんの方がよくおわかりになっていると思います。ですから、まだわかっている団体があると思いますから、その辺もう一回参事兼総務課長にお答えをお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 再質問にご答弁させていただきます。

先ほど答弁で申し上げました団体でございますが、このほかにもいわゆるボランティアで活動していただいている団体というのはございますが、特定の目的のために行政主導で組織化された団体、それから主たる活動目的のほかに、一部ボランティア活動を行っていただいている団体等は除いて先ほどはご答弁させていただきましたが、そのほかにも例を申し上げますと、交通安全母の会とか、それから愛育会、これは地域の見守り活動を行っていただいております。それから、先ほど教育委員会の方でお話のありました学校パトロール隊とか、あと勤労者親睦会というのもございます。一応そういった形で、ある程度その目的がそれぞれ純然たるボランティアを目的と掲げているもの、それと色々な団体がございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ボランティア活動というふうに言って、ただ無料奉仕というようなことで、町にお手伝いをいただく、あるいは地域の皆さんが生活をするということにお手伝いをいただくというようなことで解釈していると思いますが、いろいろ町も大変になってきているということになりますと、そういう団体にもいろいろなことをお願いをして協力を得たり、あるいは幾らかでも謝礼でも必要なときは出したりして、お互いに協働で町をつくっていくということを考えていかないと、いつかもうすぐそこに見えている、財政が非常にきつよいよということがわかっているわけですから、そういうものに対応する意味合いからも、今からでは早くはない、遅いのですけれども、協力を求めるというようなことを町から言うのは、大変言いにくいとは思いますが、町長はこんなことでお願いをしたらというような意見があってもどうなのか、お考えをお聞かせください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろいろな方面から、例えば社会福祉協議会の中にも、その七つのボランティアグループがあって活動していただいておりますが、そういうようなことを含めて総合的にこれからのそのまちづくりの中で大きなポジションを占めていただいているのではないかというふうに思っております。

今、総務課長からご答弁がありましたようなことも含めて、これからともに働く、ともに汗を流すということについては、ボランティアグループの町へのその活動については必要不可欠なものだというふうに思っております。より積極的な対話を進めていかないといけないのではないかというふうに今思っております。これからより一層の協働、ともに働く仕事の計画を立ててお願いすべきところはお願いをしっかりと。それで一緒にできるところについては一緒にやらせてもらうというようなことを初心に戻ってやっていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ボランティアについては、やはり広報等で一生懸命その活動をお願いして、一町民、一ボランティアあるいは一職員、一ボランティア、これは最低でお願いしたいというようなやり方をしていくべきだと思いますので、そこら辺も踏まえて先ほど町長のお答えにあったことに、町民挙げて努力をすべきだと思いますので、町もそういうことについてPRを一生懸命するということをお願いをしたいと

思います。

では、あと次にいってください。4番目。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 村田議員のご質問の4番目の行政改革の実施計画の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

実施計画につきましては、ことし3月に策定し、75項目について改革を推進していくものでございます。9月1日現在の各課の進捗状況を調査した結果につきましては、前回の9月定例議会におきましてご報告させていただきましたが、その際、幾つかの問題点等について報告がありました。一つは、建設課の測量委託の関係、もう一つは、旧新井家住宅の改修の関係でございますので、この関係につきましては、この後担当課の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

12月1日現在の各課の進捗状況を調査いたしましたところ、その後においては大きな不都合の生じている報告はございませんでした。それから、9月から12月までの3カ月間の行政改革実施計画の進捗状況でございますが、実施済みが28項目から30項目に、着手が39項目から40項目に、未実施が8項目から5項目となりまして、実施済みと着手を合わせますと93.3%となりました。

次に、実施の効果と金額であらわせるものの額についてでございますが、前年度当初予算に対して、今年度の削減見込みについて主なものを報告させていただきます。人件費でございますが、町長等の給与の削減で1,530万円、非常勤特別職の報酬等の見直しで380万円、議会議員の報酬等の見直しで560万円となっております。また、職員の給料、各種手当の見直し、地域手当の未導入、管理職手当の削減等を合わせまして1,930万円となっております。当町の給与水準は、県内で下から2番目となっております。このほか未利用財産の処分着手し、空き地となっております上長瀬地内の町有地の売り払いを行いました。売却価格は600万円でございます。今後も普通財産の売却に向けた諸準備を行ってまいります。第三セクターの見直しにつきましては、長瀬観光振興株式会社について、9月の定例総会において、会社解散の決議をし、11月に解散登記を終了し、精算をいたしました。なお、この計画の進行管理につきましては、町民に対する説明責任を果たす観点や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、毎年度成果の検証と見直しを実施し、その結果を町民に公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） いろいろ努力をしていただいて、実施が二つふえた、あるいは着手が一つふえたと、あるいは未実施が減ったということで、数が少なくなって進んでいるということについては、感謝を申し上げます。残さずこのことについて進めていってください。

それから、今、不都合があったもので解決したことについては、担当課長から説明ということなので、それを先に聞くべきだと思いますが、それをお聞かせください。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、測量等の委託料の減額を目的といたしまして、大項目、事務事業の見直し、小項目、委託業務の検証と競争の導入の報告ということで、問題点というほどではありませんけれども、意見として担当課に報告をさせていただきました問題につきまして報告をさせていただきます。

地積測量図の作成委託料を減額するために、平成18年5月から測量機器のリースを受け、職員が地積測

量図、境界測量（境界の再現を含む）を作成しております。既存のプリンターを利用いたしまして、A3まで印刷が可能です。現在建設課で実施している作業、例えば地積測量図、境界査定図などは作成できずし、平面図、横断図等の作成については、手書きで行っております。時間と労力は要しますが、特に業務に問題はございません。しかし、進捗状況の中で問題提起と申し上げますか、報告をさせていただきますその内容につきましては、自由横断測量ソフトやCAD専用プリンターの必要が出てくる可能性は将来あると思います。その際には、委託、追加のリース、専門担当の人員を含め、経済的に有利な方法を検討する必要がありますということでご報告はさせていただきましたので、ご質問にお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、委託業務の見直しの項目で、新井家住宅の民間委託を検討の項目について、民間委託をする前に施設の改修が必要であるというご回答してある部分につきましてご説明いたします。

旧新井家住宅の改修につきましては、早急な対応が必要ではないかという観点でそういう回答をさせていただきました。新井家住宅は、昭和46年に国指定重要文化財に指定されまして、昭和50年3月に現在地へ修理移築されました。以来30年を経しております。その間、平成5年度に屋根のふきかえ工事を1度実施しております。そのときの修理は、板ぶきに使っております栗板の半分を新たにかえる修繕でありました。以来現在に至り、雨漏りが見られるようになりました。今後屋根の雨漏りを完全に修理するためには、栗板をかえるだけでなく、栗板を支えている内部の竹についても腐食が進んでいることが予想されるため、屋根全体のふきかえが必要であると考えております。したがって、屋根全体のふきかえ工事につきまして、見積もりをとったところ、約2,400万円という数字が出ております。教育委員会といたしましては、国の重要文化財でありますので、実施に当たっては2分の1の補助がもらえます国庫補助金を活用したいと考えております。したがって、国への働きかけ、実際には県の文化財保護課とのやりとりになりますが、町単部分での予算確保を含め、最短で平成20年度以降になるかと思うのですが、平成20年度、平成21年度と数年にわたる実施の計画をしまして、先ほども言いましたように、補助の受けられる時期をうかがっているところでございます。しかしながら、雨漏り箇所を放置するわけにはまいりませんので、小修繕での対応を予算化し、施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまの特に雨が漏るよというふうな答えの部分については、格好はいずれであっても、本当に漏らないように補修をしておかないと、下地まで全部腐ってからではどうにもならなくなってしまうということですから、その辺は早急な手を打っていただきたい。

それから、先ほど国の予算をちょうだいしてというような話もありましたが、長瀬町は以前も申し上げたとおり、国の予算、補助金とか、そういうものの使い方が下手だということは町長も認めておったわけですが、そういうものをよく見て、いろんな制度があって、あっちこっち突つくと、いろんなものが出てくるということなので、よくそこら辺をでっかい目あいて見て、それが皆さんの前側に座っている人の仕事ですから、そういうものをよく見て、十分活用されて、文化財の保護あるいはその業務の改善、こういったものにもできるものがあれば見つけてよくやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと行財政改革の実施計画の一部に含まれると私は解釈しますので、お話をちょっとさせていただきませんが、この広報12月号ですけれども、これは隣の町のやつをもらってきました。隣の町の広報の中に、「皆野・長瀬水道企業団、秩北衛生下水道組合平成17年度決算報告」というのが入っています。これは長瀬町にも入っています。ただし、これを町民の皆さんが見たときに、この表をつらつら見て、この間ある会合でそんなことに出くわしたわけですけれども、下水道の残高は、債権の残高は一番下に書いてある65億9,600万円という数字を見て、これがそうなのだというふうに認識しているような人が結構いると、それからそれでは見方がだめなので、その上に5億6,000万円という一般会計がくっついているわけです。こういう表も見たと、だれが見ても1回見ればよくわかるように書いてもらいたい。水道も、水道は1個で15億8,437万円と、こう書いていますが、これは1回見ればいいです。ただし、このところに皆野町は長瀬町より私に言わずと少し利口です。特別会計起債残高と書いています。長瀬町は会計債残高、特別会計債残高、「起」が入っているか入っていないかという意味は、前にいる人はよく理解できると思いますけれども、一般町民の人は「起」が入っているかいないかなんてことは、これはわからないと思います。ですから、そういうことも気をつけて書いて、注釈をくっつけてわかるように、なおかつこの数字には利息が入っていませんということを書いていないのです。だから、これに利息を入れますと、下水道はちなみに91億円強、それから水道は20億円と、こうなるわけです。ですから、20億円を超えるのです、水道も。それで両町の債務は110億円を超えますと、こうなることをみんなに認識してもらっておかないと、先ほど来非常に合併するのにネックだ、ネックだと言っているけれども、幾ら金が足りないのかわからない。そういうことになるわけですよ。ですから、こういったものも町民の方に正しい情報をきっちり伝えるということが皆さんの仕事だと思います。それをやっていただくのが皆さんの仕事、うその情報という言い過ぎになるわけですけれども、少し正確度の低い情報では、これでは皆さんがよく町のことはわからない。情報公開ということを言いますが、公開されている情報があいまいであるということをよくわきまえていただきたい。

もう少し言わせてもらいますと、この決算報告は、下水道と水道組合にこの書くところを貸してやったのだなんてばかなことを言っている職員がいたのだよ。この書くところを貸してやったのだなんて。原稿は全部この両方の組合から出てきたものを丸写し、そんなの小学校の1年生だってできるというのだよ。その程度の職員の質では困る。よく調べて、出てきたものもよく見て調べて、それで出さないと町民がこのことを一つとっても、正確な情報をつかめていないという。これはホームページにも出ています。出ていますけれども、同じことを書いているだけ。金利のことはちっともない、債権債務という、債権という話になれば、あるいは債務という話になれば、利息は当然含まれる。今私が申し上げたように、利息が非常に多いわけですよ。70億円に対して20億円の金利、これは国からお金を借りる、あるいは地方公共団体が金を借り入れるときに、もう利息と元金が全部で幾らとって借りるわけですから、後から交付税が来たなんていったって、そんなのは利息に足すぐらいしか今来なくなってしまっている。ですから、返すときに半分もらえるのだなんていう考えはもう全然通用しなくなってしまっているというふうになっているわけですから、そこら辺のことを町民の方によくわかるように説明してやってほしいと。ほかのことも、町の25億円の負債についても、そういうことになると思います。これが起債の分だけであって、元利償還金は幾らになるのだということがわかっていないと思います。ですから、そういうこともよくみんなに伝えるということが必要だと思いますので、そういうことについて、どうやってこれからその開示を、情報開示をしていくかどうか、最終的な質問ですけれども、町長にお考えをお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろんなおしかりをいただいたわけでございまして、私たちも、私が何で下水道の管理者になったかというのは先ほど申し上げたような状況で、これをちゃんとクリアしないと、長瀬町は沈没をするということの危機感を持ったわけでありまして。そのとき設楽町長と意見が合わなくて、資本費平準化債についても導入はできませんでした。石木戸町長になってご理解をいただいたという部分がありますが、この下水道の導入につきまして、前申し上げたことがあると思いますが、基本的にはオキシデーションディッチ方式という自然流下方式でやろうという、そういう議会の議決があったというふうに承知しております。それが途中から皆野の今は亡き山田町長の提案で、画期的な水処理方法ができたということで、今の好気性ろ床法が導入になりました。議員もほとんどわかっていないような状況で、そのことに賛成をした。私もその中の一人であります。そうしましたら、オキシデーションディッチが80億円から100億円というたしか野口議員がよくご存じだと思いますが、そういう金額だったというふうに承知しております。それが好気性ろ床法になったら200億円になったと。そのほかにまたプラス利息がつきますと300億円になりますというような、そういう段階的な問題の提起がありました。これはしまったと思っておりましたけれども、工事が始まってしまった後で、これがもとに戻らなかったということがあります。

それと、一つは、バブルの時代に国から正月になって、これはこの前の議会で申し上げましたように、正月になって7日過ぎごろ臨時議会の招集があつて、行ってみると、国から3億円の起債許可がおりたから、4億円の許可がおりたからというようなことで、追加工事をどんどん発注してきました。それで、その起債の残高が、そのときは一生懸命やったのだと思います。しかし、それが大きなその負債の部分の膨らみになったということは事実であります。その後の問題を我々が背負ったわけでありまして、言ってみれば、非常にそのアバウトな国の計画に乗ったという、地方の社会資本の充実という名目の上に立ったそのばらまき行政の典型だったのではないかなというふうに思っておりますが、しかし、やったことについては、これはだれかがそれを解消するか、責任をとるか。しかし、地方自治体の今の状況では、責任をとるといふような形にとっても、その人が金を負担するという状況になりません。したがって、非常に時間的にはかかるとは思いますが、これをしっかり調整をして、もとのスリム化した地方自治体に戻していかなければいけない。それが私たちの大きな仕事であります。したがって、今ご提案いただきましたことにつきましては、この議会が終わった後に、なるべく早く課長会議を開いて、このご提案をいただきましたすべてのことについて討議をし、できることから手をつける。なるべく早くこれをやっていきたいというふうに考えています。今まで議会の後に課長会議をやったことはございませんが、これはいい機会でありますから、これを「鉄は熱いうちに打つ」ということがありますので、しっかり受けとめて、皆さんのご提案を現実のものにしていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 村田正弘君の質問は制限時間を終了いたしました。

○議長（西山津智男君） 次に、7番、新井利朗君の質問を許します。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 通告に従い、質問を二つさせていただきます。

最初に、財政の状況と今後の方策について町長にお尋ねいたします。11月5日の埼玉新聞に、実質公債

費率が高いため起債する際に県の許可が必要になった財政難の地方公共団体として長瀬町が挙げられる記事が掲載されました。この中で下水道整備事業に関連した起債が実質公債比率を高くした要因とされていました。9月の定例会でも議論されたり、「広報ながとろ」11月号にも財政の概要が掲載されたりしていますが、実質公債比率の高くなった要因である下水道整備事業に関することは掲載してありませんので、このことを町民が知る機会の少ない状況です。これは11月23日に質問というのは提出しています。それで、12月1日の「広報ながとろ」には、先ほど村田議員が取り上げた資料が載っていたのです。その関係でちょっと文章が前後していることがあるかと思いますが、そのまま通告させていただきます。

町の一般会計からの負担金支出も非常に大きく、町の財政を圧迫する下水道整備事業でありますので、事業と起債の経過、今後町の負担金を減らすためにどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

2番、中学校体育館の雨漏り対策について教育長にお尋ねいたします。この件については、数年にわたり課題となって、その時々に応急処置がとられておりますが、根本的な修繕がなされていないため、雨漏りが続く状況があります。私は10月半ばの雨の夜に、体育館利用者に呼ばれ、雨漏りの状況を見て回りました。2階部分に水たまりがあり、1階部分の水たまりや床面がぬれているところは数十箇所にも上りました。体育館は激しい動きをする場所ですので、この状況は大変危険であり、滑って転倒した人を見ましたが、しばらく動けない状態でした。根本的な修繕を最優先にしていく必要があると考えますので、お考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

下水道事業につきましては、昭和54年度に秩北衛生下水道組合が創立され、平成17年度末までの残高は約65億9,000万円、昨年度の元利償還金は4億8,400万円となっております。実質公債比率を引き上げる大きな原因となっていることは事実でございます。今後は資本費平準化債を活用し、町の負担金を削減することはもちろん、下水道組合や水道企業団においても事務事業の見直しを徹底的に行い、効率的な運営に努めるように要望してまいります。

私は先ほどから何回も申し上げましたような下水道の管理者にさせていただきました。それで、来年度の予算につきましては、下水道の方で今懸命にあらかじめの予算を試算をしているところでございますが、長瀬町は4億円近い繰出金を出しておりますが、これを2億円台にしろというお願いをしてあります。下水道組合としても、この2億円台、2億9,000万円台というのは、かなりきつい。実質的に1億円の減額ですから、その中に資本費平準化債も当然含まれるわけでございますが、それが6,700万円ぐらいでありますから、あと3,000万円近くの自助努力が必要であります。

そういう状況を勘案して、問題は人件費も含めたスリム化ということが必要不可欠になるというふうに考えておまして、これは下水道の方からどういう回答を出すか、出てくるか、1度回答が出ました。しかし、これではだめだということでお断りをしまして、戻しました。そういう状況でありまして、また2回目に近いうち、今週のうちに会議を開く予定になっておまして、これはぜひ1億円の減額をしてもらうということ、それからその中には当然使用料を上げていただくということがありまして、大手のところはまだ下水道に供用していない部分、名前は申し上げられませんが、そういうところがあります。そういうことにつきましては、私がこれから来年度までに、今年度のうちに供用していただくようお願いをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、こういう先人が培ってきた事業が、ある意味では負の大きな部分を占めているということもこれは事実であります。そのときは金は幾らでもどうにでもなるよということが前提で、こういう事業がかなり安易に行われてきたという、私たちはそれを反省した上で、その継続をいかにするかということも含めやっていかなければいけないと、非常にある意味では重荷を背負わされている状況にあることは皆さんご存じのとおりでありますから、これはしっかりこれをなし遂げなければいけないというふうに思っております。

実は下水の議会が20日に行われる予定になっておりまして、ここにおいでになります野口議員がかなりいろんなことについて詳細にお調べをいただき、ご提案をいただくことになりました。これは私は細目については承知しておりませんが、非常に私たちの考えていることと近い、そういうことでありまして、その下水道に未供用地域があります。井戸、岩田、それから旧樋口については、その恩恵を浴していないわけでありまして、一つ一つの供用区域の件数から割ったらすごい金は何百万円、1,000万円に近いような金が多分その下水道事業に組み込まれているということになります。そういう意味から考えても、これをしっかりスリム化していく、それが町の実質公債比率の数字の減少にもつながるといふふうに確信を持っておりまして、このことについては全力を挙げて努力をしていきたい。町の方ではもう以前から平成19年度のことにつき予算について非常に真剣に検討しています。そういうことから考えますと、全体でのスリム化が必要だと。特に一部事務組合、町から金が出せなければ、そこは倒産するわけですから、そういうことを考えますと、先ほど村田議員がおっしゃったような金利の問題等々も非常に重大な問題になってきます。この辺も含めてしっかりやっていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 下水道の始まりにつきまして、今昭和54年に設立されたよしお答えいただいたのですが、そのときには何か昭和54年に始まりまして、総事業費として70億円を計画し、大体昭和62年には完成予定というふうな予定であったというふうに私の調査した会議録には載っておったのです。でも、ある中央公民館の図書室には、それ以降の昭和62・63年ごろから平成元年ぐらいにかけて会議録が一つもないのです。その辺でちょうど、もっと下水道のことを調べようと思ったのですけれども、ありません。ごっそりとどこかへいってしまっているのか、それとも保存その辺ができなかったのか、いろいろわからないのですが、そういう状況でした。そのときに、福島県の大熊町というのに何人か視察に行き、そのオキシデーションディッチ方式ですか、こういうふうなものを視察に行かれたようなのですが、その大熊町の様子を見てみますと、非常に早くに安い費用でできていまして、下水道の料金なんかもびっくりするほど安い処理料で今現在稼働しているような状況がありました。

そういうふうなので、おくれてしまった要因が、非常に最終処理場があっち、こっちとか、非常に動いた部分であったのと、いわゆる政争になっていた部分があったりとかいうのがあったりして、非常に厳しかったかと、なかなか決まらなくて、昭和62・63年ごろになってそれが決まったのかなというふうに思うのです。その辺の会議録が一般公開から消えてしまっていることにもなっているのかわからないのですが、そういうことで、いわゆるどういう説明がそのオキシデーションディッチ方式から、もう一個別の方式に変わっていったのか、そのときの説明というのはどんなふうにしたのか、何か資料はないですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 確たるものがございませんが、私の承知をしていることをお話を申し上げます。

この下水道の決定がなされたのは、たしか瀧上町長のときだったというふうに、そうだね。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） だと思います。それで、そのときは、その世界の主流であるオキシレーションディッチ方式、特にヨーロッパで長い、その当時百何十年以上の歴史があるという説明を受けたような記憶がいたしますが、そのオキシレーションディッチで始めたわけでありまして、それが今、平参事がその担当で行っていたということもありまして、お聞きしましたら、管渠の埋設は54年以降に始まっていたということでありまして。しかし、水処理の方法は、私が議員になったのは、いつだったのでしょうか、古い話で、その長い、古い昔のことですから、今これから調べますが、私が議員になったとき、山田町長が全員協議会を開いて、そこに急遽来て、それでその水処理方法で、その狭い範囲で土地を余り使わないで水処理ができる方法が広島大学の名誉教授の何とかさんという人の開発で行われたと。だから、ぜひこれをその狭い場所で効率的な水処理方法をやるのにはこれしかない、世界的な発明といいますか、そういうことを申されたのを覚えています。それで、我々もわからない中で、多分この中に何人かの議員がそのときおいでになると思いますが、多分みんなわかっていなかったと思います。わからないままに、お金のことはとにかくとして、狭い面積でできるということで、その土地の借り上げとか、買い上げとかというのが不可能だということをお話だったと思いますが、そういう状況になりました。

それで、またしばらくたったら、また全員協議会を開いて決めた後、実は先ほど申し上げましたように、アバウトで我々は100億円、100億円と話を聞いておりましたが、それが倍の200億円になりましたという話がありました。それからまたしばらくたって、1年か2年たったのだと思いますが、またその金利がついておりませんでしたと、これが100億円かかりますと、そうすると300億円になるのです。だまされたというふうに私議員としては非常にいろいろ意見が出たわけでございますが、執行部で決めたことではしょうがないのかな、場所がなくはと。そういうようなことがあって、今のところに始まったわけでありまして、現実の問題としては、私たちとすると、これはもっと勉強をして、そのときにその議論すればよかったというふうに思います。

それから後、どんどん、どんどん起債を起こしたわけでありまして、その中で先ほど申し上げましたような正月になって、新規の起債を今年度あと3億円出すよ、2億円出すよというようなアバウトなその起債の許認可があったわけでありまして。これが大きなその起債の残高を膨らませた要因であります。これは日本の経済がどんどん成長しているときでありますから、そんなものは大したことはないという前提条件で国も、県も、特に町もそういうことを考えて、とにかくやりましょうということで始まったことでもあります。例えば中継ポンプ場なんか、野上にあります中継ポンプ場なんかすごい金がかかっています。そのときも基礎のパイルを打つ前にうちが建ってしまって、それでその後基礎のそのパイルを何本打つから幾らだというような、そういう補正予算が組んで上がったたりなんかして大きな問題になったこともあります。それで、私たちが現場を見せてもらいましたが、そういう問題もそんなに議会で問題にならず、クリアしてきたということに問題があって、なれ合いと言えばなれ合いのような議会が行われていたわけでもあります。

そういう状況を踏まえて今日まで来たこの負の部分が顕著になった。その後、例えば去年の小泉内閣の竹中総務相の連結決算方式が今発表になり、大きな長瀬町のその問題点になったというふうに思っています。こんな小さな町で100億円に近い金を使うということは、金利を含めれば200億円というような大金になるわけでありまして、まだそれで工事が全部終わっていないという状況であります。供用のしていない関係者につきましては、ことしの4月から各戸を訪問して、いろんなことについてお願いをし、かなりの

件数がふえております。これからも引き続いて、職員だけではだめなのです。なかなか地域の人たちのコミュニケーションで、やらないでよそうというような話がかかっているのです。だものですから、私たちも今、その名前は申し上げませんが、地域の人たちをお願いをし、何件か仕事が始まりました。一番その込んでいる場所なんかにも、半分もまだ供用していないということがあって、ある人を頼んで、一緒にやっってくださいというお願いで今動いてもらっておりますが、そのうちだんだん効果が出てくるだろうというふうに考えておまして、とにかくその町の繰り出しを減らして、使用料で、いかに使用料が100%上がっても、全体の費用を賄うことは絶対にできない。これはもうずっと続いて負の部分を抱えていくわけがあります。そういうことから考えますと、実は横瀬が全く同じ状況で、その好気性ろ床法導入を決めた。今の町長は非常に頭を痛めて、やめたい、やめようという、そこまで考えている。しかし、始めてしまうと、これがなかなかやめられない。本当に困ったと。横瀬もこの下水道を続けていくと、ほかの町と同じになってしまうということで苦慮しているようであります。しかし、そういう行政の継続性といいますが、あしき方向にもそういう状況が現実に行われているということはまことに残念であります。しかし、今私たちが80%近い工事が終わっているわけありますから、このことについてはこれからもこれをしっかり改善しなければ町は沈没します。ですから、そのことについては頑張っていきたい。皆さんのお力とご指導をいただきたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 昔のお話を経過として幾らかお聞きできて、私もそれはもっと詳しく説明を調べてきてお答えいただけるのかなと思って質問を出したわけですが、経過の一部をお答えいただいたような次第でした。

それと同時に、今、皆野・長瀬というか、秩北衛生下水道組合とか、水道の企業体は、両町でやっているわけですが、職員の、長瀬町は非常に職員手当とか何かにつきまして削減の行政改革の努力をしていただいて、財政の少しでも負担を軽くしようということでやっているのですが、そういうふうな一部事務組合については、その手当とか何かについて、職員も少ないし、額も少ないかもしれませんが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。長瀬町の出向職員は長瀬町並み、皆野町出向職員は皆野町並みというふうになっているのか、その辺のあれはわかりますか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

出向者につきましては、今、長瀬から浅見前の議会事務局長が1人行っているだけで、皆野からは途中で返されたために、今一人もいません。この辺も大きな問題になっておまして、今、石木戸町長、それから土屋助役にもいろんな水面下で話し合いをしているところでありまして、長瀬町の浅見課長につきましては、事務局長という要職をやっていただいております、それは向こうから給料を出すということになっております。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） ですから、私が聞いているのは、先ほどこよっとの続きで、いわゆる調整手当のこつとや何かでの手当の減額等は結局同じようにされているのか。

〔「同じです」と言う人あり〕

○7番（新井利朗君） それは結局、よくいろんな面で競合しますと、高い方に合わせるといのが多いわけですがけれども、わずかなことかと思いましたがけれども、そういうことでお聞きしているわけです。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 当然両町からの繰出金を中心にやっているわけでありまして、この例えば調整手当等につきましても、最初の状況と多少変わってきましたが、今途中で改善をした、改善という言葉が適当かどうかわかりませんが、そういうふうに承知しています。職員が、問題は職員の数が多過ぎるという事実があるという指摘は県の方から受けました。それで、具体的に言えば、水道企業団は7人でやりなさいと。しかし、今13人いますから、そういう意味では非常にその倍以上、倍ぐらいの職員がいるということになるわけでありまして、これは簡水の統合がありますから、これが大体今年度で終了の見通しがつきましましたので、人員については、そのことについて皆野との協議を進めているということでもあります。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） いろいろとお答えいただいているのですが、先ほど町長がお答えいただいて、昔ですと、これは下水道の議会ではないということで、質問はすぐに退けられてしまった記憶があるのですが、それはともかくとして、お答えいただいてありがとうございます。

それと同時に、先ほど申されました資本平準化債、いわゆるこの借換債というのですか、こういうふうなことを実施した場合に、非常に高い率がまだ残ると思いますが、その公債比率というか、その実質公債比率というのは20.1%下がる見込みになるのでしょうか。そういうふうなことにはなっていないか。そういう計算はできていないですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） そのことについては、おっしゃるとおりであります。資本費平準化債というのは、読んで字のごとく、国がバブルのとき躍ったツケが今当然地方の自治体、一部事務組合に來ているということは、国の方の反省で、それを返済をなだらかに……

〔「先送りだよ」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 下げるということであります。今、長瀬町で、秩北衛生下水道組合の返済財源はピークであります。あと1年、平成19年、平成20年になると、どんと下がってくるのです。そこに資本費平準化債を使うというのは、今借金の先送りという話がありましたが、確かに100%そうではないとしても、そういうことはあります。ただ、今その資本費平準化債というものを使うということは、国の連結決算方式に対する私は役所の方の思いやりに近いような状況での導入を許可をするよという話だった。それが設楽町長と意見が合わなくて、皆野はやらない。私はやらないという話で、とても話にならなかったという事実があって、1年おくれたわけでありまして。ですから、そういう状況をこれは今具体的な数字については、企財の課長から答弁いたさせますが、そういうことはやらざるを得ない。そして、長瀬町でおよそ1億2,000万円の年間の起債の額になりますが、そのうちの56.何%というと、長瀬町の分が6,700万円という数字になるわけでありまして。それだけは繰り出しが少なくなるということが前提で、それにプラス3,000万円は自助努力でやりなさいということをお願いしております。これはかなり厳しいと思いますが、それをやらなければ長瀬町は金を出さないというところまでいっているわけでありまして。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） ですから、そういう先延ばしと言われると、それに違うよということがはっきり申し上げられない。非常に苦しいですけれども、これをやらなければもっと苦しくなります。ですから、これは皆さんにお認めいただいて、やらなければいけないことだというふうに思っております。これだけはどうしてもやっていかなければ、次の予算は組めない、そういう状況でありますから、ご了解をいただ

きたいと思います。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、資本費平準化債についてお答えいたします。

まず、この資本費平準化債というのは何かと申し上げますと、下水道の整備事業債の元利償還金の償還期間が約25年ということになっておりまして、下水道施設の減価償却期間というのが約44年ということになっているようで、25年と44年ということで、その差があることから、元利償還金相当額と減価償却費の相当額の差について資金不足が生じるという実態があることから、この元利償還金相当額と減価償却相当額との差に対する起債が平成16年度から新たに認められるようになったということでございます。

それで、下水道組合の方からいただいている資料によりますと、この資本費平準化債を借りるに当たったの計算というか、それが例えば平成19年度であれば、その昭和54年から平成18年度までに発行いたしました下水道整備事業債、この額が約82億2,000万円あるわけでございますけれども、この82億2,000万円を減価償却費ということで、これは一定の計算式があるのですけれども、その額を44年、44だと思っておりますけれども、これで割って、それに0.9を掛けると1億6,800万円になるわけなのです。平成19年度の組合の方のその整備事業債の元利償還金額の元金は約2億8,900万円になっております。平準化債というのは、その元金の償還額から先ほどの減価償却費というのを引くと、ですから約2億8,900万円から1億6,800万円を引いた額が資本費平準化債というのを借りられる額になるわけです。これが1億2,100万円になるということで、この部分を平成19年度の元利償還金を返す財源として借りられるということで、この部分の1億2,100万円の部分が皆野町と長瀬町で負担が平成19年度は減るということでございます。これを57%ですか、掛ければ長瀬町の方が出ると思いますが、ちょっとそこまで今計算していないのですが、そういうことになります。

それから、これを借りることによりまして、当然公債費の負担する町の負担金が減るわけでございますから、実質公債費比率は減少になると思います。ただ、ちょっとここまで計算されていないので、幾ら減少になるかという率は出ておりませんが、これを借りることによって、平成19年度は確実に減りますけれども、その20.1%という実質公債比率は、3カ年の平均でやっていますので、実質的にもう17、18というような率は下がりませんから、平成19年度の分が下がったとしても、その3カ年の平均であれば、18%を割るかどうかはちょっと疑問があります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 緊張が走っている状態の中の行政運営であるわけであるし、私たちも一生懸命勉強しなくてはいけないし、詰めるところは詰めて、できるところはやっていかなくてはいけないと思います。いろいろとご努力いただいて、さらにまちづくりの上にお骨折りいただきたいと思っております。

それと、ちょっとだけお願いというか、この間、矢祭町へ視察へ行ったときに、職員の努力というのは非常に強調されていまして、一言言わせていただきたいと思うのですが、朝は7時30分から夕方6時45分までフレックスタイム制でやっているということで、朝の7時半の職員は7時10分には登庁して、みんな朝茶は飲まないで、10時と3時しかお茶は飲まないというふうな状況であります。それと同時に、私が前からちょっと考えたことなのですけれども、各その矢祭町内に職員がたくさん住んでいるわけですが、その職員の住宅がいわゆる役場の出張所になっているということなのです。それですから、いろんな面で地元の人が住民票が欲しいのもらってきてくれということで頼むと、それを職員が手続して持

ち帰ってくれるということから、住民が役場に足を運ばなくても済むと。大きな、長瀬町みたいな小さな30平方キロぐらいのところではないのですけれども、そういうふうな状態がされていました。そういうふうなことで、身近に職員が時間外勤務だというふうに言われる、サービス残業だと言われるような状況になるかもわからないのですけれども、その辺のところを職員間の努力とか何かでやっていただければいいかなと思います。

それと同時に、やっぱり土曜、日曜とかという休日に宿直がいます、2人ほど。その宿直がいることについて、スイッチを入れれば住民票は出せるのではないかというふうなことが出てきて、それでそうすると結局それを発行するには、何か資格というか、登録が必要なのですか。いわゆるだれでも役場の職員ならスイッチ入れて住民票を出すというわけにもいかないような状況があるようですけれども、そういうことについては、それだったら全員登録したらいいのではないかというふうなことから、一応手続においてになれば、土曜でも日曜でもその時間内には発行できるような話もちよっと出ていました。

ですから、そういうことで、そのときにあそこは職員の給与につきましては、余り詰めた話はなかったのです。長瀬町は大分職員の給与を詰めた状態にありますけれども、そういう中であって、またさらに負担をお願いするのも、サービス部分をお願いするのも何なのですかけれども、私たちは矢祭町もやっていないことをさらにやっているという自信を持てるまちづくりにもなるかと思っておりますので、マイナスの状態からプラスの発想へいけるようなことも検討していただけたらありがたいなということで、一言申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

では、2番の回答をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 新井議員さんの中学校の体育館の雨漏りについてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、中学校の体育館には雨漏りが発生しております。雨漏り対策につきましては、本年屋根のふきかえのみ行うことで検討しておりましたが、昭和56年施行の新耐震基準施行以前に建築されました公共施設につきましては、耐震診断を行うことが義務づけられております。ご案内のように、中学校の体育館は、昭和45年3月に建築されたものですので、耐震診断を行うことが先決になります。したがって、本年度耐震診断の第2次を実施したところでございます。診断の結果につきましては、一部には耐震補強を行う必要があるとされましたが、建物全体は耐震性能に関しては問題はないと思われるが、耐久性能の向上を図るための改修工事が必要であると診断され、また建築以来37年経過していますことから、雨漏り等施設本体の老朽化が進み、今後耐力低下を引き起こすことが予想されますため、屋根のふきかえ工事を初め早急な漏水対策とさびどめ対策を含めた改修工事が必要であるとの診断を受けました。教育委員会といたしましては、この結果を受けまして、平成19年度に耐震補強工事とあわせて、屋根の全面ふきかえを含む改修工事を安心安全な学校づくり交付金制度という県の補助金制度を利用し、実施する予定で計画しております。

公立学校施設につきましては、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、また生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所ともなる大変重要な役割を担っております。町内にある公立学校施設につきましても、同様な観点から順次計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 体育館は本当に雨漏りがしているだけではなくて、行ってみると非常に床というか、

側壁ですか、ああいうふうなものもいわゆる合板が張りつけられたりして、随分と見ばえとすると変わってきてしまったなという感じがいたしまして、本当に補強だけでやっていけるか難しいかなと思いつつも、見てきました。

それから、2階の通路といいますか、ものにつきましては、非常にシートが張ってあって、雨漏りというよりも、雨の池みみたいな状態になっていまして、それが何カ所もあるような状態でした。そんなことであり、ちょうど運動している中にも、大分水たまり、また雨よけがあったりしたような状況の中で、本当に僕はびっくりしたのです、あの倒れた人がなかなか起き上がらないときに。でも、そのときは何とか回復して、大丈夫だということだったので、これは大けがになる前に、できるだけ早くに工事をする、また直す、そういうことが必要というふうに判断いたしましたわけでありまして。ぜひいろいろ財政の状況の厳しい中でありまして、お骨折りいただきまして、安心安全な学校づくりですか、そういうふうな資金等があるようであれば、しっかりとつくりかえて、色も塗りかえて、早い段階で、平成19年度の終わりのころではなくて、平成19年の初めごろからかかるような状況で準備していけたらいいのではないかなと思うのです。3年生が卒業するときだけ見ていったということではなく、できればもう1学期、夏休みが終わったときには使えてよかったと言えるような状況の工事に、同じするのならば進めていただけたらというふうに考えるわけでありまして。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

4番、大島瑠美子君の質問を許します。

4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

最初に、1、イノシシ、ハクビシン等による農業被害について産業課長にお願いいたします。毎年作物の収穫時期に出没し、多くの農業被害をもたらしているイノシシ、ハクビシン等によることしの被害状況をお聞かせください。なお、これらの被害対策の状況についてもあわせてお伺いいたします。

2、「月の石もみじ公園」のライトアップについて観光課長にお願いいたします。自然の博物館前の月の石もみじ公園のライトアップがことしも実施されました。関係者のご努力により、期間中は毎日1,000人もの見物客でにぎわったと聞いております。このように多くの人にもみじ狩りを楽しんでいただけることは大歓迎ですが、ライトアップに係る諸費用はどこで負担しているのでしょうか。費用負担も大変だと思いますので、来場者から入場料を徴収し、負担の軽減を図ったらいかがでしょうか。なお、経済効果はど

のぐらいあったのでしょうか、お伺いいたします。

また、町の木もみじの公園やもみじ山を長瀬地区以外につくる考えはありますか、あわせてお伺いいたします。

次に、3、子供たちのいじめ防止について教育次長にお伺いします。連日のようにいじめを苦しめた小中学生の自殺という痛ましいニュースが報じられております。自殺の原因は学校内のことだけではないと思いますが、長時間ともに過ごしている先生と児童生徒との意思の疎通や確認といった心の交流は大切だと思います。小中学校ではそれらの交流をどのような形で行っているのでしょうか、お伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） イノシシ、ハクビシン等による農業被害についてお答えいたします。

近年イノシシやハクビシン等の野生鳥獣による農作物被害は、特に中山間地域を中心に被害地域の拡大や被害内容が重大化しているところがございます。当町におきましても、例外ではなく、把握しているだけでも、昨年の約倍の出没件数があり、農作物もタケノコやジャガイモ、クリ、ブドウ、トマトなどへの被害がございました。被害面積は約3.4ヘクタール、被害金額は概算で117万円となっております。このため、町では農作物への被害防止対策として、町内全域を対象に5月1日から10月31日までの間を有害鳥獣捕獲期間に指定し、長瀬町狩猟愛好会に依頼して、有害鳥獣の捕獲を実施していただきました。捕獲実績は、イノシシ19頭、シカ2頭、ハクビシン9頭、アナグマ2頭、タヌキ1頭、アライグマ2頭、カラス4羽が捕獲されました。また、農作物被害の連絡を受けた場合には、被害地区の区長さん立ち会いのもとで現地の被害状況を確認し、狩猟愛好会へ捕獲の依頼や農業者等へ農作物を守るための自己防衛策を講じていただくよう説明してまいりました。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 5月1日から10月31日までの捕獲期間ということで、オーケーだということは、これはことしはそうにしたわけですね。今までは11月から3月までが狩猟期間で、あとはというようなお話を聞かれたわけですが、そのところは、ことしは新規でしたのかどうか聞きたいと思います。

それから、被害金額が117万円、多くありますけれども、これはこの前のときに捕獲したのというのは、これは個人で捕獲をしてはいけないということになっているということでも聞いたわけですが、それは鳥獣法とか何かということで、してはいけないということ、それからあとは逆説というのではないのですけれども、とったイノシシを観光でもありますので、これをイノシシなべだとか、それからあとはハクビシンはこわくて食べられないようなあれでしょうけれども、そんなハクビシン入りなべだとか何とかということで観光で売り出してみたら、なおのことおもしろくていいのではないかと。一躍有名になって、テレビでも放映されるのではないかなと思いますけれども、そんなようなことができるのでしょうか、できないのでしょうか、お聞きしたいと思います。ハクビシンなべなんてよくないですか。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） それでは、ご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の捕獲期間の関係でございますが、これは今年度農作物への被害状況が多く発生してきているということから、もう4月ごろに各行政区の区長さんに被害届を出していただいておりますから、5月

1日から10月31日までとしたものでございます。この被害状況によりまして、その期間については変更になるというふうに考えております。しかし、近年被害が多くなっておりますことから、5月1日から10月31日までについて例年実施するような形になるかと思っております。

それから、狩猟期間につきましては、11月15日から2月15日まで、この期間銃を使っての猟が認められているというところでございます。またわなにつきましては、3月15日までという期間になっております。

それから、免許が必要かどうかというのは、ちょっと詳しいことは調べてありませんけれども、確かに有害鳥獣を捕獲する場合につきましては、その捕獲の免許が必要でございますので、長瀬町の狩猟愛好会に依頼することになるわけでございます。

それから、その食用にということでございますけれども、現在秩父地域獣害対策連絡会議というのがございまして、こちらで有害鳥獣による農作物や森林被害が年々拡大されておりますことから、食用に利用するというようなことを含めまして、現在対策を検討しているところでございます。

以上でございます。

○4番（大島瑠美子君） では、2番にってください。

○議長（西山津智男君） では、2番の月の石もみじ公園について、観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、2番目の月の石もみじ公園のライトアップについての大島議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

町長があいさつでも申し上げましたが、長瀬町観光協会では春の桜のライトアップに続きまして、ことしで4回目となります紅葉のライトアップを11月11日土曜日から26日日曜日までの16日間、県立自然の博物館前、養浩亭横の月の石もみじ公園で行いました。毎年反省会等を行い、改善を重ねて、年々来場者も増加傾向にありましたが、ことしは紅葉のおくれや日曜日の雨などにより、出足はよくなかったものの、新聞掲載もあったことなどにより、把握できた件数につきましては、昨年の約1万2,000人に近い方に来園していただいたようでございます。また、ことしは県立自然の博物館や長瀬駅前、それから宝登山神社でもライトアップを行っていただき、特に宝登山神社はきれいだったという声を多く聞いてございます。

ご質問のどこで費用を負担しているかということでございますが、主催者であります観光協会の事業費の一部にもなっております。その財源は、会員の会費や町からの補助金が主なものとなっております。また、来場者から入場料を徴収し、負担を軽減したらどうかということでございますが、当初もその点につきましては、検討されたということですが、どこからでも入れてしまうという立地的、それから地形的な問題で徴収していないと伺っております。なお、負担軽減の観点から、事業協力金をいただくことは地形的な問題はそれほどないと思われまますので、ほかの負担軽減策も含め、事業主催者の観光協会へ申し伝えたいと存じます。

次に、経済効果はどのくらいあったかということでございますが、直接的なものでは、ことしは商工会さんにも参加していただきまして、その売り上げとか、食事をセットにした観覧ツアーをできたこと、それから宿泊者の増などで、それ以外の副次的な効果といたしましても、早い時間においでいただいた方は長瀬で食事等をとってもらったり、車の人は駐車料金をお支払いいただいたり、経済効果はある程度あったと思いますが、その金額は定かではございません。また、中には高速でこのライトアップのために来ていただいたというお客様もございました。その場合は高速代金や燃料費等も経済効果の中には含まれるものだと思いますので、経済効果額としてもさらに大きくなると思われまます。

また、長瀬地区以外にもみじ公園、もみじ山をつくる考えはあるかということでございますが、町といたしますと、新たに整備することは財政面から考え、難しいと思いますので、今のところその予定はございませんが、月の石もみじ公園同様、既存の施設の有効利用を長瀬地区以外に拡大して検討することは関係団体と協力し行っていきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） ありがとうございます。私はこのもみじ公園に3回ほど行きました。一番最初に行ったのは、ここで名前を申し上げてしまっても怒らないと思いますので、言いますけれども。議長の西山さんと、それから南事務局長と一緒に行きました。そのときにはまだもみじもきれいだったのですけれども、中ほどよりも赤の色はそんなでもないというので、2回目、3回目と行ったときには、すごくいいなと思いましたけれども、1点、あそこのところに行って私が感じましたのは、この経済効果がどのくらいあったのでしょうかということで、ツアーを組んで来てもらった、それからあとは早く来た人はお食事をして帰ってもらったということ、効果があったということでやっていますけれども、その当日そこにいて、来て人に売る物というのがちょっと今回は町の指導によって、アルコール類は売っていないのですよと言われましたので、今どき自動車で来た方というのは、4人乗ってくれば4人が全員が酒を飲むわけでもなし、1人ぐらいが運転して、あとの3人がというようなことがあるので、せめて女の人にとっては甘酒の一杯ぐらいは、1杯200円ぐらいで売っててもらったら、すごくあそこのところにもうちょっと長時間いられたか、30分ほどでもいられたかなという、そそくさと一回りしてすぐ帰ってしまうというのではなくてということで。それから、あとはお酒なども自己責任ということもありますので、売ってもらった方がいいのかなと思います。

それから、もう一つは、あそこに買いに行くのにすごく勇気が要りました。なぜかという、男の方がすごく多かった。役員さんが多かったので、にこやかな女の方よりも、役員さんのすごい方がいますので、おっかなくて寄っていけないのですよ。2回目、3回目のときは、すっと通って、おっかないからもう帰るべやというような方がいっぱいいましたので、そこのところを少し考えて、それからあそこのところ、数日で近いわけなのですけれども、12月3日にお祭り、それから8月15日のお祭りを見て、1日でもいいからとかということで町内の出店をやったらどうかということで、強く感じましたのは、養浩亭さんでもっともう少しこっちの方にでもつくってもらったり、それからあとやまだ食堂さんなんか、このあたりにうどん屋でもできていれば、もっともっとあそこ楽しくよかったというようなことにもなったのかなと思います。来年はだからぜひ出店をどうするかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、大島議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

何点かあったと思うのですが、お酒の話でございますが、役場の方の指導があったということでございますが、確かにお願いはしております。売る、売らないというところまでは指導というのは特にしてございません。スタッフは少なくとも「飲んだら乗るな」ということで、その辺は徹底していただきたいという事はお伝えしてございます。あとはその主催されます観光協会の方で自主的に売らない、置かないという形で決めていただいたようでございます。

それから、スタッフで怖い方がおられたということでございますが、スタッフにつきましても、観光協会の方で当番制で行っていただいております。その辺でご容赦いただきたいと思いますが、観光協会に

はその旨お伝えはしたいと思います。

それから、町内の出店の関係でございますが、一部に既にそういう案もあるようなこともお聞きしてございます。地権者、あそこは鉄道さんに無償でお借りしている土地でもございますので、その辺の関係もでございます。いずれにしても、主催者であります観光協会の方にはいずれもお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○4番（大島瑠美子君） ありがとうございます。3番にってください。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 子供たちのいじめ防止についてお答え申し上げます。

学校での児童生徒と先生の意思の疎通、確認と心の交流をどういう形で行っているかというご質問ですが、心の交流というなかなか表立って目に見えない指導分野になりますので、大変難しい質問ではございますが、ご質問の趣旨を十分理解したつもりで回答させていただきます。いわゆる悩みや心配なことは、生きていく中で多少だれもが抱えているいい意味でのストレスだと思えます。それを私たちもそうですが、子供たちも日常生活の中で、友達であったり、お母さん、お父さん、そして学校の先生、とりわけ担任の先生に打ち明けたり、相談して、解決へのアドバイスを見つけ、クリアしていく、そんな繰り返しの中で生きていくすべを学習していくものと思えます。

しかし、中にはその悩みや心配なことをだれにも打ち明けられず、あるいは打ち明けたところで解決できない等々、いろいろな事案があるわけです。子供たちのそうした状況に大人がいち早く気づき、悩んでいることを発見することが非常に大切なことと考えます。まず、親が気づいてあげてほしいです。次に、学校では教師が気づく目を持つこと、またそれを養うことが重要でございます。具体的には3校で共通している事例をご紹介しますと、登下校時や休み時間、朝の会での健康観察時等声かけを大切にしております。教師が児童や生徒の変化に気づく目を持ち、とにかくよく子供たちを見るということです。少しの表情の変化に気づき、声をかけ、会話を通して確認することに努めております。また、これも3校ともに実施しておりますが、日記指導、中学校では生活記録ノートになりますが、これを毎日提出させ、担任ですが、担任はそれに対してコメントを書いて返すということを通じまして、子供の心の変化の把握に努めております。さらに、定期的に行うアンケートも、いじめ等隠れた子供の現状を把握する上で非常に効果を上げる方法であると考えます。特に中学校におきましては、毎月自己の生活を振り返るための生活アンケートを実施しています。その中の項目に、いじめの発見につながる項目を入れているとのことでございます。また、児童生徒が悩みや心配事がある場合、それを相談しやすい体制を学校内につくすることも大切なことだと考えます。この基盤は、教師と児童生徒の信頼関係にほかなりません。児童生徒一人一人の人権を尊重し、信頼関係に立つ教育を推進するよう今後とも努力してまいりたいと思存です。教育委員会では、今後とも校長会議、教頭会議、学校訪問等を通じ指導してまいりたいと思存です。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 再質問どうしようかなという完璧な答弁をいただきました。そのようにしているのでしたら大丈夫だと思います。

ですけれども、ささいなことなのですけれども、目と目が合ったらほほ笑む。笑う。笑いかけてくれる。それから、声かけ運動もしていますということでも言うことなしです。

次に、会ったときに、ちょっと手を挙げて「よっ」とか何とかと言ってくれと、子供はすごくうれしくて、うちへ帰ってから、先生が「ちょっとおかしいけど、おれの顔みたら手を「よっ」と挙げてくれたんよ」とか、あと先生が「変なの、あの先生、僕の顔見てにこっと笑ったんだよ」ということも、子供にいざというときに、それが信頼の発端になると思いますので、これからもそのように学校でも努力をしてもらいますし、それからいじめのないような学校をつくっていただけたらありがたいと思います。

以上です。終わりです。

○議長（西山津智男君） 次に、9番、梅村務君の質問を許します。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 私が質問するときには、もう大体答弁はでそろっているような状況でありますけれども、また違った角度から質問したいと思います。いましばらくひとつおつき合い願いたいと思います。

1番目、行政改革について。昨年度財政健全化対策委員会において種々討議された後、答申がなされ、町ではその答申をもとに行政改革大綱及び実施計画を作成し、その計画により事業推進を図っているとお聞きしています。しかしながら、年々進められる交付税の減額、補助金等削減により、行政改革実施計画に基づき創意工夫をしても、財政状況は大変厳しいものと思います。かかる状況の中で、さらなる行政改革が必要であると思いますが、お考えをお伺いいたします。

2番目、産業振興について。戦後の「いざなぎ景気」を上回る景気と報じられておりますが、私どもにはその実感が伝わってきません。町長はどのように感じ取っておられるかお伺いいたします。

また、町では今後どのような産業振興を図ろうとしているのか、具体的な方策がございましたら、あわせてお伺いいたします。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

もう朝からずっと申し上げていることの繰り返しになると思いますが、お聞き取りいただきたいと思えます。当町の財政状況につきましては、以前から申し上げておりますように、歳入においては普通交付税、臨時財政対策債などの一般財源が大幅に減少しておりまして、歳出においては、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費などが高い割合を占め、それに加えて一部事務組合などへの補助、負担金や特別会計への繰出金などが年々増加をしている状況にあります。

歳出削減につきましては、行政改革大綱及び実施計画を作成し、具体的な方策に基づいて実施をしておりますが、この実施計画に基づいて創意工夫しても、大変厳しい財政状況にあるということは先ほどから申し上げておりでありますし、ご指摘をいただいたとおりであります。このため市町村の合併も選択肢の一つではあるというふうに考えておりますけれども、当面は単体でやっていかなければいけないわけでありまして、歳入の新たな増収策として、さきの議会でもお話を申し上げましたが、工場誘致、今、ホンダの寄居進出ということも兼ね合いがありまして、工場誘致、それから持ち家制度による若者の定住促進等々を図っていきたいというふうに考えているところであります。今後もあらゆる工夫を重ねて、財源の確保等歳出削減に取り組むとともに、限られた財源を真に必要な施策に重点配分をいたしまして、行

財政改革を不退転の決意で推進してまいりたいというふうを考えているところでございます。引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますところでございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 同じような答弁をここで3回聞いたわけですがけれども、確かにもう本当に厳しい状況にあるということで、町民の方々は非常に心配しております。危惧しております。そういう中で、先ほどから幾つかの問題点について、3番議員あるいは7番議員が申し上げておりました。それをさらに掘り下げてひとつ質問したいと思うのですが、よろしくお願いたしたいと思えます。

一つは、公債比率の問題です。確かに長瀬町においては、上下水道の起債が相当多いということで、公債比率は相当高いものになっております。その中で、今さらその当時の首長さんあるいは議員の方々が下水道というものをつくろうではないかと、これは特別環境保全事業ということで長瀬町は指定されて、都市計画のもとに指定された事業でありますので、これは当時皆さんが賛成されて事業を始めたわけですから、今さらどうこう言ってもどうにもならない。こういう状況をだれも予測していないわけです。こういう経済状況というか、そういうものは、だれも予測していない。それで、予測していない中で進めてきた。進めてきて、確かに先ほど町長が答弁したように、結局バブルの五里霧中のようなものもあった。それが証拠には、今この起債残高、これを見るとよくわかるのです。ちょうど返済の今の時期に入って多いのは、これから多いのが、平成8・9年、10年、11年ごろにやった事業がほとんどなのです。ここで数十億円やっているのですよ、事業を。それが今入ってきてしまった。5年据え置きですから、25年償還、基本的には。だから、ここでうんと入ってきた、出てきたということで、今ここに償還表があるのですけれども、この事業が大体平成31年度、あと13年ほどです。これで大体事業が終わるという一つ予定ラインがこの平成31年だそうでございます。

それで、これからでは新事業をするのは幾らぐらいかかるのかと。大体九十数%の事業はもう完了しているということで、大体年間1億円、あと十二、三億円は事業としてやるというふうな予定で完了するということを聞いてまいりました。その中で、今そのピークにやった金額は起債が今償還期間に入っているということで、これを表で見ますと、平成36年度までは元利合計で3億円ぐらいずっと払っていくということです。それで平成47年度に全部ゼロになる。今の起債残高ですよ。平成47年度にゼロになるわけです。これからあと13年やりますから、若干残ります。大した金額ではありません。これは下水道だけのものです。これに上水道がありますから、結局今さっき3番議員が言われたように、100億円を超える負債となる。それは数字的には間違いないわけでありませぬ。

この金額を住民の方々がよく理解していない。大変だ、大変だと言って、役場へ来て聞くと大変だと言うというのですよ。大変ですよ、これは町長も言っているのだから。大変だけれども、この起債の実態をどういふものかというものがよく説明されていないというようなことを聞きます。

実はさっき7番議員が言った矢祭町へ商工会のこれははっきり申し上げます。観光部の事業として矢祭町の合併しない町の視察に行つてまいりました。議会の方にも呼びかけがありまして、6人の方が行つています。経済観光4人と、それから民教が1人、総務が1人と6人行つてきました。それで、先ほど7番議員が話したように、あの町の、別に長瀬町の職員をなじるわけではありません。しかし、確かにその気持ち、気迫というのが違うのです。それこそ7時ごろにはもうみんな来ている。それで、一般の人もう8時にはほとんど来ているそうです、一般の職員も。それで、来た職員が身の回りの全部掃除をしたりなんかしている。そういうふうなことを義務づけているらしいです、職員に。それで、町長の話ですと、あ

の人は6期やっているのだそうですが、ほとんど無投票で出てしまっているから、マンネリ化している部分もあるでしょう。しかし、私を感じたのは、さっき言ったように、職員の給与を下げないと言っているのです、はっきり。下げないと言っているのです。それで、総じて私を感じた範囲では、長瀬の方がはるかに改革が進んでいるなという感想をバスの中で私は述べました。それだけあそこは豊かなのかなということになるわけです。財政基金も何かどんどんふえるのですよなんて言ったのです。実際幾らというと、十何億あるぞとか、そういうふうな話の中で、ではなぜそんなに豊かなのだろうということは、この後の産業振興の方の中に質問として出しますけれども、そういう矢祭町に行ってきた感想を10日の日に商工会の観光課の人たちと意見交換を持ちました。それで、そのいろんな問題が出ました。そのいろんな問題が出た中で、行政に対するその要望だけなのです、住民の方は。提案がないのです。我々ではこうしたら観光振興になるだろうとか、補助金をたくさんとってくださいとかという意見なのです。そうするとそこに提案がないのです。それが非常に寂しい思いもしたのですけれども、私、矢祭町の話聞きまして、青森から沖縄の人が来ているわけです。300人ぐらい来ているのですよ。それで、話を聞いて、大した話ではないですよ、正直、話を聞いてみて。大したことないですよ。1人で何かお笑い芸人、そう言ってはちょっと失礼ですけども、向こうまで聞こえないからあれだけでも、そういうふうな感じで受けてきて、ただ、一つの町自体、その首長さんも含めて心意気というのですか、その実際改革、長瀬町は改革がおくれているにしても、改革に対する意欲というのはすごく感じられます。非常に冗談言って笑わせながらやっているのですよ。それで、よく言葉も、向こうの東北弁だからよくわからない。わからない中にも何か感じるものがある。

それで、私は一番前に座っていたのだけれども、響いてしまって、全然聞こえがとれないので、残念だったのですけれども、でも、しかし、その矢祭町というものが7,500人弱、長瀬よりも1,000人ぐらい少ない人口ですよ。農業も土地も広いということもあります。農業もこれから、観光はほとんどありません。観光自体の収入はほとんどありません。いわゆる工場誘致なのです。そういう中で彼らは頑張っているということなのです、先ほどから言われていますけれども。それで、その財政にいかにか寄与するかということは、やはりそういうものがあるのだろうと思います。それで、結構安心しているのです、話しつぷりが。これから単独でやっていくということに対して。内心はわかりませんよ。でも、相当話の中では安心しているのです。

それで、その安心している中で、私が一つ気づいたことは、職員も一丸となってやっているところです。何でそういうふう感じたかということ、案外トップダウンで物が進んでいる場面が多いのではないかなと感じるのですよ。皆さんの意見を集約して行政に反映しましょうということも大事ですけども、トップダウンで物事を決めてやることも私はあながち間違っていないような気もしたのです。それで、6期ずっと無投票で来たということになると、町民がもう信頼してしまっているわけです。無投票、地域によって違いますけれども、無投票で来たということは、町民がなってくれ、なってくれということで、何回おりようとしたかわからないけれども、それでやっとここまでつながってしまいましたと、こうなってしまったわけですよ。だから、そういう中で、住民の信頼関係がどの程度あるのかということは、中へ入ってみたいとわかりませんが、やっぱりそういうものが一番大事ではないかなと思うわけでありませう。

そういうことで、矢祭町のその感想をちょっと述べてみたのですけれども、これから長瀬が財政的に合併問題も含めて、もちろん財政の逼迫する中で合併問題も含めて、町長が今までずっと合併問題について答えてきたことより、一層深く、それ以上申し上げることはできないのであればしようがないですけど

も、具体的にどのようにその合併問題を討議するのか、単独でいくのかということは相手の出方によって違いますよということではなくて、水面下のことを言ったら何もならないけれども、そういう中でもとにかく進めていくという気持ちがあるのかどうか。財政的にこれだけ逼迫している中で。しかし、負と負の、マイナスとマイナスの町村が合併してもマイナスなのです。マイナスがふえるだけなのです。そうすると、ではもっと大きなところへという形になるわけです。そうするとさっきから言っております寄居があり、秩父があるわけです。だから、そういう方向に長瀨町がその今の公債比率や何かいろんなあれも含めて、公債比率がどんどん、どんどん下がらないのですよ。下がらないのです。いわゆる平準化債にしても下がらないのですよ、あれは。返済して行って、これから今さっき言ったように、1億円の、下水道ですよ。1億円の事業をやって、3億円から4億円返していけば、どんどん下がっていきますよ。でも、先延ばしにするのですから、平準化債というのは。それによっては下がらないということです。

だから、いずれにしても、そういう問題を含めて財政的にこれからどうやっていくのか、ちょっと町長、教えてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたしますが、財政的にこの改革をする特効薬というのはないというふうには思っております。そういう中で、これをこのままにしておけば町は破綻するということは事実でありますし、そういうことは避けていかなければいけない。今、矢祭町の話聞いていますと、私はつくづく感じたのですけれども、やっぱりトップの資質に大きな問題があるのかな。歴代の首長を含めた私たちの責任というのは重大だというふうには私は認識しておりますが、過去のことを振り返ってもいかがなものかという思いはありますが、そういう中で積み重ねてきたものが今日の現実の数字として出てきているということは間違いなく事実であります。それをこれは私たちはその後を背負う人間としては、当然それを解決して、よりいい方向に行くという努力をしていかなければいけないというのは、その辺は私もよくわかっているのです。

ただ、今お話し申し上げましたようなことがトップダウンでやっていける。そのやっていける根拠というのは何なのかということをお考えすると、よくわかりません。わからないですけれども、そのトップダウンでできるというのは、それだけの能力を持っている人が職員を説得し、職員がそれをよく理解して動く。お互いの信頼関係だというふうには思っています。そういう意味では、私の能力の問題も含めて、私の意見について職員がそれに従っていかざるを得ないという状況を環境ができないということであれば、それは私の責任だというふうには考えておまして、いずれにしてもその寄居町とか、秩父市とか、皆野町とかということがございます。

それで、先ほどから関口議員の質問からもうずっと続いて何回もお答えしていますように、その相手があって、相手の気持ち、例えば熊谷と江南といいますか、全く財政力も人口も面積も違うような合併であれば、当然吸収合併ということですから話は決まるとお思います。ただ、寄居が今の状況でということではなくて、ホンダが進出して企業が操業を開始するのは4年後でありますから、その4年後までは寄居もそんなに楽な自治体ではないというふうには私は承知しています。そういう中で、例えばそれでは金がないのだから寄居とくっついてしまえということになっても、相手がそれを受けてくれる状況になるかどうかというのは、私は年が明けてからのその交渉にかかるだろうと。そして、先ほどから何回も申し上げましたように、本田技研工業のある程度具体的なことについての発表が近いうちあるという情報も入っておりますので、そういう状況を勘案した中で、寄居町が具体的にどういうふうを考えているかということが大きな

テーマだというふうに思っています。

それから、県も郡を越えて寄居町との合併は許可しないよということを私も言われています。そんなばかげた話はないだろうと、県が違ったって、合併をするところというのはあるのですから、それは私たちはそれを容認するわけにいかないという話も申し上げています。

皆野町との問題は破談をいたしまして、それもわずか町名ということではありますが、私たちがその容認できなかったことは、その話を進めていく中で、アンケート調査をやりました。そのアンケート調査の結果は重く受けとめてこの合併協議に反映をさせましょうという前提条件で合併協議が進んだということは皆さんご承知のとおりであります。その中で、町名について長瀬町というのが60%ありました。それで、これを否定して皆野長瀬町でいこうという皆野町の考え方については、私はこれは職を賭してこれを認めるわけにいかないという思いを持ちました。合併協議の中でもかなり揺れ動いた中でございますが、そういう一つなし崩しにすれば、その内容を聞いてみると、人口が多い。面積が広い。財政力がいいという三つの条件を皆野の人は挙げました。しかし、そのことは我々が承知した上でアンケート調査をやったわけです。それで、皆野町の方からも大勢の方が長瀬町という名前を希望しました。今、私は合併できなくてよかったと思っている大きな要因は、よその町からいろんな人に私は会ったり、電話をいただいたりしますが、それは電話をかけるのですから、長瀬町という名前を捨てなくてよかったねというお話は当然かと思いますが、ほとんどの方がそういうふうに申して、勇気を持ってまちづくりをやってほしいという、これは全く知らない人までそういうお話をいただきますし、皆野町の特に女の人は、長瀬町で合併しなかったのは皆野の責任だよと、私を慰めてくれるのかどうかわかりませんが、そういう言葉をいただいています。何で長瀬町で合併できなかったのでしょうか。皆野町なんてどこへ行ったって知らないですよ、それよりもしっかりしたい町の名前をとって合併をしてまちづくりをしてほしかったと、まことに残念ですというお言葉は皆野の町民からもいただいています。

そういう意味では、合併できなかったことはまことに残念ですけども、私は間違っていなかったなと思います。ですから、私が今まで何回も申し上げましたように、私たちの方から皆野町について合併協議をいたしませんかというお話は申し上げませんと言っているのは、そこに起因をしております。私も今本当のことを言うと、迷っています。それで、秩父が財政力がいいのかどうかはよくわかりませんが、秩父もこれで大滝、荒川、吉田で合併しますと、秩父の一番財政力の弱い町村と合併した、対象にしたわけでありまして、これは急速に秩父市の財政力は劣化するだろうというふうに思っています。

そういう中で、皆野が中であって、皆野がどういう状況かわかりませんし、石木戸町長の先ほどの当選のときのお話も聞きますと、急速に皆野町、秩父市の合併協議が進むのだろうと思って見ておりましたら、全く話が進まないというような状況にあるということは、それなりの理由があるのだろうと思っています。先ほどから申し上げましたように、横瀬町、小鹿野町の町長とは、その秩父がどういう合併になるかについてはお互いに腹を割ったお話し合いをしながらやっていきたいと思いますということで意見が一致しています。皆野町にもその話が始まったときには、仲間に入っていただくような願いはしていこうということになっておりまして、そのことについては私も否定しません。ただ、先ほどから申し上げましたような寄居町という隣の町が長瀬町にはありますという事実を申し上げていまして、この辺が寄居町についていろいろ情報交換をしておりますが、合併のことについて今手がつくような状況になっていない。ホンダの進出ということで、かなり合併のことについては、気持ちの中でかなり少なくなっているというような思いを私は持っています。

ですから、ホンダの具体的なやつが来年になって、それからことしの暮れに話があるということであれば、それも一つの大きな要因になるか、突破口になるかということになります。しばらくは独立してやらざるを得ないということであれば、先ほど申し上げましたようなホンダに関連する企業等々の誘致の準備を始めるといふこと、それからこれはもう確定いたしますので3月の議会に提案をいたしますが、若者定住促進についてのいろいろな条例案をご審議をいただくことになるといふこと、本来ならばこの議会でやるつもりでございましたが、諸般の事情で3月まで延ばしてほしいと私が申し上げて、そういうふうを担当課にお願いをいたしました。

これはやっぱり人口をふやす、それで住宅をつくる。そして、長瀬町のにぎわいを持つということから考えますと、間違っている選択ではないというふうな考えておまして、これが具体的な財政再建の道筋になるということはお考えしておりませんが、しかし、何もやらないで死を待つより、懸命に努力をするということが大切な町民の意識の一体化といふこと、そういうものに資するのではないかと考えておられます。

職員のことにつきまして、皆さんからいろいろご批判をいただきました。私も重く受けとめさせていただきますが、それが職員の意思につきまして、皆さんの意にかなわないということであれば、これは私の大きな責任であります。私もこれからまた心を改めてこのことについてははっきり対応していきたいというふうな考えています。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今話を聞きますと、やっぱり相当緊迫した状況であるということではだれもうなずけるわけでありませぬ。先ほど3番議員の発言の中で、情報の共有ということの言葉が出てきたのです。私も一番大事だろうと思ひます。この下水道の問題、公債比率の問題も含めて、ああいうふうな新聞に書かれると、あしたもう多分、次ぐ日から大変だ、大変だという気持ちを町民が持つと思うのですよ。この間広報に12人転入してきて34人転出したということが出ていたのですけれども、そうするとその22人ですか、22人が出ていってしまったということですよ。そうすると、そういう、夕張ではないけれども、どんどん出ていってしまうのです。職員の85%が退職願を出したという、そういうことが起こり得る可能性があるのです。だから、住民に向かって、いわゆる町民に向かっては、本当のこの情報、本当の情報を伝えるべきである。また、住民としてはそれを共有する権利がある。

そこで、この起債の問題、下水道の、もちろん町もそうですけれども、これは元来我々が当時知っていた知識の中では、50%補助金で出て、50%を交付税算入ということで始まった事業なのです。それはいわゆる特環、さっき言った特別環境保全事業ということで下水道が始まったわけですから、これは長瀬と一つの特例なあれで始まったわけですから、それでそうしますと、75%は国から出ているのです、基本的には。ということなのだけれども、最近どうもそれがおぼつかなくなってきた。実際17年度における下水道のその償還の交付税算入について、率何%ぐらいなのか、わかったらひとつ企財課長、教えてください。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 平成18年度の地方交付税の下水道費ということで、投資ということで、基準財政需要額に算入されている額は1億6,493万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そうしますと、平成18年度でこれが4億8,233万686円という元利償還額がここに出

ておるのですけれども、実際、これはまだこれからあるわけですよ。これからまだ発生するわけでしょう。それはどうなのですか。全部これをなした最後の時点で総額が決まるわけですよ。それちょっとお願いします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） この交付税の基準財政需要額に1億6,493万8,000円算入されているということで、今年度の交付税が決定になったわけでございます。

○9番（梅村 務君） 決定額。

○企画財政課長（齊藤敏行君） ええ。この交付税の基準財政需要額に算入されているということで、この1億6,493万8,000円が下水道の分として交付されているわけではないのです。基準財政収入額と基準財政需要額の差が、足りない部分が地方交付税として交付されているのであって、例えば10億円この基準財政需要額があったといたします。5億円基準財政収入額があったとすると、10引く5で5億円が交付されるということで、その10億円の中にこの下水道の分とか、そういうものが算入されているということだけであって、この算入されている額がすべて交付されている額だということではないのです。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） まことに理解できないお話で、例えば下水道で今年度こういう償還がありますよということで、それで数字を出すわけですよ、単年度決算ですから。それで、中にこれからいくと幾らも出ていないではないですか、今年度の償還金額に対して。実際問題として。これ今ずっと私がざっと見たのですよ。それで、この平成47年度までの償還元金に対する金利レートが3%弱なのです。それで、ずっとこれが大体計算されているのです。最後にいくと、後から1.5%とか、そういう公庫融資みたいなのがあった中で、非常に低くなっているから、若干もっと低くなっています、最後の方は。だけれども、大体3%という数字がここへ出ている、金利が。なぜならば、さっき町長さんが話されたように、4億8,400万円の償還の中に金利が1億7,600万円金利になっているのです。だから、3億800万円が元金返済になっているのですよ。そういうのを計算しますと、大体3%。それでずっと来るのですけれども、いわゆるそれで見ますと、これの単純計算でいくと1億7,600万円の半分は、半分はですよ、元利ですから、交付税算入であって当たり前なのです。そうするとこれが8,000万円ぐらいしか元金に対して交付税算入がされていないのです。そうするとその基準財政需要額が結局今さっき言ったように、10億のうちの5億に対して交付税が算入されるということだから、そうすると少し長瀬町は最近豊かになっているのですか。例えば需要額そのものは減っているのか、その辺の問題ですけれども、その辺はどうも財政的に見てどうなのでしょう。企財課長、感じとしてはどうでしょうか。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 収入がふえているような計算にはなっているかと思えます。

○9番（梅村 務君） 収入が。

○企画財政課長（齊藤敏行君） ええ。ですから、差引額が少なくなっているような計算になる。ですから、需要額の方が伸びていなければ、収入がふえているようなことになれば……

○9番（梅村 務君） 当然減りますよね。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 当然不足額が少なくなりますので、交付額は減っていきます。

○9番（梅村 務君） その税収そのものはふえているということですね。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 詳しくは今資料がないのでわかりませんが。

○9番（梅村 務君） ああ、そう、はい、わかりました。ではそれで理解できます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） それで、こうしますと、このいわゆる合併のときに皆野の議員が秩父に合併するためにピラを出した。ピラを出した中で、この問題が出ているのです。それで、下の方へ小さな字で、ソフトバンクではないですけども、本当に小さな字で、交付税で50%は算入されますということが書いてあったのですよ、非常に小さな字で。Uという議員ですけども、出したのが。それで、それと同じように、それを我々はずっと来たけれども、その基準財政需要額の問題がいわゆる交付税の算入の中に入ってくるわけですから、それがふえてくればまた違う。減ってくればまた算入率が変わってくるということになりますと、極端に言えば、町から繰出金が多くなってもいいのではないかという感じになるわけ、早く言えば。それでなければ、この下水道事業というものが根本から崩されるあれがあるのですよ。私はそういうふうを考える、これを見て。

それで、その基準財政需要額の問題は、非常にこれは複雑で、我々ではちょっとわからないのですけれども、計算方法があるのでしょうか。でも、下水道の方としては100分の50で申請には出ているはずなのですよ、そういうふうに。それをちょっと教えてください。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） ですから、基準財政需要額には50%なら50%で算入されているのだと思います。ただ、交付されるのは、その額が交付されるわけではございませんので、交付税に算入されているという表現ではなくて、交付税の基準財政需要額に算入されているということで、その額がそのまま交付されるのではないということですよ。必要額としてその交付税の基準財政需要額というものに下水道も一つとして入っているわけですけども、それと税だとか、そういうものの収入があるわけですよ。その収入と需要の足りない部分を交付税で交付するわけですから、その基準財政需要額に50%算入されていても、実際に交付されるのは、そのまた50%ぐらいになってしまうかもしれませんね。ですから、基準財政需要額に算入されているというのはこれは間違いではありませんし、そのとおりになっていると思います。ですから、これは下水道だけではなくて、臨時財政対策債だとか……

○9番（梅村 務君） 今それも聞こうと思ったの。

○企画財政課長（齊藤敏行君） そういうものについてもすべて同じでございます。

○9番（梅村 務君） では、次に教えてください。2番。

○議長（西山津智男君） では、2番、産業振興について、町長、答弁願います。

○町長（大澤芳夫君） 最後のご質問にお答えいたします。

政府は、11月の月例経済報告で2002年2月に始まった景気拡大が11月で4年10カ月となって、これまでの戦後最長だったいざなぎ景気を超えたという見解を示しております。しかし、私たちが感じますことは、いざなぎ景気を超えたと言っても、景気の勢いは非常に弱くて、経済が拡大しても、企業の売り上げや賃金がほとんど拡大していないために、景気回復の恩恵が家計に及んでいません。そういうわけで、日々生活し、仕事をしている人たちは実感が無いというのが実情ではないかと思っております。

それで、景気回復の期間が長くても、景気の成熟度が低くて、生活が豊かになり、人々の満足度が高まらない限りこれは楽観できないというふうに考えています。いずれにいたしましても、この町の産業振興につきましては、町民の安心した暮らしを確保するためにも非常に重要な課題であります。これからも皆

さんのご指導をいただきながら、地域振興を図るべくいろんな観光資源を生かしながら、観光産業、そういうもののさらなる活性化を進めるとともに、新たな雇用の創出や若者の定住促進を図るということと、それからそのホンダの進出に伴います優良企業の誘致を図って、地元の企業の経営の近代化を支援していきたいというふうに考えているところであります。いずれにしても、国の三位一体の改革という非常に耳ざわりのいい言葉の中で地方交付税がどんどん減らされてきました。これは私は小泉内閣が自民党をぶっ壊すと言ってスタートしたこの内閣は、4年何カ月間に自民党は営々として基盤を築き、議員の数がふえました。しかし、これは自民党をぶっ壊すのではなくて、国を壊すもをつくったというふうに考えています。こういう状況がこれから続けば、当然地方はどんどん疲弊して、財政の破綻するところがいっぱい出てくる。これは私は間違いないというふうに思います。お金がないということをいつも言って、町の職員はだれか来るとお金がないと言う。しかし、現実の問題として金がないわけでありまして、これをどういうふうにするかということが私たちのテーマであります。ですから、金がないということと、どういうふうにしたら金を工面できて、この町が生きていけるかということをもういわゆる水面下で動かざるを得ないような状況に今なっているわけでありまして、きょうこれは実にいろんな議員の方たちからもご指摘をいただきました。ただ、議会のときだけ議員の皆さんと勉強し、意見を交換し、批判をし合うということだけではなくて、これからはもっと身近に接点をつくって、それで議会と執行部の信頼関係をつくっていかなければこれは大変なことになるというふうに思いました。

ですから、私が先ほど申し上げましたように、渡辺さんのとき申し上げましたように、この本会議で細かいことについて営々と議論するというのではなくて、この議会という形をとらなくて、委員会でも何でもいいではないですか。全員協議会でもいいから、こういうときに細かいことについて、今の梅村さんのおっしゃるようなことについては議論をするということをやっているかないと、時間ばかり食って、問題解決にならないと思うのです。ですから、夜でもいつでも私はいいと思います。そういう時間をぜひ議会の方でもおつくりをいただいて、こちらに投げていただいてもいいし、こちらから申し上げるのは大変お忙しい人たちにとっては失礼だと思いますから、皆さんの要望にこたえるという形を、要望という言葉はよくないですけども、ご指示にこたえて、勉強会をやろう。そして、その中からどういうものが生まれてくるかということが私は大切な案件になってくるのだらうと思います。ただ、指をくわえて死を待つというようなことはやりたくありません。そういう中で、合併の問題は非常に重要なポイントであります。金がないから合併をするという考えではなくて、将来を見据えて、長瀬観光もしっかり発展をさせながら、そういう意見を皆さんからいただきながら、一緒に協働していきたいというふうに考えています。このことについては、今、梅村議員の質問に対する答弁にはならないと思いますが、しかし、そういうような形をとらないと私は大きな問題を、禍根を残すのではないかな、そんなことを考えています。

いずれにしても、議会が形骸化していることは事実でありますから、このことについては我々もしっかり勉強させていただきますし、議会との接点を先ほどから何回も申し上げましたように、数多くお会いをする機会をつくって、ひざ突き合わせたかんかんがくがくの議論をぜひやっていくことを希望したいと思います。よろしくご指導のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 確かに今、町長の言われるとおりでありまして、そういうことを過去にやったことがない。議会と町当局とのそういう一つの意見交換というか、いろんなものについて討論し合ったことがないという現実があります。

それで、この間小規模ながら、観光協会と我々の有志でやってみたのです。それで、やっぱりいろんな意見が出るのです。だから、それはやってむだではなかったというふうに私は考えます。その集まった、あとの4人の方はわかりませんが、私はそういうふうにしたのですよ。その数人の方との懇談会ですけれども、だから、そういうものは大いに取り入れるべきだと、それを誘引するためにもこういう話をするわけですが、そこで、さっきから打ち出の小づちではないというふうな町長のあれですが、確かにそうなのです。では打ち出の小づちは何かどこかにあるのではないのかというふうに考えたとき、いわゆる来年度に向けて会社に来ている若い人の定住促進をやるということで非常に結構なのですが、私は思うのは、町長、久しい間、工場誘致ということについて相当力点を置いていたように私は思うのですよ。これは矢祭町の話聞いて、非常にそれを重く感じました。何かというと、平成6年に小さな工場が来た。それで何社か来た。工業団地ができた、余り大きくない。それが今その会社が900人の工場だそうです。それによって税金が大体3億円ふえたということです。それで、今度その会社がちょうどホンダと時を同じくして、2,000人の工場を今度はその矢祭町へ来て、今造成が始まった。土地の問題もあるでしょう。でも、そういうことが実際始まっている。それで、2011年に稼働を始める、早く言えば、2011年に稼働するのですよ。これは3,000人の工場なのです。そこで5億円から6億円の増収が見込める。あと5年頑張れというふうなことで今やっているらしいです。なおかつ、住宅、これは戸数まではっきり言いました。265戸その社員のための住宅を今造成始めています、宅地造成を。そうすると、袋と下袋が全部あの大きい区が1カ所ぽこんとできるのですよ。それを今始めている。ということは、工場誘致がいかにその財政を豊かにするかということは、おのずから寄居のホンダも同じように考えられると。それで、多分200億円ぐらいの投資であろうという予想です。これは全く業種が違いますから、空調の制御関係の方をやっている会社です。これは割合大きい会社で、年商3,000億円から3,200億円ぐらい。それで、そういう会社がなぜあそこへ来たのだらうと考えたのですよ。実にへんぴなのです。東北道と常磐道の間ぐらいなのです、大体。そうすると東北道まで行くのに約1時間かかるのですよ、何だかんだ。それで常磐道に行くのも似たような区間。常磐道へ行った方は東京へ行くには3時間で来る。東北道だと3時間ちょっとかかるというへんぴなところへ何で来たのかということなのです。非常に疑問を感じて役場の職員に聞きました。「どうしてですかね」と聞いたら、「何としてでもうちの首長はしつこく熱いんですよ」と言うのですよ。その会社に、東京の墨田区にある、板橋かにある会社のところへ行って、それでぜひうちへ来て、こっち来てくれというので、それで取りついたらいいですよ。だから、そういうことが、さっき町長が言われたHという、当時Hという言葉を使ったのだ。あれはすごく希望を持ったのですよ。私はわかりましたから、Hという言葉。変な意味に解釈してはだめですよ。それで、確かにそれを私は「ああ、そうか。じゃそういう施設もできればいいな。白鳥荘もそうだな」というふうな感じも常に持ってきました。それで、そのうちに一たん没となったのが、また再開されてホンダがあそこへ来る。年間17万台つくる予定だそうです。

そうすると、あそこへ800億円の投資をして、いわゆる下請会社が周りに全部来れば別ですよ。あの日産の追浜みたいに来れば別。だけれども、そうでないとすれば、そんなに大きい増収は2,000ないし3,000が来ても、そんなに大きい増収は見込めない。700億円の投資にしても、当然償却資産が相当ありますから、だから、そういう中で我々が今それでは何を考えるか。さっき言った住宅の促進ということで、来年度考えるということで、これは非常にいいことなのですから、具体的にそれではどこにつくるのかということから始めないと始まらないわけですよ。例えば岩田へつくるのか、あるいは矢那瀬へつくるのか、あ

るいは長瀬へつくるのかということ、井戸へつくるのかもわからない。そういうことが具体的にやっていると、それすらもできないだろうと思うのですよ。だから、少なくとも具体性のある計画を来年からやるのであれば、地主の了解をできるだけ得る。いいではないですか、町長のあそこを提供したって、前の。そういうことでしてもらわないと、誘致が決定したときに、もう既に矢祭町はその住宅造成も同時に始めているのです。多分企業局だと思いますよ、町の。企業局でやっているのだと思います。それをやって、それで従業員をして2,000人ふやす。非常に希望の持てる。だから絶対合併しないと云っても、それはわかりませんよ、将来に向かっては。でも、私はそういう一つの具体性のある事業、いわゆる工場誘致も含めて、そういう具体性のある事業があつた町にあるのだなという感触を持って、感じを持って私は帰ってきました。だから、長瀬は1時間20分で来るのです、東京から、立地的には。だから、すごくいいと思うのだけれども、何でかわからないのですよ。まさに不可思議な感覚を持って帰ってきたのですけれども、だからひとつ町長、県の方へ行って一生懸命やりますということを何年か前に言われました。ひとつその辺のところの意気込みをひとつ聞かせてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 県で企業誘致大作戦というのがあって、その担当者が小暮という人間で、国体でよく長瀬町へ来ていただいたと。とにかくそれとホンダという非常に条件としては、将来構想としては大きなものを私たちはその目の前に出たというふうに思っております。ただ、長瀬町はその土地をどういうふうに確保するかというのは非常に問題であります。私の前のところにあります南州工業、東洋パーツ、イスエード、イワサキという四つの企業がありました。入りました。それは私たちの土地を提供して、あそここの企業の進出をお願いしたわけでありまして。それは黒澤孟文さんのときにやりました。私たちはそういうふうに土地をまとめてやりたいという考えは持っております。ただ、具体的なものがないのに、なかなかできないということになると、それは農村工業導入とか、そういう具体的なものを指定するということから考えていかないといけないわけです。それで、一番ネックになるのは、農振地域の問題が多分出てくるはずなのです。ですから、こういうことも含めて、本当は工業導入を最初にやりたかった。ただ、ある自動車関係の人に聞きますと、ホンダはすぐ工場は2010年にできると。しかし、その下請関連の人は狭山の関連の下請企業からの輸送で20万台は間に合うだろうと、そういう計算をした上で進出を決めたのだろうという話なのです。確たるものはわかりません。ですから、これは年が明けた後、いろんなことについては私も寄居ともっと積極的に動きます。

それで、先ほどから何回も申し上げましたようなホンダの社長の記者会見がある。それはきょうなのか、少なくとも来週ごろにはあるという話を寄居のある確たる人間からきのう電話で聞きました。そういうことがあって、一つ一つの積み重ねをしっかりとやっていかないといけないと。それで、一番問題になるのは、私は工場誘致の場合は土地なのです。土地がどのくらいあればいいのか。例えば矢那瀬に5,000坪がある、どこあると言っても、これはみんな個々の所有権でありますから、こういう人たちに具体的に申し上げる期間、そして農振を除外するということを考えますと、1年ぐらいかかってしまうのです。これをしっかりとやっていかないといけない。ただ、人の土地を勝手にやるということに対しては、ある程度の計画性が立たないと、お話を申し上げるようなことにならないというのは非常に苦しいと思うのです。ただ、岩田のときは、どこの工場が来るとか何とかということは全く考えないで、とにかく農村工業導入指定地域にしようということで、これはいろんな反対がありました。あつたけれども、私も役員の一員として、絶対だめだという人のよく知り合いだったものですから、「おまえはその人をくどくために役員にさせたん

だ」と、こういうことを野原元町議に言われました。それはうまくいって、今あそこは全部来年度ふさがります。その向こうがまた問題があって、今の田んぼ、あの東京電力の線を引くところです。あれ3,000坪ありますけれども、これがうまくいけば、その向こうにまた3,000坪あるわけなのです。そういうところで、3,000坪二つがあったから工業誘致ができるというような状況ではないのです。そこが問題で、それ以外の土地をぜひひとつ皆さんのお力をおかりして、幾場所か、ここは工業誘致を指定してもいいよというようなところがあれば、ぜひお力添えいただきたい。私たちもある程度ポイントを見てやって、進める準備はしております。ただ、一人でも反対があるとだめなのです。だから、それを非常に危惧しております。ぜひ地域の連帯感というか、それから地域おこしの農業者、先ほどからずっと何回もお話がありましたように、農地が荒れているということについては、その課税したことについて非常に大きなおしかりをいただいております。しかし、私が町長になったとき、そういう例えば農地の上に建物が建っている。それに課税していない。これは逆差別ですよという話はいっぱいいただきました。そのことについて私はちゃんとした手続をとってやろうということを考えました。そうしたら、今度は逆の問題があったわけです。そのときそのときで住民の方たちは自分の都合のいい発言が多少あるのかなという、そういう思いを持って反省をしておりますが、しかし、ここの長瀬町という地は面積は30.4平方キロしかないわけですから、非常に狭いです。そういう中で住宅のことにつきましては、町営の土地を使ってやることはもう決まりました、これは。決まりましたって、まだ皆さんに正式には、私たちの考え方では決まりました。それから、下水道の土地もお譲りいただける、その付近のことについても協力をいただけるという内諾をいただいております。

そういう状況でありますから、まず建物から始めて、それで年が明けた後、そういう住宅以外の工場誘致についても、ホンダの動きとあわせて具体的なものを整備できるような状況に早くなればいなというふうに考えています。ご提言は本当にありがたく、いろいろご指示、ご指導いただきますことをこれからもそういう意味で議会と執行部が時々集まって意見交換をする。そして、こういうふうにやったらどうだろう、こういうふうにやったらどうだろうというご意見をいただいて、それを私たちがこういうふうにやったらどうだということを現実のものにするということは、これは当然職員がその税金を給料の原資にしているわけですから、それをしっかりやっていくと。心を新たにして今、今議会でいろんなご批判やご指摘やおしかりをいただいた中で、そういうことをやっていかないと、これは問題解決しないと。議会のあるとき、議員の方は言いっ放し、私たちは聞きっ放しというようなことではいけないということをつくづく感じたわけでありまして、この辺をしっかりと相互の連係プレーと信頼関係を構築する上でも、その集まりを密にさせていただくということをぜひ議会の方に議長さんを通してお願いを申し上げます。何分よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 最後に、過去において、町長、もう一つお聞きしたいことがある。これは重要な問題なのです。長瀬町に進出したいという企業の相談があったケースはありますか、過去において。例えば町長でなくてもいい。課長クラスでも、その中でそういう企業が進出したいというような話、例えば岩田の病院は別ですよ。企業、産業、工業関係とかいろいろで、そういうことは過去にありましたか、長瀬町へ。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） お答えいたします。

1件だけ来たのですけれども、立地条件にマッチしなかったのかな。

○9番（梅村 務君） 面積とか。

○参事兼建設課長（平 健司君） 面積とはちょっと違うのですけれども、職種を話すとまたわかってしまいますので、こちらからちょっと該当しないということでお断りしたのは1件あります。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） その面積でもない、例えば立地条件というのが山奥だったとか、そういうのではなくて、その立地条件についてちょっと聞きたい。それが一番のポイントだと思うのですよ、企業誘致が来て。それと、その会社の規模とか、その程度のことはわかりますか。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） お答えいたします。

会社の規模等については、特にお伺いしていなかったのですけれども、坪数的には町長が先ほど申し上げました工業団地の3,000坪二つある下の1,500坪ぐらい。ただ、県道の、埼玉県の間道幅の代替としてうちの方に紹介がありまして、その企業もそこが気に入ったと、非常に。水を多く使う職種なものですから、たまたま水路もありますし、向こうとしては非常に立地条件的にも都合がよかったのですけれども、工業導入地区につきましては、産業の縛りと、あと従業員のある程度の家内工業的なものはできないとか、若干縛りがあるのですよ。その辺の縛りの段階で、逆にうちの方からちょっと今は入れないでしょうという、あと環境問題ですか、その辺の問題もありまして、逆にうちの方からお断りしたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 町長、では簡略にお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 一つ先ほどの病院というお話がありましたけれども、あれも非常にありがたい話で、長瀬大好き人間という理事長さんがこっちへ住所まで移していただいた。これはお互いに信頼関係が保てたというふうに私は非常にありがたく、うれしく思っています。あれもかなり波及効果が期待できるというふうに私は思っています。そういうことを一生懸命やって、長瀬大好き人間というのはいっぱいいると思いますので、その辺もぜひやっていきたいと思えます。

○9番（梅村 務君） 終わります。

○議長（西山津智男君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎延会について

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（西山津智男君） 次会の日程をご報告いたします。

あす14日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承ください。

◇

◎延会の宣告

○議長（西山津智男君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

ありがとうございました。

延会 午後4時40分

平成18年第4回長瀬町議会定例会 第2日

平成18年12月14日（木曜日）

議事日程（第2号）

- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議事日程の報告
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第60号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第61号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第62号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第63号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第64号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第65号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第66号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第67号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第68号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第69号の説明、採決
- 1、議案第70号の説明、採決
- 1、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開議

出席議員（12名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君	
4番	大	島	瑠	美	子	君	5番	齊	藤		實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君	
8番	大	澤	夕	キ	江	君	9番	梅	村		務	君
10番	西	山	津	智	男	君	11番	野	口		清	君
12番	岩	田	義	和	君	14番	渡	辺		強	君	

欠席議員（1名）

13番 染 野 光 谷 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大	澤	芳	夫	君	教 育 長	村	田	六	郎	君
参 事 兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参 事 兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参 事 兼 建設課長	平		健	司	君	企 画 財 政 課 長	齊	藤	敏	行	君
税 務 課 長	中	川		昇	君	健 康 福 祉 課 長	浅	見	初	子	君
観 光 課 長	大	澤	彰	一	君	産 業 課 長	若	林		実	君
収 入 役 職 務 代 理 者 出 納 室 長	染	野	真	弘	君	教 育 次 長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長 南 昭 書 記 石 川 正 木

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日の会議に欠席の届け出は、染野光谷君 1 名でございます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（西山津智男君） 日程第 1、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第60号から議案第70号までの11件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。



◎議案第 6 0 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第 2、議案第60号 長瀬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。きのうに引き続きまして、よろしく願い申し上げます。

それでは、議案の提案理由を申し上げます。

議案第60号 長瀬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法施行令第167条の17の規定により長期継続契約を締結することができる契約を定めたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第60号 長瀬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきまして説明申し上げます。

この条例は、地方自治法及び地方自治法施行令が一部改正され、これまでの電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほかに、条例で定めるものについても長期継続契約をすることが可能になりましたことから、この条例を制定するものでございます。

それでは、各号につきまして説明いたします。

まず、第1号につきましては、電子計算機その他の物品を借り入れる契約であって、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものでございます。これにつきましては、物品を借り入れる契約で複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものでございます。

第2号につきましては、庁舎管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものでございます。具体的には、施設の警備、保守点検等の庁舎等施設の維持管理業務や電子計算機の保守管理業務などが考えられます。

附則でございますが、平成19年4月1日以後の日から債務が履行される契約から適用するというものでございます。

以上が議案第60号 長瀬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この間、議案をどういう議案かということで聞きに行ったときに、この契約できるものには、電算機、事務機器、ソフト、電算システム、また毎年使われている保守管理とか、いろんなことを言ったのですけれども、私がちょっと疑問に思うのは、今までやってきたことが今度何年かで契約できるということで、長期ということですが、私はなぜそうなったかということについてはちょっと疑問を持つのが、今、役場のお金がない中で、委託料ということで年々その同じようなお金が契約されて委託料で払われるということで、私は思うのは、こういう契約をすると、ある反面は事務の合理化になると思いますけれども、しかし、今こういう委託料で払っている業者は、例えば事務機器でも何でも値段が変わってきているわけですよ、年々。そういう中で、もう五、六年同じようなことで契約されるということはちょっと疑問を持つのです。それで、これによって必ず役場に事務機器を契約できるということは、それだけのお金が入ると、それをやっている経営者にとってはいいけれども、結局我々の税金であるそう

いった契約料、委託料ですか、そういうのが結局同じような何年か、絶対そのお金はもらえるというふうになってしまうと、はっきり言ってちょっと疑問を持つわけです。これをこういうことを長期継続契約とすることができることになったというのは、もう少し詳しくなぜこういうふうになってきたかということについて今度の条例を出されたのか、そういう点について説明願いたいと思います。

今、委託料はいろんな委託料がありまして、はっきり言ってこの前の決算のときも委託料についての見直しを皆さんが言ったと思うのですよ。そういう中で説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） この条例についての根拠になります地方自治法でございますが、地方自治法の改正につきましては、地方分権の推進に資するとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るということで、幾つかあるものの中の一つとして、この財務会計制度に関して長期継続契約の締結を可能とする等の措置を行うということに基づいて改正されておりまして、これを受けて条例の方を制定させていただこうと考えているものでございます。

それから、電子計算機のリース契約など従来の法律では想定していなかった社会状況の変化に的確に対応できるようにするという側面もあるのではないかと思います。

それから、契約できるということで、何でもかんでもこれに当てはめてやっていこうということではございませんで、これから内部の要綱というか、そういうどういうものをしていくというようなものも当然整備していくつもりでございますし、契約につきましても、別にこれをやるからといって、今までどの方法が変わるわけではありませんで、例えば今、電子計算機等を借りておりますけれども、これは債務負担行為ということで、契約をする前に予算でリースならリースの、例えば5年なら5年の期間の債務を負担する額を事前に議会で、予算でお認めいただいております。それに基づいて入札等を行っているわけでございますけれども、長期継続契約の対象としてそういうものが債務負担行為をしなくても、3年なり5年なりの契約ができるというようなものでございます。予算の削減や減額された場合には、契約を解除、変更するなどということも可能であると思っておりますので、そんなわけでございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 何かわからないです。というのは、例えば契約の年数についてはちょっとあいまいですし、何か3年の5年の通常とかと言って、今度5年契約か3年契約かわからないですけれども、それがはっきりしていない。

あともう一つは、こういうふうになると、故障しても契約料というのは、必ず大体今、役場の仕事というのは、自分のお金ではないから意外と甘いのですよ。そうすると、商習慣上なんて言ったって、いろんな故障したり、あと警備の問題もありますけれども、警備も言ったか知らないですけれども、警備会社があるためには、人を本当に少なくして役場庁舎の警備をすることになれば、契約会社は結局もうかるのですけれども、それが何かあった場合は、結局は税金が余り点検されないで支払われてしまうというふうになってしまうと思うのですよ。

今、こういうことを決めたというのは、要するに国が決めたことだと思うのですよ。国は全くいいかげんだと思うのですよ、こういう意味では。ただ、国が決めてしまっ、リース会社とか、会社とのやっばりなれ合いでそういう法律をつくってしまえと言え、つくれば地方におりてきて、こういう契約を今、全国津々浦々で長期契約をやりなさいというふうに決められてしまうのですよ。そういう面は私は何か納得いきません。そういう意味で、どういうふうに答えますか、私の質問に対して。どうぞお願いします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） リースにつきましては、現在、今も長期継続契約ではありませんけれども、債務負担行為を起こして複数年実施しているわけです。これができても、別に契約だとか、そういうものは今までと同じなわけなのです。ですから、長期の契約ができるというだけのことで、予算というか、それらについては毎年度、毎年度その必要額、予算についている額以上の給付という役務の提供は受けられないということですので、同じだなと思うのですけれども。

○14番（渡辺 強君） ぴんとこないけれども、いいや。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この契約は、長期の契約をすることができるということになっております。不利益の場合は契約をしなければいいわけで、それぞれの契約については、よく精査をして、不利益になることについては、今申し上げましたように、単年度、単年度で契約をしていくということもありますけれども、事務の合理化、効率化を考えると長期の契約もすることができるということを一文加えておいて、それを例えば金をいいかげんに長期契約をして払えばいいのだということではない。そういうことではなくて、合理的で効率的で、より安い契約ができるようなときについては、長期契約をすることができるというふうに私たちは解釈しておりまして、むだな金を使おうとか、そういうことではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 5番、齊藤實君。

○5番（齊藤 實君） これは、やはりこれ見たら今、渡辺さんの言うのもわかりますけれども、とりあえず何か我々、こちらの立場ではなくて、業者の立場としては非常に有利な話ですよ、これは。業者としては、長期ができるということになりますと。そうすると、普通一般的には我々業者と何かした場合、大概1年とか2年とかということで、安い方に見積もりを出させてやれる。変えるとかということでありますけれども、これでいくと、継続、長期ができるということになりますと、ではそのままずっといってしまふというようなことになるので、その辺については、これは一考するべきことだなということを今感じましたので、その辺について説明をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 当初も説明させていただきましたけれども、何でもかんでも契約するということではなくて、例えば事務の軽減化だとか、この長期の継続契約をすることによって、こちらが有利になるようなものを選んでいきたいという考えはございます。通常、契約する場合、単年度、単年度ですと、経費もかかるというようなことで、例えば入札ができるようなものにつきましては、複数年で契約した方が価格も競争できますし、下がると思うのです。それなので、入札をしてやるには、単年度、単年度の契約のような入札というのはなかなか難しいというものもありまして、例えば電子計算機のリースなんかにつきましては、1年ごとに借りるというようなわけにもいきませんので、それを例えば3年あるいは5年のような契約をするということを前提に入札をするのに、今までは債務負担行為をしないと、そういうことができなかつたわけなのですけれども、この法律の改正と条例の制定によりまして、債務負担行為を組まなくても、長期継続契約ができる。ですから、そういう入札とかできるということで、物によってはその競争させることによって、かえって価格が下がってくるというようなことがありますので、そういうものを選びながら適用させていきたいということは考えております。

以上で終わります。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 今、いろいろ説明を聞いていますと、長期の契約ができるということにしておくとう利になるというふうなことは言われていますが、マイナスの面は全然言われていません。リースというやつは、大体商品を会社なり企業が持ってきて納めれば、新品を持ってくると、そうするとその価格に対して5年なら5年で契約したときに、その品物の、道具でも何でもそうですけれども、道具、そういうものの価格に金利を上乗せして、それを分割で払うというやり方ですよ。それで物を貸すわけですよ。リース会社はどこで利益が出てくるのかということ、リースが終わったときに、その残存物価格の売却がまるっきりもうけになると。ですから、リースアップになって、5年が過ぎたと、あるいは5年契約で5年が過ぎた、6年目になると、1カ月分で1年分貸すとか、そういうことをやっていくわけですよ。それで、そのことによってリース会社は成り立っているわけですよ。リースは特にそうですよ。それで、途中で解約するということになると、全部違約金を払いますよという条項が必ず書いてありますよ。それでないと途中で返されたら、その品物をどこか違うところへ持って行ってリースできるものはいいですけども、できないものはそれでリース会社がまるっきり損になってしまいますから、損にならないようにリース会社は違約金という制度をきちんと書いてあって、それでリースというのは成り立っているのですよ。その辺はみんな認識していると思うのです。

ですから、先ほど来課長が契約を更改というか、契約を途中で変更することはできるというふうに言っていましたけれども、そんなのは当然の話で、そこにくっついてくるのは違約金という話がついてくるわけですよ、契約を途中で解除するわけですから。そうすると簡単に言えば罰金取られるというふうなことになるわけで、あえてこのことをやることによって、何がメリットになるということは、事務量が多少減るということはあるでしょうけれども、相当多くの人数がいるわけですから、物件のそのリースあるいは入札、そういうことをやることによって、金のことばかり言って申しわけないですけども、幾ら利益があるのよという数字は、物をやってみなければわかりませんというのが執行部側の意見だと思いますけれども、多少そのメリットが見込めるのかどうか、そういう辺はどういうふうに検討されたのかお伺いします。

以上。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 幾ら軽減されたかということでございますけれども、それは先ほど議員さんに言われましたように、やってみないとわからない部分がありますけれども、その比較をしたわけではございませんが、この町でも何年か前から電子計算機関係のリースをやっております。それはもう複数の会社を指名して、リースの場合、まずその機械をリース会社に売る業者を、電算機をですから提供する業者を決めるための入札を1回やります。その段階で1度もう競争されて予定価格を当然下回った業者で最低の業者が出るわけですけども、そこで一たん下がっていると思います。次に、今度その機械を買って町に提供するリース業者を決める入札を再度行いまして、そこでまた競争していただいて、それで価格を決定して、3者で契約をするようなことをやっておりますので、2度の入札を行うことによって、比較はしておりませんが、かなりここで競争されていますので、下がっているというふうに思います。

長期継続契約をする場合においても、例えば電子計算機を導入する場合であれば、こういうような方法をとるわけでございます。ただ、債務負担行為と違って、長期継続契約ですと、毎年度予算の範囲で給付を受けるということになりますので、予算が削減されたりしますと、契約できませんよというようなこと

にはなりませんので、債務負担行為は、もう確実に義務的経費として確保されてとらざるを得なくなってくるわけですから、その辺が長期継続契約と違ってくるわけですが、手続としては、やる場合は、同じそういう入札であれば同じようなことをやっていくということでございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第60号 長瀬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第3、議案第61号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第61号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

個人情報保護制度を充実したものとするため、国や他団体に準じて罰則規定を設けたいので、個人情報保護条例を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第61号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、個人情報保護制度を充実したものとするため、国や他団体に準じて罰則規定を設けたいので、個人情報保護条例の改正をさせていただきたくてございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、目次の改正でございますが、これは国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わ

せまして、字句の整理を行ったことと、新たに第8章として、罰則規定を加えたものでございます。

次に、第1条でございますが、これにつきましても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせまして、字句の整理を行ったものでございます。

次に、第2条第1号でございますが、これは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせて、個人情報の定義を定めたものでございます。

次に、第4号でございますが、これは事業者の定義に国、地方公共団体に加えて独立行政法人と地方独立行政法人を除く規定を追加したものでございます。

さらに、第5号といたしまして、保有個人情報、第6号といたしまして、個人情報ファイル、第7号といたしまして、保有個人情報の開示、第8号といたしまして、本人の定義を追加したものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思いますが、第7条第3項第6号でございますが、これは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせまして、独立行政法人等を追加したものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。第8条第1項でございますが、これは第4号の収集が必要な理由を削り、以下の号を繰り上げるものでございます。

次の第9条第1項からちょっと飛びまして、17ページをごらんいただきたいと思いますが、17ページの第25条第3項までは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせまして、字句の整理を行ったものでございます。

続きまして、17ページ、第2節、見出しの改正でございますが、これにつきましては、利用停止請求権を追加したものでございます。

次の第26条第1項及び第2項につきましては、字句の整理を行ったものでございます。

次の第3項につきましては、利用停止請求権を加えたものでございます。

次の第4項につきましては、利用停止請求権の追加に伴いまして、字句を整理したものでございます。

次の第27条から19ページの第30条までは、字句の整理を行ったものでございます。

続きまして、19ページ、第6章の見出しの改正でございますが、「救済の手續」を「不服申立て」に改めるものでございます。

次に、20ページの第31条第1項第2号から21ページの第33条第2号までは、字句の整理を行ったものでございます。

続きまして、第34条、第35条でございますが、これにつきましては、利用停止請求制度に変更されたため、これらの条文を削除し、以下の条文を繰り上げるものでございます。

続きまして、23ページの現行第41条でございますが、これにつきましては、条文の繰り上げと字句の整理を行ったものでございます。

続きまして、最後のページの第8章の罰則でございますが、これにつきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせまして、実施機関の職員等や受託業務従事者が条例の各義務に違反した場合に刑罰を科す規定を新たに設けたものでございまして、第41条につきましては、職員及び受託業者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、第42条は、職員及び受託業者が不正な利益を図る目的で提供又は登用した場合、第43条は、職員が職権を濫用して個人の秘密に関する情報を収集した場合、第44条は、偽りその他不正な手段で個人情報の開示を受けた場合について規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものとするものでございま

す。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第61号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第4、議案第62号 長瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第62号 長瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

先ほど議決いただきました個人情報保護条例の一部改正と同様の趣旨でありまして、審議会委員にも罰則規定を設けたいので、情報公開・個人情報保護審査会条例を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第62号 長瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、個人情報保護条例の一部改正と同様の趣旨でございまして、開示決定等に対する不服申し立てについて審査する審査会委員にも罰則規定を設けたいので、情報公開・個人情報保護審査会条例を改正させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。存

じます。今回の改正につきましては、国の審査会法に準じて、長瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の本則に第17条として、条例第14条に規定されております守秘義務に違反した場合の罰則規定を加えるものでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今度の長瀬町情報公開・個人情報保護審査会という中で、この罰金が50万円という形で出てきたということで、今までこういう数字がなかったと思うのですよ。このこういう条例が出てきたというのは、どういう観点から出てきたのか、私はうんと心配しております。というのは、今、国がやろうとしているのは、国家統一していろんな意味での国家を統制して、どんどんこの情報公開を本来ならばすべきことをしないで、改めて個人情報保護条例という名で今、国がいろんな意味での報道規制やら、あとは個人の保護条例という中で、そういう罰則規定というのは、ちょっと心配なのはあります。

そういう意味では、この問題は単なる町がこの条例で罰則規定を50万円というふうにしたのは、どういう観点から、国からの通達か、国からの指導でこういう条例をつくったのかについて質問したいと思います。今、個人情報保護条例の名で、町民が知らされるべきことを知らされないで、一方では、国や権力側からどんどんこの情報公開をしなくなっているわけですよ。はっきり言って違う情報は、権力が握っている方の報道はどんどん報道がされますけれども、我々国民が知るべきことを知らされないというふうになっていると私は思っております。そこで、そういう点ではどういう観点からこの急に今度の条例が出てきたのか。

今、はっきり言って、アメリカの戦争に日本が加担して、イラク派兵やら、相当の莫大なお金を費やして、そういうことで今、要するに教育基本法を改悪して、国の思うようになるようなこの教育をしようというふうにされようとしております。

あともう一つは、アメリカの戦争に日本が加担して、いや応なしにこの戦争に加担するような法律で、憲法9条を変えようとかという動きがあります。そういうときには私はどうしても質問しなくてはならないのは、そういう観点でどう思っているのか。

あともう一つは、この間8番議員が言ったように、長瀬の広報については、死亡や出産については載せないと、そのぐらいのことについては広報で流してもいいのではないかというようなことが8番、大澤タキ江議員から質問されたと思うのです。この問題についてはどういうふうに進んでいるのかについてお答えをしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 渡辺議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、長瀬の情報公開・個人情報保護審査会のこの今回の罰則規定を提案した理由というか、根拠というようなことのご質問でございしますが、これにつきましては、情報公開・個人情報保護審査会につきましては、この情報公開条例に基づきまして、町の方で申請に基づきまして情報公開した場合に、その関係につきまして不服申し立て等ができる場合があります。その場合に、審査会の方で現在3名の方になっていただいておりますが、弁護士さん、それから司法書士の方、それから学識経験者、その方々がその不服申

し立てについて審査をする機関でございます。そういうことございまして、かなり細かな個人情報について審査会の委員さんは知り得るわけございまして、そういった場合に、それを守秘義務を徹底するというので、国の方でも審査会、国の法令の審査会、この委員につきましても今回罰則規定を設けたわけございまして、それを受けまして、各市町村の審査会におきましても、この国に準じて罰則規定を設けるということをご提案させていただきました。

それから、これにつきましては、額等につきましては、国の法令に準じて額を定めておりますが、あくまでこれは罰則でございますので、最終的には裁判所で決定するものでございます。そういうことございまして、この額を独自に定めているわけではございません。以上でございます。

それから、「広報ながとろ」に死亡等を掲載しなくなった経緯ということでございますが、これにつきましては、今までは情報提供として広報の方で掲載させていただいておりましたが、死亡につきましては、特に1カ月おくれになってしまったり、その情報として提供するメリットが検討する余地があるということが一つありました。それから、他団体でも掲載していない市町村もかなりふえてきたということもございまして、いろいろと検討もいたしました。それから、他団体では、遺族や保護者の承諾を得て掲載しているところもございまして、その掲載を承諾してもらえというのが半分ぐらいのところが多いように今なっております。そういったことで、仮に半分の情報を提供することになりますと、いろいろと混乱が生じることも想定されますので、そういったことで自治体といたしまして、その情報を提供すること、半分の情報を提供することにもちょっと疑問が残ったり、そういったいろんな観点から、現在では、今のところは掲載をしない状態になっているということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この間8番議員の質問の中では、出産や、特に出産なんかは本当にめでたいことですから、あと死亡なんかについても、これから検討しますというふうな答弁だったのですよ。ですから、私はだれだれさんが別にちょっと知らせが遅くても、載るということは、私は人間の命が死ぬということは厳粛な問題であるし、皆さんに知ってもらうことが別に悪いことではないと思います。そういう意味では、やはり前向きで考えてもらいたいと思うのです。ぜひよろしくお願いします。

あと、私はこの今さっき言ったのは、飛躍していると言われれば飛躍ですけれども、やはり国が指導しているのですよ、このことは。情報公開、個人情報保護と言っているながら、情報公開の方は本当におくれているので、一方では個人情報保護条例というので、個人情報保護を理由に権力側は、今、支配階級、そういう人たちは個人情報保護の名によって、我々が知る権利を奪われていると。一方的に権力を握った人たちの有利な報道がされていると、そういうことでは情報公開をもっと考えていかななくてはならないのではないかと思います、質問したわけです。よろしくお願いします。いいです。答弁しなくてもいいです。

○議長（西山津智男君） 答弁しなくていい質問はしないでください。

○14番（渡辺 強君） いや、では答弁してください。何か答えてください。そう言われては。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 一応条例でございますので、国に準じて、一応は上位法でございますので、やるというのが原則になっておりますので、私どもとしてはそんなふうでやらせていただいております。

それから、広報掲載につきましては、今、引き続き町民課の方ともその点については検討はしております。

す。よろしくお願いいたします。

○14番（渡辺 強君） はい、了解。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第62号 長瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第5、議案第63号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第63号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

埼玉県信用保証協会の保証取り扱い基準などが改正されたことに伴い、長瀬町小口融資斡旋に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について産業課長の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（若林 実君） それでは、議案第63号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、埼玉県信用保証協会の保証取り扱い基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回の改正内容は、信用補完制度の見直しに伴う保証取り扱い基準等の改正にあわせ、保証人の規定の改正を行い、あわせて字句の整備を行うものでございます。

まず第5条でありますが、これまでは「融資斡旋をうけようとする者は、連帯保証人を2人以上立てなければならない」規定でございましたが、「融資斡旋を受けようとする者は、原則として個人の申込み

にあっては連帯保証人を要しない、法人の申込みにあつては代表者とする」に改めるものでございます。

次の第6条は、字句の整備でございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項で経過措置の規定を置くものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 私もこの審査員になってもう10年たつのですけれども、一回も呼び出しがないということで、この条例自体が施行されたのは非常に古いことだと思うのですけれども、こういった条例は今後とも必要かどうかという意味では、あえてここで検討して、なくしてもいいのではないかというような感じもするのですけれども、その辺は事務当局の方でも毎度こういった検討をするということでは価値があるかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

この条例と申しますか、この小口融資斡旋でございますけれども、昭和58年度以降借り入れがなかったというような状況でございますので、利率ですとか、この条例の必要性等についてこれまで検討されてこなかったというのが事実だと思いますので、他の状況を見ながら今後見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は今度の改正については、今まで私もうちを購入するときに、住宅金融公庫とか労働金庫から借りるときに、連帯保証人というのがあって、相当苦勞したことがあるのですよ。だから、今度は300万円を借りるのに、連帯保証人2名を立てなくてはならないということを今度省いたわけですよ。ですから、私はすぐにこの問題の融資のことを、もうこの条例がなくてもいいのだというふうにはならないと思います。ましてや、今、中小企業が大変な売れ行きがない。工場の要するに仕事がないというような中では、これは大事ではないかなと。今までなかったのはなぜかということも分析しないと、私は早急にこれはもう何年もないから検討すると言いましたけれども、そういう問題をもっと考えてもいいのではないかと思うのです。だから、私は即廃止については、ちょっと考えものだ。ですから、今、回答に述べたように、検討するということはいいことですが、この廃止については、条例を廃止することについてはちょっとよろしく願います。

○議長（西山津智男君） 渡辺議員、今の廃止とか何とかまだ出ていないことなので。

○14番（渡辺 強君） いや、いや、だから私が言ったのは、こういうことはなかったというのは、今までなかったのは……

○議長（西山津智男君） 今の議案に対しての質問にしてください。

○14番（渡辺 強君） 今の議案については、だからいいことではないかなと思っております。ぜひそういう点では、私の意見としては、今までなかった理由は、なぜなかったかというふうについては答えられますか、では。9番議員、少し黙っててください。さっきから私のする質問に対して、今までなかった理由について、どういうふうに分かっていますか。では教えてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

先月、熊谷で知事の講演があって、その中でこの小口融資に関する保証人を2人つけろということが大きなネックになっていて、これがその小口融資の借入れがほとんどないという状況になっていますと。ですから、それは小口融資については保証人を外すことにしましたと、そういうその講演の中での話がありました。積極的にお金を使っただくということを前提にして、その保証人を見つけるのでみんな困って、なり手もない。お願いもしづらいというようなことで、小口融資の借入れが少ないということがわかったので、あえて保証人を外してお金をどうぞ自由にお使いくださいとは言わないが、必要なときには積極的にお使いいただきたいということで保証人を外すことにしましたというお話がありました。私は直接知事から講演の中でお聞きしたことです。多分知事もうそを言っていないと思いますので、それがもとになって、こういう状況になったのだと、小口の必要な方については積極的に使っていただきたいというお話がありましたので、申し添えます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ちょっと勉強不足でよくわかりませんが、限度額とか、そういうものもあると思いますが、限度額は何か300万円から5,000万円とかいう、ちょっと聞いておられますけれども、これはこの借りることという、融資のあつせんなのですか、どんなことをやる時でも借りられるのですか、使途が限定されているのですか。それを教えておいてください。何にでも使えるのだからどうか。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

借入れの条件につきましては、設備と運転資金の借入れということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第63号 長瀬町小口融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第64号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第64号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,219万3,000円を追加して、歳入歳出の総額を29億807万2,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では県支出金、財産収入、繰入金などの増額、歳出は、社会保険費、介護保険費、し尿処理費、教育委員会事務局費などの増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第64号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条で規定をしておりますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,219万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億807万2,000円とするものでございます。

では、これらの補正予算の内容につきまして説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。こちらは補正をお願いいたします歳入予算の明細でございます。款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金、節4の介護保険費県補助金につきましては、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業補助金の内示により31万2,000円を増額するものでございます。

目3農林水産業費県補助金の節2農業総務費県補助金につきましては、長瀬町花の里づくり事業の実施により、花でもてなす埼玉支援事業県補助金166万円の交付を受けるものでございます。節4林業振興費県補助金につきましては、美しい森づくり（松くい虫防除）事業費県補助金の交付決定により、4万7,000円増額するものでございます。

目7消防費県補助金の節1防災対策費県補助金につきましては、中学校屋内運動場耐震診断事業の実施により、埼玉県震災に強いまちづくり事業補助金91万3,000円の交付を受けるものでございます。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1町有財産売払収入につきましては、上長瀬に所有しておりました町有地を売却したものでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金につきましては、「持田鹿之助日記」の発刊費用に充てることを目的に50万円の寄附をいただいたものでございます。

款19諸収入の項4雑入でございますが、保健センター光熱水費受入金につきましては、今年度から社会福祉協議会事務所の保健センター2階への移転したことに伴い、電気、ガス、上下水道使用料の負担額29万円と農業者年金事務費、農業者年金業務委託手数料の交付決定に伴い2万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

款21繰入金でございますが、今回の補正予算では、歳出が歳入を上回っているため、不足額を財政調整

基金から245万円の繰り入れをさせていただくものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正の内容を説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。まず、款3民生費、項1社会福祉費、目3社会保険費につきましては、国民健康保険特別会計の担当者の異動により、職員給与費に不足が生じることから、175万4,000円を一般会計から繰り出しするものでございます。

目4老人保険費につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、埼玉県内のすべての市町村が加入する埼玉県後期高齢者広域連合を設立するための費用として旅費、負担金補助及び交付金をそれぞれ補正するものでございます。

目5介護保険費につきましては、社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業の扶助費を県補助金の内示に伴い41万4,000円増額するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費の目3保健費につきましては、社会福祉協議会事務局の保健センターの使用による光熱水費の増額分を補正するものでございます。

項2清掃費、目2し尿処理費につきましては、秩北衛生下水道組合で所有している大字中野上蔵宮地内の土地を長瀨町へ所有権移転するための特別負担金でございます。この土地は、当初下水道の処理場とするために組合で取得しましたが、処理場を現地に決定したことにより不用となり、組合、長瀨町、皆野町での協議により、長瀨町へ所有権移転を行うということになり、皆野町の負担相当額を長瀨町で負担するための特別負担金495万円を補正するものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては、農業者年金業務委託料の決定に伴い、事務費として需用費の消耗品を増額するものでございます。

目4の緑の村管理費につきましては、長瀨町花の里づくり事業の実施により、花でもてなす埼玉支援事業県補助金の166万円の交付を受けることによる一般財源と国・県支出金の財源組み替えでございます。

項2林業費、目2林業振興費につきましては、松くい虫防除のための伐倒駆除本数の増加による増額補正でございます。

款8土木費、項3住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕の増加に伴い、80万円増額するとともに、根岸団地の取り壊し工事費を同額減額するものでございます。

次の12、13ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費の目2事務局費につきましては、漏水等が発生した場合の学校施設緊急修繕費と小学校の門扉、フェンス設置及び小中学校の防火シャッター安全装置設置工事費の増額補正でございます。

項4中学校費、目1学校管理費につきましては、校庭への散水に町民プールの水を使っていることから、水道使用料を学校管理費から支出するため増額補正するものでございます。

項6社会教育費、目4町史編さん費につきましては、寄附金をいただいたため、財源の組み替えを行うものでございます。

項7保健体育費、目4町民プール管理費につきましては、中学校校庭への散水についての水道使用料を減額補正するものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 二、三ちょっと質問させてもらいます。

この歳入の部分で、花でもてなす埼玉支援事業県補助金と書いてありますけれども、これはいつまでもらえるのだから。

それから、次のページにあって、秩北衛生下水道組合から495万円払って土地を長瀬町のものにするということなのですが、これはその使い道というか、もらった所有権譲渡を受けた土地をどうやって使うのかお聞きします。

その二つです。よろしくをお願いします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

花でもてなす埼玉支援事業の関係でございますが、この事業につきましては、3年間の継続事業となっております。平成19年度までとなっております。本年度は2年目ということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 秩北衛生下水道組合からの土地の使い道ということでございますが、参考までに申し上げますと、大字中野上字諏訪川329の1、畑1,097平米でございます。この土地につきましては、一般質問の中でも町長はお答えしたと思うのですが、定住促進の住宅用地として将来的には使いたいと思っているわけなのですが、まだ条例等は上程していませんので、現在ではとりあえず町の方の名義にしておくということで理解しております。

以上でございます。

○3番（村田正弘君） はい、わかりました。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 説明書の9ページです。町有普通財産（上長瀬町有地）の売払収入600万円、これは聞くところによりますと、ひとり住みだった人が結局だれも跡継ぎがないということで町で買った土地なのですけれども、この土地の坪数について600万円入るということはいいことなのですけれども、しかし、場所的には私もちゃんと確認しておりませんが、上長瀬のあの土地は、場所がいいわけなので、この売ることによってお金が入るということはいいことなのですけれども、問題は町にとっては、あそこへ置いておいて町の所有としておく方がいいのではないかとという人もいるわけです。ですから、これについて坪数とその町の所有として何か利用価値があるかということについてどう思っているのかについてお願いしたいと思います。

次に、売ってしまったのはあれとしても、やはりそういう感じで売ったことが果たして妥当だったのかについて答弁願いたいと思います。坪数と。

あともう一つは、11ページです。11ページの埼玉県後期高齢者医療広域連合設立準備会の負担金ということで、28万7,000円を予算化、補正予算組んだのですけれども、これについてのもう少し説明をお願いしたいと思います。私は今度のこの問題について、報道によりますと国民は全く知らない中で、なかなか知らない中で医療費改悪法が6月16日、国会で決まったわけです。国民に新たな負担増を押しつけて、保険証の使える医療を大幅に切り進めるとともに、公的医療機関の役割に重大な変質をもたらす医療制度改革法が6月14日に国会で可決成立しました。そういう中での報道で、これから大変な問題が起きると思っ

ております。要するにアメリカ並みに、金のない人は、結局命を削ったり、どうしようもないというのは、要するに本当に高齢者を援護するのではなくて、結局お金のない人は医療にかかれないというふうな法律だと思っております。これについてこの長瀬のこれから議案に広域連合が入っておりますけれども、特別な広域連合をつくって、75歳以上の人たちに対してと、あとは障害者に対しての別の会計をしておこうというふうに言われておりますけれども、これについてのもう少し詳しくちょっと答えられたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 町有地の売り払いのところの坪数ということでございますが、平米でよろしいですか。

○14番（渡辺 強君） ええ。坪数でいいですよ。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 176.98平方メートルでございます。この土地は、平成11年に取得いたしまして、以降いろいろ検討というか、利用する予定もございませんで、そのままずっと町で所有していたわけでございますが、財政健全化検討委員会の答申にも未利用地財産の処分をとという答申もいただいておりますし、そういうこともありまして、売却いたしまして600万円収入させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

11ページにあります負担金、補助及び交付金でございますけれども、埼玉県後期高齢者医療広域連合設立準備会負担金として28万7,000円の歳出のお願いをするわけでございますけれども、これにつきましては、現在の段階では広域連合については、設立されておられませんけれども、平成18年度の末までに各都道府県を単位とする全市町村が加入をする広域連合を設立しなければならないということで、これは法律でそういうふうになっておりますので、その準備を今設立準備会で進めているところでございますが、その準備会に現在約十二、三名の職員がおりまして、諸準備をしているわけですが、職員については国保連合会、それから埼玉県からも出ておりますし、また市や町等からも職員の派遣によってそちらの方の準備に当たっております。それに準備に要する経費として、各市町村で一定の割合で負担することになっておりますが、均等割、それから人口割、高齢者人口割という形になっております。均等割につきましては、0.14、人口割が0.24、それから高齢者割が0.17、これは均等割については、余り率を高めると、小規模の団体の負担がふえるというふうなことから、その辺を考慮して、検討の結果、このような形になっているかと思っております。長瀬町においては、均等割が0.14、それから人口割が0.25、高齢者人口割が0.11となっておりまして、全体の負担率としては0.30という数字でございます。総額では約1億480万8,000円の歳入歳出を見込んでおりますが、準備会の経費といたしましては9,480万6,000円を各市町村の負担金という形になっております。あと、国庫支出金といたしまして1,000万円、これは限度額が1,000万円で、2分の1以内という形になっております。限度額の1,000万円を見込んでおります。それから、諸収入として預金利子、雑入、これは科目設定で1,000円ずつでございますが、歳入を見込んでおります。歳出につきましては、臨時職員の雇用を予定しておりますので、臨時職員の賃金、それから報酬費といたしまして、学識経験者の謝礼、旅費、需用費として消耗品の購入等、役務費として通信運搬費、委託料、これはシス

テム開発等の委託だということでございます。それと、使用料及び賃借料として、事務所の賃借料、会議室の使用料などでございます。それから、工事請負費、これは準備会の事務所の回線工事等を行いたいということで、工事請負費、それから備品購入費として、いす、机、ロッカー等の購入を見込んでおります。それから、負担金、補助及び交付金として、人件費、市町村負担金、派遣職員12名分を見込んでおります。そのほか予備費を50万円ほど見込んでおまして、合計で1億480万8,000円となっております。まだ準備会の段階でありまして、広域連合の具体的な内容については、条例、規則等を初め、また広域連合で広域の計画を立てるということが法律上義務づけられておりますので、そうした中で詳細は決まってくるわけでございますが、今の段階は準備段階ということで、以上のような歳出を予定されているということで伺っております。

それから、後期高齢者を別の保険者、特別地方公共団体、これは保険者になるわけですがけれども、そちらの方で医療の事業を進めているわけですがけれども、そちらの問題点については、いろいろと渡辺議員さんからもご質問等があったわけですがけれども、現時点でどうかということは、具体的な内容が決まっておりますし、果たしてこのスケールメリットが出るというふうに言われておりますし、小規模保険者の方で個々にやるよりも効率的であるというふうな話は聞いておりますけれども、実際に動いてみないと、どのような形になるかわかりませんし、条例等の内容等を見た上でないと、何とも言えない状況で、その辺については現時点ではお答えしかねるところですので、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 済みません。先ほど面積で176.98平方メートルと申し上げたかと思うのですが、大変失礼いたしました。176.89平方メートルでございます。申しわけありません。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑はございませんか。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 先ほど下水道の用地ですが、11ページの495万円といういわゆる価格、これは半分だろうと思うので、当時のあれは、その案分はどうなっているかわかりません。それについてちょっとお伺いいたしますけれども、この土地の当時の購入価格、それに対して今どのぐらい高くなっているのか、同じなのかということでちょっとそれをお伺いします。

それと、そこに進入路はどのようなものがあるのか、それもあわせて。例えば民間の企業ですと、町長が常に言われているように、BSのいわゆるバランスシート、それを町もつくるべきだ、つくるべきだと言ったときに、我々が民間でこれを、土地を購入する。例えば20年前に坪1万円で購入いたします、300坪。300万円という数字がバランスシートにはずっと載ってくるのです。それはその方が有利だからそのまま載るのですよ。それで、バランスシートが崩れても、それを上げるということは利益につながるわけです、バランスシートの中では。だから、今まで下水道、これは町の所有になっていたのか、両町の共有だったのか、それもひとつ聞きたいと思っておりますけれども、下水道のというふうにご我々は解釈していたのですけれども、それもあわせて聞きたいと思っております。よろしくどうぞお願ひします。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 何点かあったと思うのですが、まず1点目の土地の当時の購入価格、まず先ほど申し上げたのですが、面積につきましては1,097平米、当時昭和54年3月23日に下水道事業用地として長瀬町が取得したわけですがけれども、1,097万円、同年の4月1日に下水道組合が設立されたわけ

なのですが、その4月1日に町より秩北衛生下水道組合へ権利の承継をしております。当然その後、昭和55年9月25日に所有権登記を行いまして、秩北衛生下水道組合の所有ということになっております。

それから、進入路の関係ですが、2カ所から入れるようにはなっておりますけれども、現在は6尺道が
いっております。

○9番(梅村 務君) それは赤道ですか。

○参事兼建設課長(平 健司君) いや、町道です。

○9番(梅村 務君) 町道で。

○参事兼建設課長(平 健司君) はい。

それから、負担割合、これにつきましては、当時負担した割合は、長瀬町が53%、皆野町が47%、土地の単価につきましては、今回組合で不動産鑑定を行いまして、鑑定結果によりまして、皆野町の負担分、いわゆる47%分を長瀬町が負担するというので、今回このような補正をさせていただくわけですが、不動産鑑定の結果につきましては、今回1,053万円。

以上でございます。

○9番(梅村 務君) はい、わかりました。

○議長(西山津智男君) ほかに質疑ございませんか。

6番、野原武夫君。

○6番(野原武夫君) 今の問題でちょっと聞きたいのですけれども、いわゆる歳出という中では、この495万円というのがし尿処理費の中に入っているのですけれども、町の財産という意味では、この経費でもってこの項目になっているのは、これはどのような観点でこういうところへ入っているのか、ちょっと聞きたい。

○議長(西山津智男君) 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長(平 健司君) 歳出につきましては、秩北衛生下水道組合の負担金が項2の清掃費、目2のし尿処理費の中の節19の負担金の中に入っているものですから、その中に通常の負担金とは別に特別負担金ということで区分をさせていただきまして、計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長(西山津智男君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(西山津智男君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(西山津智男君) ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第64号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(西山津智男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第7、議案第65号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第65号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億2,957万6,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、繰入金及び諸収入の増額、歳出は、一般管理費、一般被保険者保険税還付金などの増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について、参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第65号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただき、ごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,957万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明させていただきます。説明書6、7ページをお開きいただきたいと存じます。上の二つの枠が歳入、下の二つの枠が歳出となっております。今回の主な補正でございますが、町民課内部の職員の担当事務の変更を今年度行ったことによりまして、給与費に不足が生じるということから、増額をさせていただくものでございます。

最初に、歳入の補正内容についてご説明申し上げますが、款10の繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、職員の給与費の繰入金でございます。175万4,000円を追加させていただくものでございます。

次に、諸収入でございますけれども、これは延滞金及び過料でございますが、歳入の増額が見込まれるというふうなことから、30万円を追加させていただくというものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、職員の担

当事務の変更によりまして、給与費に不足が生じるということから、追加をさせていただくものでございます。

次に、諸支出金でございますが、諸支出金につきましては、一般被保険者保険税還付金及び一般被保険者還付加算金につきましては、見込額よりも支出が増加することが見込まれるというふうなことから、それぞれ25万円、5万円を追加させていただくという内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 1点お伺いをいたします。

保険者の延滞金のところで、我が町でもいろいろな諸事情、こういう景気のときに保険料が払えないという人が多分あるのだと思うのです。その中で、本当に一生懸命やっけていて払えない人、あるいはそうでなく、払わない人があると思うのですけれども、保険証をとられた場合、資格証明書になると、先ほども出ていました医療にかかれないというような状況になると思いますので、資格証明書の発行はきちんと見ていただいて、前回の議会のときにも私申し上げましたが、血の通った行政をやっていただきたいということで、本当に払えない人と、そうでなく払わない人、しっかり区分けしてもらいたいと思うのですが、よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 関口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

資格証明書の件でございますけれども、資格証明書は、通院などの際に被保険者証のかわりに医療機関で提示するものでございますけれども、一部負担金を含めて全額、医療に要した費用の全額を一時的にお医者さんにかかった方に負担をしていただき、後で一部負担金を除いた分について償還するという形をとるものでございますが、一時的に被保険者の方に多額な出費が生じるというふうなことから、その取り扱いについては、慎重に行う必要があるわけでございますけれども、埼玉県内の状況でございますけれども、これはことし4月に調査報告したものをまとめたものでございますけれども、埼玉県全体で言いますと71市町村中38の市と町で資格証明書の交付を行っております。交付していない団体については、33市町村、合計71市町村となります。ちなみに秩父郡市内ではどんな状況かということですが、そちらにつきましては、秩父市と、それから小鹿野町で資格証明書の交付をしております。長瀨町におきましては、資格証明書の交付は、現在ではしておりませんが、短期の被保険者証の交付を行っております。通常1年ですが、それよりも短期間の保険証を交付することによって、被保険者との接する機会をより多く持つということで、納税の督促等、相談等を行っているわけですが、短期の保険者証につきましても、督促及び催告に対しても一向に応じないとか、督促催告を行っても納付をしないとか、納付誓約を行ったにもかかわらず、分割納付が中断とか、いろんな基準が一応取り扱い要領で定めてありまして、その基準に当てはまってしまった方につきましては、短期の被保険者証の交付を行っております。資格証明書につきましては、資格証明書の交付要綱等も定められておりますけれども、一定の基準、厚生省令で定めるいろいろな基準等がありますが、その中でも特別な事情というのがありまして、保険税を納付することができないと認められる事情がある方に限り、資格証明書の交付を行うというふうな形になっております。それにつきましては、場合によっては、お医者さんにかかれないで、病状が悪化してしまうとか、最悪の場合には命にかかわるといふようなこともありますので、資格証明書の交付につきましては、払え

るのに払わないような方、それを慎重に審査をして、資格証明書の発行についてはよく検討して、必要な場合にはそのような措置をとらざるを得ないかなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 職員給与費の繰入金ということでちょっと聞きたいと思います。

職員が皆野と比べて余っているという話はよく聞きます。しかし、この関係で見ますと、これは新しく職員を入れたのと同じという意味ではないかと思えます。いろいろ皆さんがご苦勞いただいて、手当を減らすという中で新しく職員がこれだけの分を払うということは、どこから異動だという話は聞きましたけれども、異動したら前の分が減るわけなのだけれども、これは減らずに、これだけの分が余計ふえるということはどういう意味なのか。なぜ払わなければならないのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 給与費につきましては、職員の内部異動、内部異動というのは、内部の担当事務をかえたということなのです。特に国保とか介護とか、その法律等がどんどん変わって、内容を理解してその事務を行うには、かなりの時間を要します。若い女性の職員ですと、産休に入ってしまうとか、そういうこともありますと、その事務が滞るといふようなことも考えられますので、1人だけではなくて、ほかの職員にもその辺のところの実務を勉強していただいた方がいいだろうということで、職員の担当をかえました。今までは扶養のない方でしたから、扶養もなく、また若い、年齢の若い方でしたので、給与費につきましても少ない額で済んだのですけれども、今の担当につきましては、ある程度経験のある、年もある程度、女性ですので、余り言えないのですけれども、そういう方になりましたので、給与もそれなりに高くなっているというふうなことから、若い職員で見ていた給与費では不足しますので、不足する分を一般会計の方から繰り入れをさせていただくということにさせていただきました。それで、その差額については、今まで国保の特会で支払っていた給与が今度は一般会計の方で払われることとなりますので、その差額分については同額一般会計の方が減るのではないかと思いますので、総体では給与費については、全体では変わらないということになります。

以上です。

○6番（野原武夫君） はい、わかりました。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第65号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、議案第66号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第66号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入では国庫支出金の増額及び県支出金の減額、歳出は居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費などの増額及び施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費などの減額のため、歳入歳出予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第66号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額は5億3,084万8,000円で、予算の総額については変わっておりません。増減はございません。補正区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、2、3ページをごらんください。歳入では、国庫支出金を増額し、県支出金を減額させていただくものでございます。これは介護給付の内容によりまして、国・県の補助率の相違によりまして、国庫支出金については増額、県支出金については減額をさせていただくものでございます。

歳出につきましては、介護サービス等諸費につきましては、1,100万円の増、介護予防サービス等諸費については同額の1,100万円の減とさせていただくものでございます。

補正内容につきましては、補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをごらんください。

まず、歳入予算の補正内容でございますけれども、款3の国庫支出金、目1介護給付費負担金でございますけれども、サービス給付費の国庫負担金につきまして、介護給付費の負担金の増額が見込まれるということから55万円を増額させていただくものでございます。

次に、款5の県支出金、介護給付費負担金でございますが、こちらにつきましては、県負担金、同額55万円の減額が見込まれるということで、減額の補正をさせていただくものでございます。

次に、歳出でございますけれども、歳出につきましては、介護サービスの実績、今年度の実績から今後の所要額を試算いたしましたところ、過不足が生じるということが見込まれることによりまして、不足する部分に追加いたしました。余る部分を減額させていただくということでございます。

居宅介護サービス給付費につきましては、1,500万円の増、それから地域密着型介護サービス給付費に

については200万円の増、施設介護サービス給付費につきましては1,100万円の減、居宅介護サービス計画給付費につきましては500万円の増でございます。

次に、項2の介護予防サービス等諸費でございますけれども、1の介護予防サービス給付費につきましては1,000万円の減、介護予防サービス計画給付費につきましては、100万円の減とさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第66号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、議案第67号 埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第67号 埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立についての提案理由を申し上げます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合を設立することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第67号 埼玉県後期高齢者広域連合の設立についてご説明申し上げます。

広域連合の設立につきましては、医療制度改革の一環として行われるものでございますが、健康保険法等の一部を改正する法律の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定によりまし

て、市町村は75歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるということになりました。また、健康保険法等の一部を改正する法律の附則で、高齢者医療確保法の施行準備のため、平成18年度の末日までに都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとしてとされており。

広域連合の規約につきましては、厚生労働省保険局からのモデル規約をもとに、埼玉県後期高齢者医療広域連合設立準備会において、埼玉縣市町村課との協議を経て策定され、10月31日付で各市町村あてに送付されたものであり、県内全市町村において今議会で同一の規約の議決を求めるものでございます。

規約の内容につきましては、地方自治法第291条の4で規約に設けるべき事項について具体的に示されておりますが、1として、広域連合の名称、2として、広域連合を組織する地方公共団体、3、広域連合の区域、4、広域連合の処理する事務、5といたしまして、広域連合の作成する広域計画の項目、6として、広域連合の事務所の位置、7、広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法、8として、広域連合の長、選挙管理委員会、その他執行機関の組織及び選任の方法、9として、広域連合の経費の支弁の方法、以上について規定することが義務づけられております。

それでは、規約をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、第1条は、広域連合の名称ですが、名称につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合という名称にするということで、名称に関する規定でございます。

第2条は、広域連合を組織する地方公共団体でございますけれども、埼玉県内の全市町村とするものでございます。

次に、第3条は、広域連合の区域に関する規定でございますけれども、埼玉県の区域とするということでございます。

第4条は、広域連合の処理する事務に関する規定でございますが、ここにありますように、(1)から(5)までの事務を処理するものとするということでございます。

第5条は、広域連合が作成する広域計画に記載する項目について定めたものでございます。

第6条につきましては、広域連合の事務所の位置でございますけれども、さいたま市内に置くということでございます。現在の予定では、埼玉県浦和大久保合同庁舎というのがあるそうですが、そちらが予定されているようでございます。

次に、広域連合議会の組織についての規定でございますが、第7条で、定数についての規定がございしますが、定数につきましては、20人とするということでございます。1枚めくってください。2項につきましては、広域連合の議員の配分でございますけれども、市長7人、町村長3人、市議会議員7人、町村議会議員3人というふうな合計で20人というふうなことが予定されています。

第8条につきましては、広域連合議員の選挙の方法についての記述でございます。関係する組織等からの推薦等によって候補者となれるというふうな規定でございます。

第9条でございますけれども、広域連合議員の任期についての規定でございますが、任期につきましては、当該関係市町村の長又は議員としての任期によるという定めでございます。

次に、第10条をごらんください。第10条は、広域連合議会の議長及び副議長の選任の方法でございます。これについては選挙で行うという規定でございます。

第11条は、広域連合の執行機関の組織について、第12条は、選任の方法についての規定でございます。

第13条は、任期についての規定でございます。

第14条は、補助職員に関する規定でございますが、第11条に規定する者のほかに、会計管理者及び広域連合に必要な職員を置くというふうになっております。平成19年度につきましては、予定では35名程度、そのほか臨時職員を雇用するというので、40名程度の人員で諸準備を行うようなお話を伺っております。平成20年度以降につきましては、職員数45名程度、これはまだはつきりしませんけれども、45名程度の見込みのようでございます。

第15条につきましては、選挙管理委員会の設置の規定でございますが、4人の選挙管理委員を置くという規定でございます。

第16条につきましては、広域連合に監査委員を2名置くという規定でございます。

第17条は、広域連合の経費の支弁の方法でございますけれども、これにつきましては、右側に表がありますが、こちらの方に細かく載っておりますが、共通経費等の負担割合、医療給付に要する経費の負担すべき額、それから保険料その他の納付金に関する規定等について定められております。

第18条につきましては、補則ということで、この規約の施行に関し必要な事項については、広域連合長が規則で定めるという規定でございます。

附則につきましては、今後の経過措置ということでございます。

別表の第1、第4条関係、別表第1が一番下でございますけれども、こちらにつきましては、各市町村の方で処理する事務等について列記をされているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 先ほど補正予算の中でも言いましたように、この法律は、ことしの6月14日に国会で自民・公明の政権の中で成立しました。この中身を見ますと、こういういろんな、まだ国民はこの問題については、はっきり言って国会で決められたことが国民には知らされておられません。みんなわかっておりません。これを見ますと、私も初めてびっくりしたのは、75歳以上と障害者を国保会計の別として後期高齢者医療連合をつくって、それでやっていくということだと思ふのですよ。このやり方についても、全く国が一方的に国民が反対をしないまま、怒りがわかないまま成立されてしまったと私は思っています。私個人もこの高齢者医療連合なんていう名前を本当に知らなかったのですよ、6月ですから。しかし、この問題点について私はいろいろちょっと新聞報道というか、この本のことでちょっと知ったのは、この連合が埼玉県でたったの20人で議会を構成すると。それで、今高齢化が進んでいるのが町村段階ですよ。一番特に私たちの町だって、高齢率はどうだ、こうだと言えば、もう過疎はもっともっと大変な国保会計なのに、もうまだまだ大変な医療会計になるのではないかという心配をしております。

そこで、質問です。この20人で、市長が7人、町村長が3人、市会議員が7人、たったの町村議会議員は3人で構成されている。たったの20人で埼玉県のこの広域連合議会をやるということですから、全くこれはなおぎりの、なおぎりと言うのではないけれども、要するに町民や高齢者の意見が通らないのではないかというふうに思っております。

そこで、ぜひこの問題については、2年後から後期高齢者ということで会計をやられるわけですから、どんどんいろんな問題点をやっぱり挙げていかなければならないと思っております。そういう点で、ぜひ挙げていただきたい。この問題を論議するというのは大変なことなので、要するに改悪法のねらいということでこれ本を抜粋してきましたけれども、高齢者重症患者への負担増、医療抑制で命と健康を破壊、あ

と療養病床の削減、高齢者の追い出し、大量の介護難民、医療難民が発生する。次、後期高齢者医療制度というのは、過酷な保険料を取り立てて、給付を切り捨てるということで、あと健診、保健指導の強化、不健康な人にはペナルティーということで、何かそういう人にはここまでしかお金を面倒見ませんよということに、あと都道府県に給付費削減を競わせると、要するにそういうことがされております。

なぜこういうことをやられるかという中に書いてあるのは、財界の要望にこたえた医療保険を変質させると。アメリカ並みの医療制度で先ほど言ったように、金のない人は医療にかからないでしなさいということです。やっぱり問題は、この法律は、私たち長瀬町の現場で問われる問題としては、本当に弱者切り捨てですから、事務の要するに職員も減らす、公務員を減らす中で、今度職員が相当それに追われることになるのではないかと考えております。

そういう立場から、広域の要求についてです。後期高齢者医療制度をめぐって、今後どういうふうな観点で何か続いて心配されているかについて答えられたら答えていただきたい。私はこういう問題については、たとえ補正予算で通ったとしても、本当は国が決めたから黙っているわけではございません。こういうことで答えられたら答えていただきたい。本当に大変な問題になると思うのですよ。それでなくたって、先ほど2番議員が言ったように、健康保険証を発行できないほど払えないという人がどんどん出てくるのではないかと心配しております。答えていただけますか。よろしくをお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 広域連合につきましても、規約をつくりまして、その規約を本年度中につくると。平成19年度で諸準備を行って、平成20年度からスタートということですが、先ほどから申し上げましたように、現在準備段階です。広域連合ができましたら、広域連合の議会において、いろいろ条例等でもかなりの数の条例等が必要になってくるということで、その中でいろいろ細かく規定されるのかと思いますけれども、それが決まっていない段階、また広域連合で広域の計画を立てるというふうなこともうたわれておりますし、その計画の中にどんなものがどんな形で盛り込まれるかというのは、今の段階ではわかりません。

今回の後期高齢者医療制度を広域連合で運営するメリットについてなのですが、いただいた資料によりますと、各市町村でそれぞれ行われている事務を広域連合に集約することによって経費の節減が可能となる、また今後における高齢者の増加を考慮すると、市町村単独で保険制度を維持することが可能かどうかの問題もあり、将来にわたり保険制度を持続可能なものとしていくために、広域連合を設け、広域的に対応することにより、財政運営の安定化が図られるというふうに書かれております。実際そのとおりになるかどうかというのは、今の段階ではわからないわけですが、そういうメリットがあるというふうに説明を受けております。

それから、広域連合に市町村の意向が反映されないのではないのかというふうなことでございますけれども、広域連合の議員の数につきましては、全国の都道府県の状況等を踏まえまして、それにならった形で決められているようでございます。各市町村の意向を反映できるかどうかということについては、この資料によりますと、広域連合は特別地方公共団体として地方公共団体からは独立した団体ではあるが、後期高齢者医療制度の保険料徴収や窓口業務は市町村が行うとされており、保険者としての性格上、市町村と密接な関係を持って運営される。また、広域連合長、広域連合議員が市町村長あるいは市町村議会議員から選出され、職員は関係市町村の派遣職員であることから、市町村の意向に沿った運営が行われることと考えるということで、断定的ではないですが、そういうことで考えられますよというふうな説明

があります。

それで、後期高齢者、これちょっと古い資料なのですがけれども、現在の国民医療費が31.5兆円、31兆5,000億円というふうなことで、このまま放置といいますか、今の状態で進めていきますと、さらにこの医療費の増加が見込まれるというふうなことで、今回の医療制度改革自体が医療費をいかにして削減していくかというふうなこと、そういうことが根底にあるのではないかと思います。また、後期高齢者の関係でも、恐らく10兆3,000億円くらい、給付費としては10兆3,000億円、合計で11兆4,000億円くらいが見込まれているようでございますが、そうした非常に莫大な医療費についてどんなふうに節減していくかということの中で、後期高齢者医療の広域連合の設立ということが浮かんできたのかというふうに思います。

また、それとは直接はかかわりはないかもしれませんが、特定健診とか保健指導関係が、これが義務化に平成20年度からなるということで、そちらの事務も市町村に出てくるわけですので、市町村としては大変な人的にも財政的にも負担が出てくるわけですが、これも法律等で決められていることでございますので、要望等はこれから出していく必要はあるのでしょうかけれども、広域連合の設立については、各市町村の議会で協議をいただいて、議決いただきませんと設立できませんので、その辺ご理解をいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は国会の中で幾らか報道を見ましたときに、やはり今自民党・公明党の政権は、本当に今まで自分たちが政権についていて、もうむだ遣いをし、そして国民が本当に望まないことを、イラク派兵やら、そういうお金にはどんどん費やして、国民の意見を聞かないで進めている。そういう中で、今度の6月14日の国会で成立したこの後期高齢者医療制度というのは、医療費がかさむから、結局なるだけ医者にかからないで、お金をかけないということで、国の財政をそういうところからむしり取ろうとしているわけです。私が思うのには、これは国の政治のことですから、余り言っても長くなりますけれども、要するに自分たちがやってきた税金をむだ遣いをして、例えば年金会館や保養所をつくっても、結局後も見ずに使ってしまった、そしてチャラにして、だれも責任を負わないで、例えばそんな保養所を本当に民間にただみたいな形でしてしまった。そのそういうツケを、一つなのなのですが、挙げたのは、結局高齢者の医療費などにそういう犠牲を強いられるということになるのです。

そういう意味では、この問題について、ただ単に国がやることだからと黙って納得するわけにはいきません。長くなりますから、そういう立場から、私はこの広域連合の設立の問題についての医療費改悪は反対していきます。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

11番、野口清君。

○11番（野口 清君） 賛成討論をいたします。

75歳以上の高齢者ですか、年寄りほうんと医療がかさむので、それを分離して町の国保会計がスムーズにいくようにするという骨子なので、悪い法律ではないのです。非常にいい法律で、元来自分のことは自分で出して、自分の医療費は自分で出してやるのが当たり前のことなので、ごく当たり前の法律だと思いますので、賛成いたします。

○議長（西山津智男君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより議案第67号 埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第10、議案第68号 彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第68号 彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更について協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第68号 彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更についてご説明申し上げます。

先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、平成19年4月1日に施行されます地方自治法の一部改正に伴いまして、収入役制度の見直しが行われますので、彩の国さいたま人づくり広域連合規約の一部変更協議について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、主な変更内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。今回の改正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方自治法の一部改正によりまして、平成19年4月1日より収入役が廃止され、会計管理者を置くこととなったことに伴う改正でございます。

第11条でございますが、「副広域連合長2人及び収入役1人」を「及び副広域連合長2人」に改めるものでございます。

次に、第12条第4項でございますが、「及び収入役」を削るものでございます。

次に、第13条でございますが、「、副広域連合長及び収入役」を「及び副広域連合長」に改めるものでございます。

次に、第14条でございますが、「吏員」を「会計管理者」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は、平成19年4月1日から施行するものとするものでございます。

なお、本広域連合につきましては、埼玉県と県内市町村で構成されており、総務大臣許可となりますので、日程の関係上、本議会に提案させていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 広域連合の場合、今度収入役は置かなくてもいいというふうになるわけですね。長瀬町は既に収入役は置いていませんけれども、そうすれば埼玉県の広域連合で収入役がなくなれば、ほかの市町村でも収入役は置かないようになるのでしょうか。

それで、あともう一つは、収入役というものは、今までは置かない問題については、やはりチェックをするこの手法についてはどのような形で行われるのでしょうか。この会計管理者、会計監査に任せるようになるのでしょうか。

以上ですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ただいまご提案申し上げましたのは、あくまで彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更でございますが、この広域連合が変わるから市町村の収入役も変わるということではなくて、地方自治法の改正によりまして、収入役が廃止されたということなのです。それに伴って、先に広域連合の規約変更を上程したということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、収入役のかわりにここで、自治法で規定されておりますが、今度は会計管理者ということで、長の補助機関である職員の中から長が任命しまして、職務を行うということで自治法が改正されました。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第68号 彩の国さいたま人づくり広域連合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第69号の説明、採決

○議長（西山津智男君） 日程第11、議案第69号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたします。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第69号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育委員のうち出牛多恵子氏の任期が平成18年12月22日で満了となりますので、その後任人事であります。

野村美和子氏は、鹿児島県出身で、昭和48年3月、県立鹿児島商業高校を卒業され、その後結婚して、昭和58年より岩田区にお住まいで、現在高校に通うお子様を育てている主婦であります。昭和63年から16年間、自営業の食堂を手伝い、平成16年5月から訪問介護の仕事に従事し、現在に至っています。明朗快活、スポーツが大好きで、何事にも積極的に取り組む姿勢が主婦の立場から、また働く女性の立場から、子育て経験を生かした教育行政の推進役としてご活躍いただけることと存じます。長瀬町教育委員会委員として、野村美和子氏を任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第69号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり同意されました。

◎議案第70号の説明、採決

○議長（西山津智男君） 日程第12、議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
議案を事務局に配付いたします。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたします。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 提案理由の説明を町長に求めます。
町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。
人権擁護委員、岩田洋氏の任期は、平成19年3月31日で満了となりますが、引き続き岩田洋氏を候補者として推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり同意されました。



◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西山津智男君） 日程第13、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 以上で今定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。
町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、すべての議案を原案どおり議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見・ご提案や一般質問でいただきました意見などにつきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。今後とも「町民が主役」を基本理念に町政運営を進めてまいりたいと存じます。なお、今後は、議会の皆様との対話を積極的に推進し、懸案の解決に向けていきたいと存じます。今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様にご協力いただきましたことに対し、心からお礼を申し上げ、ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、健康には十分ご留意され、また交通安全にもご留意の上、新しい年を迎えられますようにご祈念を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（西山津智男君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対して、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

年末を迎え、寒さも一段と厳しくなりました。風邪など引かぬようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして平成18年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年 2月28日

議 長 西 山 津 智 男

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 梅 村 務